# 農薬取締法の一部を改正する法律案要綱

第一 農薬の登録事項の追加等

一農薬の登録事項として、次に掲げる事項を追加すること。

| 農薬原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等

(二) 使用期限

(三 使用に際して講ずべき被害防止方法

四 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

(第三条第二項関係)

農薬 0 登 録  $\mathcal{O}$ 申 . 請 に おい て、 試験成績のうち農林水産省令で定めるものは、 その信頼性を確 保するた

めに必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験によるものでなければならない

ものとすること。

(第三条第二項関係)

 $\equiv$ 農薬の登録の申請をする者は、 当該申請に係る農薬の農薬原体が、 現に登録を受けている農薬の農薬

原体とその成分及び毒性の強さに お いて同等であるときは、 農林水産省令で定めるところにより、 提出

すべき資料の一部を省略することができるものとすること。

(第三条第三項関係)

兀 農林水産大臣は、 登録の申請に係る農薬が、 病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能 の増進 若しく

は 抑 制 に お *\* \ 、 て 特 に必要性が 高 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 又 /は適 用 病害虫  $\mathcal{O}$ 範 囲 一 及 び )使用· 方法 が 類似 はする他 の農薬と比 較

て特 に安全性 が 高 1 ŧ 0) と認 めるときは、 当該 申 請 に係 る農薬に つい ての 審査、 を、 他 0 農薬  $\mathcal{O}$ 審 査 に 優

先して行うように努めるものとすること。

(第三条第六項関係)

## 第二 再評価等

農薬の登録を受けた者は、 農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したと

きは、 当該指定に係る農薬につい て、 農林水産大臣 . (7) 再評価を受けなけ ればならない ものとすること。

(第八条第一項関係)

再評価は、 同一の有効成分を含む農薬について、 農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係

る登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとすること。

(第八条第二項関係)

 $\equiv$ 農林・ 水産大臣 は、 最新  $\mathcal{O}$ 科学的. 知 見に基づく再評価又はその 他  $\mathcal{O}$ 事 由 に より、 農作物等、 人畜 又は 生

活環境動 植 物に害を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、 当該農薬につき、 その登録 なに係る る 部  $\mathcal{O}$ 事

項を変更する登録をし、 又はその登録を取り消すことができるものとすること。

(第九条第二項及び第三項関係)

匹 農林水産大臣は、 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、 整理及び分析を行うように

努めるものとすること。

(第十五条関係)

五 農薬の登録の有効期間を廃止すること。

(旧第五条関係)

一 情報の公表等

第三

その他

(-)農林水産大臣は、 農薬の安全性その他 の品質に関する試験 成成績 の概要、 農薬原体の主たる成分その

他 の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとすること。

(第十四条第一項関係)

(\_\_) 製造者又は輸入者は、 その製造し若しくは加工し、 又は輸入する農薬について、 登録の変更、 失効

又は取消 L があったときは、 販売者及び農薬使用者に対し、 その旨を周知するように努めるものとす

ること。

(第十四条第二項関係)

## 農業資材審議会

農林水産大臣は、 農薬の登録をしようとするとき等には、 農業資材審議会の意見を聴かなければなら

ない ものとすること。

(第三十九条第一項関係)

#### 三 その他

罰則規定その他の規定について所要の整備を行うこと。

#### 第四 施行期 日等

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

えな い範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。 とすること。ただし、第一の一の二から四までに係る規定については、

(附則第一条関係)

公布の日から起算して二年を超

この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第二十条まで関係)

## 農薬取締法の一部を改正する法律

第一 条 農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号) *の* 部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 登録 (第三条—第十五条)

第三章 販売の規制 (第十六条―第二十三条)

第四章 使用の規制等(第二十四条—第二十八条)

第五章 監督 (第二十九条—第三十三条)

第六章 外国製造農薬 (第三十四条—第三十七条)

第七章 雑則 (第三十八条—第四十六条)

第八章 罰則 (第四十七条—第五十二条)

#### 附則

## 第一章 総則

第一 条 中 「行なう」を「行う」に、 「品質の適正化と」を「安全性その他の品質及び」に、 「もつて」

を「もって」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条の見出しを (登録の拒否)」に改め、 同条第一項中「前条第三項の検査」を「前条第四項の審

査」に、 「場合は、 同 項の規定による登録を保留して、 申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、 又は

該農 薬 の品質を改良すべきことを指示することができる」を 「と認めるときは、 同条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録 を拒否

L なけ れば ならない」 に改め、 同項第 号中 中 -請書」 を 「提出され た書類」 に改 め、 同 項 中 第 九 号及び

第十号を削り、 第八号を第十号とし、 同項第七号中「もとに」を「下に」に、  $\overline{\mathcal{O}}$ 事 ·項 」 を 「に掲げ る事

項」に、「いう。第十二条の二」を「いう。第二十六条」に、 「含む。第十二条の二」 を 「含む。 同 条」

に、 「なつて」を「なって」に改め、 同号を同項第九号とし、 同項第六号中 「もとに」 を 「下に」に、「

の事 項\_ を 「に掲げる事項」 に改め、 同号を同項第八号とし、 同項第五号中  $\overline{\mathcal{O}}$ 事項」 を 「に掲げ る事 項

に、 当該農薬が有する土壌につい ての 残留 性 の程度からみて、 その使用 に係る農地等の土壌 0 汚染が

中  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ て 残 使用に係る農作物等の汚染が生じ、 っの 生 留 かつ、 産 事  $\mathcal{O}$ 程 項 」 され 度からみて、 を る畜産 その汚染により汚染される農作物等」 「に掲げる事 物 に、 当該 項」に、 農地等に っな つて かつ、 `人畜」 お 「当該農薬が有する農作物等に į١ て栽培され その汚染に係る農作物等」を を「なって人」 を「その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分 る農作物等 に 改 め、 又は当該農 同号を うい 7 「その使用に係る農作物等 0 同 作物等を家畜 残留 項第七号とし、 性 0 程度からみて、  $\mathcal{O}$ 餇 同 料 項  $\mathcal{O}$ 第 用 匹 に  $\mathcal{O}$ そ 供 号

項」 畜」 当該農薬の成分 からみて、 を 「なって人」 当該: 農作物等又は (その成分が化学的に変化して生成したものを含む。 に改 項\_ に改 め、 め、 同 当該農作物等を家畜 |号を同 同号を同項第四号とし、 項第六号とし、  $\bar{o}$ 餇 料の 同 項第三号を同 同項第一号の次に次の二号を加える。 用 に供 して生産される畜産物」 項第五 次号において同じ。 号とし、 同 項第二号中 に、 0 残留 っな って人  $\mathcal{O}$ ヮ 程 事 度

特定試験成績が基準 適合試験によるものでないとき。

を

「に掲

げる事

三 当該農薬 の薬効が ない と認められるとき。

第三条第一 項に次の 号を加え える。

+ 前各号に掲げ るも  $\overline{\mathcal{O}}$ のほ か、 農作物等、 人畜又は水産動 植物に害を及ぼすおそれがある場合とし

て農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

第三条第二項中 前 項第四 号から第七号まで」 を 「前項第六号から第九号まで」に改め、 同条第三項を

削り、同条を第四条とする。

第二条第一項ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、 「第七条」を「第十六条

に改め、 同条第二項中 「次の」を「次に掲げる」に、「、 農薬の薬効、 薬害、 毒性及び残留性に関する

試 験 成績を記 載した書類並びに農薬の見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関する試験 %成績: を記 載

た に書類そ  $\mathcal{O}$ 他 第四 項 の審査  $\mathcal{O}$ ために必要なものとして農林水産省令で定める資料」 に改め、 同項に 後段段

として次のように加える。

この場合において、 試 験成績のうち農林水産省令で定めるもの ( 以 下 「特定試験成績」という。) は

その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験 。 以

下「基準適合試験」という。)によるものでなければならない。

第二条第二項第一号中 「あつては」 を「あっては」に、 「以下」 を 「第十二号を除き、 以下」 に改め、

同項第二号中 「含有量」 を「含有濃度 (第十一号に掲げる事項を除く。)」に改め、 同項第三号中 「あつ

ては」 を「あっては」 に改め、 同項第七号中 「貯蔵上」 を 「農薬の貯蔵上」 に改め、 同 項第八号中 「製造

場」 を 農 薬の 製造場」 に改 め、 同 項第十号中 「販売する場合に あ つて は を 「販売しようとする農薬に

ついては」に改め、同項に次の三号を加える。

十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

農薬原体を製造する者の氏名 (法人の場合にあっては、 その名称) 及び住所並びに農薬原体の製

造場の名称及び所在地

十三 農薬原体の主要な製造工程

第二条第三項を次のように改める。

3 第 項 0 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請をする者は 当該 申請 に係る農薬の農薬原体が、 現 に同 項又は第三十四条第 項

 $\mathcal{O}$ 登 一録を受けてい る農薬の農薬原体とその成分及び毒性 の強さにお いて同等であるときは、 農林 水 産 省

令で定めるところにより、 前項の 規定により提出 すべ き資料 か 一 部を省略することができる。

第二条中第六 項を第八項とし、 第五 項を 削 り、 同 条第四 |項中 検 査項目、 検査 方法その 他 前 項  $\mathcal{O}$ 検査

を 「第四 項 0 審 査 に改 め、 同項を同 条第七項とし、 同 条第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に次の三項を加える。

- 4 農林水産大臣は、 第一 項の登録 の申請を受けたときは、 最新の科学的知見に基づき、 第二項の申請書
- 及び資料に基づく当該 申 請 に 係 る農薬の 安全性その 他  $\mathcal{O}$ 品 質 に関 民する審古 査 を行うものとする。
- 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 査 に 関する業務 の 一 部を行り わせることができる。

6

5

農林

水

産

大臣

は、

独

<u>\frac{1}{1}</u>

行

政

法

人農

林

水

産消

費安全技術

セ

ン

ター

。 以 下

「センター」という。)

に、

前

農林・ 水産大臣は、 第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録  $\mathcal{O}$ 申 請 に係る農薬が、 病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能 の増

進若しくは 抑制に お *(* ) て特に必要性 が 高 1 も の 又は適用 病 害虫 の範囲及 び 使用方法が 類似する 他  $\mathcal{O}$ 農 薬

 $\mathcal{O}$ 農薬  $\mathcal{O}$ 審 査 に優: 先 して行うように努め るものとする。

と比較

L

て特に安全性

が

高

1

Ł

 $\mathcal{O}$ 

と認めるときは、

当該

申

請

に係る農薬に

つ

( ) 7

 $\mathcal{O}$ 

第四

項  $\mathcal{O}$ 審 査

を、

他

第二条 に次 の 一 項を加える。

9 農林水産大臣 は、 次条第一 項の規定により登録を拒否する場合を除き、 第一 項の登録の申請に係る農

薬を登録 か つ、 次に掲げる事 項を記 載した登録票を交付しなければならない。

- 登録 番号及び 登 録 年 月  $\exists$
- 第二項第二号、 第三号、 第八号及び第十一号に掲げる事 項

 $\equiv$ 水質汚濁性農薬 (第二十六条第二項に規定する水質汚濁性農薬をいう。 第十六条第五号及び第二十

条にお ١, て同じ。) に該当する農薬にあっては、 「水質汚濁性農薬」 という文字

兀

製造者又は輸

入者の氏

名及び住所

第二条を第三条とする。

第一条の三を削る。

第 条の二第一項中 「ねずみ」の下に「、草」を、 「殺虫剤」 の下に「、 除草剤」を加え、 「をいう」

を (肥料取 締法 (昭 和二十五年法律第百二十七号) 第二条第一 項に規定する肥料を除く。) をいう」に

改め、 同 条中 · 第 四 1項を削っ り、 第三項を第四 項とし、 第二項の次に次の一 項を加え デえる。

3 この法律において 「農薬原体」とは、 農薬の原料であって、 有効成分及びその製造の結果残存する有

効成分以外の成分から成るものをいう。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 登録

第五条の二第一項中 「第二条第一項」 を「第三条第一 項」 に、 「あつた」 を「あった」 に改め、 同条第

二項中 「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、 同条第三項中 「第二条第一項」 を「第三条第一項」

に、「あつては」を「あっては」に改め、同条を第五条とする。

第六条第 項中 「第二条第 項」 を 「第三条第 項」に、 「あ つては」 を 「あっては」 に改め、 同 条第

二項中 「第二条第一項」を「第三条第一項」に、 「又は第四号」を 第四号」に、  $\overline{\mathcal{O}}$ 事 項中」 を

第十二号又は第十三号に掲げる事項」に改め、 「生じた日」の下に 「(同号に掲げる事項に変更を生じた

場合にあっては、 その変更後の製造工程により製造された農薬原体を原料とする農薬の製造若しくは 加 工

又は輸 入を開 始 した日) \_\_ を加え、 「あつた」を 「あった」に、 「あつては」を 「あっ ては」 に改 め、 同

項中 「届け出で」 を 「届け出て」 に改め、 同条第六 五項及び第六項中 「第二条第一項」 を 「第三条第

一項」に改める。

第二十一条中 「第十五条の六」 を「第三十八条」に改め、 同条を第五十二条とする。

第二十条第 項中 「第十七条」 を 「第四十七条」に、 「犯人の」 を 「犯人が」に、 「知つて」 を「知っ

て」に改め、同条を第五十一条とする。

第十九条中 「前三条」を 「次の各号に掲げる規定」 に、 「次の各号」を「当該各号」 に改め、 同条第

号中 「第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項」を「第四十七条第一号、 第三号 (第十八条第一

項」に、 「第二号又は第三号 (第九条の二」 を 「第四 号又は第五号 (第十九条」 に改め、 同 条第二号中

第十七条」を 「第四十七条」 に、 第十八条又は第十八条 の 二 を 「又は前二条」 に改 め、 同 条を第五

十条とする。

第十八条の二中「第五条の二第三項、 第六条第一項、 第三項、 第五項若しくは第六項又は第六条の六の

規定に違反した」を 「次の各号のいずれかに該当する」に改め、 同条に次の各号を加える。

第五条第三項又は第六条第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出をせず、 若しくは虚 為の 届出をし、 又は 申請をし

なかった者

一 第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者

第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

第十八条の二を第四十九条とする。

第十八条第一号を次のように改める。

第六条第二項の規定による届 出をせず、 若しくは虚偽 の届出をし、 又は申請をし なか つた者

条第二号中 第十八条第三号中 「第十三条第一項」を 「第十五条の三第一項」 「第二十九条第一項」に、 を「第三十五条第一項」 「第十三条の二第 に改め、 同号を同条第五号とし、 項」 を 「第三十条第 項 同

に 改 め、 同 |号を同 条第四号とし、 同条第 号の 次に 次の二号を加 える。

第十七条第一項又は第三十六条第一 項の規定による届出をせず、 又は 虚偽の 届出をした者

第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、 帳簿に記載せず、 若しくは虚

偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第十八条を第四十八条とする。

め、 四号とし、 を同条第七号とし、 第十七 同号を同 条 同 同条第三号中 0 条第一 条第五号とし、 前  $\mathcal{O}$ 見 号 中 同条第四 出 しを削 「第二条第 「第九条の二又は第十条の四第二項」を 号中 同条第二号中 り、 同 「第十二条の二第二項」を 条第五 項、 第七 一号中 「第九条第二項」 条、 「第十四条第 第九条第 を 一項」 一項、 「第二十六条第二項」に改め、 「第十八条第二項」 「第十九条又は第二十三条第二項」 を 第十条の二 (第十五 「第三十一条第一 に改め、 項 条 の二第六 に改 同号を同 同号を同 め、 項」 に改 条第 条第 同 を 号

「第十八条第

項、

第二十一条

(第三十四条第六項)

に、

第十一

条又は第十二条第三項」

を

「第二十四

条又は第二十五条第三項」に改め、 同号を同条第三号とし、 同号の前に次の二号を加える。

第三条第一項又は第七条第一 項 の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、 又は輸入した者

第十六条の 規定による表示をせず、 又は 虚偽 の表示をして農薬を販売 した者

第十七条を第四十七条とする。

第十六条の四中 「第十三条第一 項」を「第二十九条第一項」に改め、 同条を第四十五条とし、 同条の次

に次の一条及び章名を加える。

(経過措置)

第四十六条 この 法 律 の規定に基づき命令を制定し、 又は改廃する場合にお いては、 その命令で、 その 制

定又は改廃に伴い 合理的に必要と判断される範囲内にお *(* ) て、 所要の経過措置 **(**罰 則に関する経過措置

を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第十六条の三を第四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県が処理する事務)

第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水産大臣 の権限並びに第二十九条第一項

及び第三項  $\mathcal{O}$ 規定による農林水産大臣又 八は環境・ 大臣  $\mathcal{O}$ 権限に属する事務  $\mathcal{O}$ 部は、 政令で定めるところ

により、都道府県知事が行うこととすることができる。

### (権限の委任)

第四十四条 第二十三条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大

臣 0 権 限 は、 農林水産省令で定めるところにより、 その一 部を地 地方農政! 局長に委任することができる。

2 第二十九条第一 項及び第三項  $\mathcal{O}$ 規定による環境大臣  $\mathcal{O}$ 権 限 は、 環境省令で定めるところにより、 その

一部を地方環境事務所長に委任することができる。

第十六条の二第一項中 「公定規格を設定し、 変更し、 若しくは廃止しようとするとき、 又は第九条第二

項」を 「第十八条第二項」に、 「若しくは改廃しよう」を「又は改廃しよう」に改め、 同条第二項中 「第

三条第一 二項 (第十五条の二第六項」 を 「第四条第二項 (第三十四条第六項」に、 「第三条第 一項第 匹 号又

は第五 号」 を 「第四 · 条 第 項第六号又は第七号」 に改め、 同 条第三 |項中 「第三条第二項」 を 第 加 条第二

同 条第一 項第四号又は第五号」 を 同 条第 一項第六号又は第七号」 に改め、 同条第四 ]項中 「 第

項」

十二条第一項」 を「第二十五条第一項」 に改め、 同条を第四十条とし、 同条の次に次の一条を加える。

## (国際的動向への配慮等)

第四 干 条 農林 水 産 大臣 及び環境大臣は、 この 法律  $\mathcal{O}$ 施 行に当たっては、 農薬 の安全性その 他 の品 質  $\mathcal{O}$ 

確 保 に関す る国際的動 向 に十分配慮するとともに、 関係行政機関 の長と密接な連携を図らなけ ń ば なら

ない。

設定し、

変更し、

若しくは廃止

しよう」を

「第三条第

項の登録をしようとするとき

(同

条第三項に

. 規 定

第十六条第 一項中 「第一条の二第一項」を 「第二条第一項」に、 「第一条の三の規定により公定規格を

する場合を除く。 第七条第七項 (第三十四 「条第六 項に お 1 て準 用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 変

更の 登録をしよう」に、 第九条第二項若しくは第三項 第六条の三第一項」を (これらの規定を第三十四条第六項におい \_ (農業資材審 電議会が 軽 微な事 項の変更と認める場合 て準 用する場合を含

「第九条第二項」 を「第十八条第二項」に、 「又は第十四条第三項」 を「第三十一条第三項

に改め、 「変更しようとするとき」 の下に  $\overline{\ }$ 又は第三十四条第 項  $\mathcal{O}$ 登録をしようとするとき (同 条

第六項にお いて準用する第三条第三項に規定する場合を除く。)」 を加え、 聞 聞かなけ れば」 を 聴 かな

六項」 け 第三条第一 れば」に改め、 に、 項」 「第十二条の二第一 に、 同条第二項中 「第十二条第一 項」 「第三条第二項 を 項」 「第二十六条第一 を 「第二十五 (第十五条の二第六項」を 条第 項」 に改 項」 に改 め、 め、 同 条第三項中 同 「第四条第二項 条を第三十九条とする。 「第二条第一 (第三十四条第 項 を

五項」 規定する審査、 第十五条の六中 に、 「第十五条の二第六項」を 第三十条第一項」に、 「第二条第三項及び第六条の二第二項」を 「第三十四条第六項」に、 「第十四条第三項」を 「第三十一条第三項」に、 「第三条第五項、 「の検査、 第十三条の二第一項」 第七条第三項及び第八条第 「第十五条 を の 三 に 第

二項」

を

「第三十五条第二項」

に改

め、

同条を第三十八条とする。

選任しなか 第十一 を「第三十二条」 五 条 0) 0 五 た 第 に改め、 に改 項第二号中 め、 同 「聴聞について」の下に「、それぞれ」 条第三項中 「支払 つて」 「第六条の三第三項」を を「支払って」に改め、 「第九条第五項」に、 を加え、 同項第三号中 同条を第三十七条とし、 「選任 L 「第十」 な カコ 匹 0 た 条の二 同 を

条の次に次の章名を付する。

### 第七章 雑則

第十五名 条 Ö) 几 第 項 中 「第十五条の二第一 項 を 「第三十四条第一項」に、 「は、 次の」 を (当該農

薬の 登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。) は、 次に掲げる」 に改め、 同項ただし書

を削 り、 同 項に後段として次の ように加える。

当該 事 項 (Z 変更を生じたとき、 及び当 該 輸 入者が その 輸 入を廃止したときも、 同 様とする。

に、

第十五条

Ö)

兀

第二

一項を削っ

り、

同

条第三項中

「前二項」を

「前項」

「第十五条

の二第一項」

を

「第三

十四四 条第一項」に、 「あつては」を「あっては」に、 「 第 項の事項中」 を 「前項各号に掲げる事 ·項 」 に

改め、 同 項を同 条第二項とし、 同条を第三十六条とする。

第十一 五. 条 の 三 第三項中 「第十三条第四 項 を 「第二十九条第四 項及び第五項」 に、 「第十三条の二第二

項」 を 「第三十条第二項」 に改め、 同 条を第三十五条とする。

第十五条の二第二項中 「採らせる」 を「とらせる」 に改 め、 同条第四項中 「登録外国製造業者 は の 下

に 農林水産省令で定めるところにより」 を加え、 「真実かつ完全に」を削り、 「少なくとも三年間 そ

 $\mathcal{O}$ 帳 簿 を 「これ」に改め、 同 条第 五 項中 「国内管理 人は」 の 下 に 農林水産省令で定めるところによ

り を加え、 「少なくとも三年間そ O帳簿」 を「これ」に改め、 同 条第六項中 「第二条第二 項、 第三項及

び第六項、

第三条から第五条まで、

第六条の

五並びに第六条の七」

を

「第三条第二項

から第九項まで、

第

第五 造 兀 業 第六条の六及び第七条 を 者 条 「つい に か 第十一条及び第十三条」 5 0 第 1 て、 八 て、 条ま 第十 第 九 で、 条及び 四条第二項、 第十条第二項、 (ただし書を除く。 第十 に、 条 第十八条第四項及び第二十一条」 第 項 第十二条及び第十六条 第二条第五項、 <u></u>の に、 規定は登録 第 五 第六条の三及び第六条の 条 外国 か 二 (ただし書を除く。 か [製造業者 ら第六 に改め、 に、 条 の二まで、 第九条第四 国 四第一 B内管理·  $\mathcal{O}$ 第六 項」 規 人に」 項 定 を 及び 条 は 登  $\mathcal{O}$ の下 第 録 兀 + 第 外 に · 条 玉 項 製  $\mathcal{O}$ 

項」 つい . て、 を 「第三十 それぞれ」 应 [条第 を加え、 項 に改め、 「第二条第二項第一号」 「製造・ 方法」 とあ を る 「第三条第二項第一  $\mathcal{O}$ は  $\Box$  $\mathcal{O}$ 下に 農薬 号」 に、  $\bigcirc$ を 「第十五名 加 え、 条 同 の二第 条第三

項中 週 間 とあ る のは 月 と、 同条第三項 中 箇月」 とあるの は 「二月」と、 第五条 の二第

項 第 T

五.

号

を

同

条

第

九項

第四

号

に、

第三条

第三

項

中

筃

月

とあ

る

0

は

二月」

と

第

加

条

第

項」 を 「第五 条第一 項」に、 「」とあるの は 「製造業 を  $\bigcup_{i=1}^{n}$ とあるのは 「製造業 に、 لح

を  $\bigcirc$ ٢, 製造若しくは 加 工 一又は 輸 入の事 業を」 とあ るの は 「製造業を」 と に改 第六条

第二 薬で本邦 一項中」 に輸 0 出される 下に 「農薬 るも  $\tilde{\mathcal{O}}$ 0  $\mathcal{O}$ 製造 製造若 又は L 加工」 くは 加 と、 工 又 は 輸 を加え、 入 とあ 「第六条の五第二号」 る *(*) は 「第三十四 [条第 を 「第十一条第二号」 項  $\mathcal{O}$ 登 録 に 係 る農

20

に、 「第二条第一項」を「第三条第一項」 に改め、 「及び第六条の六第一号」を削り、 「同条第四号及び

第六条の七中 「第十四 · 条 第 項」 を 「第十二条第三号及び第十三条中 「第三十一条第一 項」に、 「第十五

条の 五 第 項」 を 「第三十七条第 項」に、  $\neg$ 第七条」 を 第十四条第二項中 「その 製造 し若 しくは

加工し、 又は 輸入する農薬」 とあるのは 「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦 に輸出されるも <u>(</u>)

と 第十六条」に、 「第九条第四項中」を 「第十八条第四項中」に、 「第十条の二中」を 「第二十一条中

」に改め、同条を第三十四条とする。

第十五条中 「第十四条」 を 「第三十一条第一 項」 に、 「取消」 を 「取消 に改め、 同条を第三十三条

とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 外国製造農薬

第十四条の二を第三十二条とする。

第十 ·四条第 項中 「第二条第一項」 を 「第三条第 項」 に改め、 同条第二項中 「第九条第一項」を「第

十八条第一項」 に、 「第九 条の二又は第十条 の二第 項」 を 「第十 九条又は第二十一条第 項」 に 改 か、

条第三項中 「なつた」を 「なった」 に改め、 同 条第四 1項中 「第九条第一 項」を「第十八条第一 項」に、

同

|第九条の二並びに第十条の二第一項| を 「第十九条並びに第二十一条第一項」 に改め、 同条を第三十一

条とする。

第十三条の三及び第十三条の四を削る。

第十三条の二 第一 項中 「農薬使 川者」 の下に「又は農薬原体を製造する者その 他 の関係者」を、

くは使用」の下に 「若しくは農薬原体の製造その他の事 項\_ を加え、 同項ただし書中 「よつて」を ょ 0

一若し

に改め、 同条第三項中 「従つて」 を「従って」に、 「行つた」 を 「行った」 に、 「の定める」 を 「で

定める」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前条 第 四 項 及び 第 五 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による集取 又は立 入検査 に っつい て準用する。

第十三条の二を第三十条とする。

第十三条第 一項中 「又は除草剤販売者」 を 「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の

関係者」に、 第二条第一項、 第三条第一 項、 第六条の二第三項、 第六条の三第 項、 第六 条の 兀 第 項

第七条、 第九 条第 項」 を 「第三条第一 項、 第 匹 · 条 第 項、 第七 条第八項 第九· 条第二 項 及び 第三項

第十条第一 項、 第十六条、 第十八条第 項」 に、 「第九条の二、 第十条の二、 第十 条の四、 第十 条、 第

十二条第三項、 第十二条の二第一項並びに第十四条第一 項 を 「第十九条、 第二十一条、 第二十三条、 第

一十四条、 第二十五条第三項、 第二十六条第一 項並 びに第三十一条第一 項」 に改め、 除 草 剤  $\mathcal{O}$ 販 売  $\mathcal{O}$ 

下に 若 しく は |農薬| 原 体 0 製造 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項 を 加 え、 同 項ただし 書中 よ つて」 を 「よって」 に 改

同 条第二 一項中 「の定める」 を 「で定める」 に改 め、 同 条第一 三項中 「又は除 草 剤販売者」を 「若しく は 除 草

剤販 (売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」 に改め、 「除草剤 の販売」 の 下 に 「若しくは農薬」 原

体 .. の 製造そ 0 他 の事 項」 を加え、 同項 ただし書中「よつて」 を 「よって」 に改め、 同 条第四 項中 あ 0 た

を 「あ 0 た に改め、 同 条に 次  $\mathcal{O}$ 項 を加り える。

5 第 項 及 び 第三 項  $\mathcal{O}$ 規定による 集 取 及び立 入 検査  $\mathcal{O}$ 権 限は、 犯罪 捜 査 0) ために認め 5 れ たも のと解釈

てはならな

第十三条を第二十九条とする。

第十二条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 見出 し中 「農林-水産大臣」 の 下 に 環境大臣」 を加え、 同条中 「農林水産大臣」 の 下

に 環境大臣」 を加え、  $\overline{\mathcal{O}}$ 確 保 と品質  $\mathcal{O}$ 適 正 化 を 「及びその安全性その 他の 밆 質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 保 に改め、

同条を第二十八条とし、 同 条の 次に・ · 次 の章 名を付する。

## 第五章 監督

第十二条の三の見出 しを 「(農薬の使用に関する理解等)」に改め、 同条中 「当たつては」を 「当たっ

ては、 農薬の安全か つ適正な使用に関する知識 と理解を深めるように努めるとともに」に改め、 同条を第

二十七条とする。

第十二条の二第一項中「をもつて」を「で」に、 「の各号の」を「に掲げる」に、「すべて」を「全て

に改め、 同項第一号中 「まとまつて」を「まとまって」に改め、 同項第二号中「まとまつて」を 「まと

まって」に、 「もとでは」を「下では」に、 「なつて」を「なって」に改め、 同条第二項中 「水質汚濁性

農薬」 を 前 項の規定により指定された水質汚濁性農薬 (以下単に 「水質汚濁 性農薬」 という。)」に、

「なつて」を「なって」に、「をもつて」を「で」に、 「行なう」を「行う」に改め、 同条を第二十六条

とする。

第十二条第 一項中 「をもつて」を「で」に、 「第二条第一項又は第十五条の二第一項」を「第三条第一

項又は第三十四条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十一条中 「の各号」を削り、 同条ただし書中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、 同条第

号 中 「第七条」 を「第十六条」に、 「第九条第二項」 を 「第十八条第二項」 に改め、 同条を第二十四条と

する。

第十 条 の四 第二項中 「とらなかつた」 を「とらなかった」 に改め、 同条を第二十三条とし、 同条  $\mathcal{O}$ 次に

次の章名を付する。

第四章 使用の規制等

第十条の三第 一項中 「であつて」を「であって」に改め、 同条を第二十二条とする。

第十条の二第 一項中 「含有量」を 「含有濃度」に、 「第二条第一項」を 「第三条第一項」 に、 「第十五

条の二第一項」 を 「第三十四条第 項」に改め、 同条を第二十一条とする。

第十条中「。)は」 の下に  $\overline{\phantom{a}}$ 農林水産省令で定めるところにより」を加え、 「あつては」を 「あって

は」に、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、 「第十二条の二第一項の」及び「、 真実 カ

つ完全に」を削り、 「少なくとも三年間その帳簿」を 「これ」に改め、 同条を第二十条とする。

第九条の二中 「第十四条第三項」 を 「第三十一条第三項」に、 「伴つて第三条第一 項第二号か こら第七日

までの各号」を 「伴って第四条第一 項第四号から第九号まで又は第十一号」に改め、 同条を第十 九条とす

項 に 号」 おいて同じ」 第九条第一 (これらの規定を」に、 を 「第二十四 項中 を削り、 「第七条 1条第 「第六条の四第一項」を 号 「第十五条の二第六項」を (第十五条の二第六項」 に改 め、 同 条第二項中 「第十条第一項」に、 を 「第三十四条第六項」 「第十六条 「第六条の三 (第三十四条第六項」に、 一第 「伴つて第三条第 項 に改め、 を 「第九・ 条第二項 第十六条第 一項第二号か 「第十一条第 又 は 第三 5 項

七 で定めるところにより」に、 え 条 」 を 「規定により第十六条」に、 「第七条」 「よつて」を を 「第十六条」 「より」 に改め、 に改め、 同条第三項中 同 条を第十八条とする。 「農: 林水 産省令をもつて第

第七号までの各号」を

「伴って第四条第一

項第四号から第九号まで又は第十一号」に、

「をもつて」

を

第八条第一 項中 「次項、 第十三条第一項」 を「第二十九条第一項」に、 「第十四 条第四 [項] を

条第四項」 に改め、 「° ) は」の下に  $\neg$ 農林水産省令で定めるところにより」 を加え、 「次の」を「

次に掲げる」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

第八条第二項を削 り、 同条第三項中 「前二項」 を 「前項」 に、 「開始した」 を 開 始する」に、 「あつ

廃止」 ては」 を「あっては」 を 加え、 「 第 に、 項  $\bigcirc$ 事 「増設した」 項中」 を 同 を 項各号に掲げる事項」 「増設し、 又は廃止した」 に改め、 に改め、 同 項を同 「その増設」 条第二項とし、 の 下 に 同 「又は 条を

第十七条とする。

を削 削 号を第七号とし、 第二号とし、 第三号中 第九号とし、 第七 り、 条中 同 条ただし書中 「含有量」 「あつては」 「あ 同条中 同条第十一号中 つてはその」 第九号を第八号とし、 を 第四号を第三号とし、 を 「第十五条の二第一項」を 「含有濃度 「あっ を 「製造場」 ては」 「あっては、 (第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。 に改め、 を 同条第十号中 第五号を第四号とし、 「農薬 その」 同 号を同 の製造場」 「第三十四条第一 に、 「貯蔵上」 条第五号とし、 「次の」 に改め、 を を 同条第六号中 項」に改め、 「農薬 「次に掲げる」 同号を同条第十号とし、 同  $\mathcal{O}$ 条 中 貯蔵上」 第七号を第六号とし、 「第十二条の二第 )」に改め、 同条第二号を削 に改め、 に改 め、 「真実な」 同条第十二 同号を同 同号を同 り、 項 第八  $\bigcirc$ 同 条 を 条 条

三項まで」に、 第六条の七中 「第二条第 「第六条の 兀 第 項 項」 を 「第三条第 を 「第十条第 項」 項」 に、 に、 「第六条の三第 「第六条の五」 項」 を を 「第十一条」 「第 九条第 に、 項 か 「第十 5 第

号を同条第十一

号とし、

同条を第十六条とする。

四条第 一項」を「第三十一条第一項」 に、 「次の」 を「次に掲げる」 に改め、 同条を第十三条とし、 同条

 $\mathcal{O}$ 次に次の二条及び 章名を加 える。

信情 報  $\mathcal{O}$ 公表等)

第十四条 農林水産大臣 は、 農薬の安全性その他 品質に関する試 **以験成績** の概要、 農薬原体の主たる成分

その 他 の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

2

製造者又は輸入者は、

その

製造し若しくは加工し、

又は輸入する農薬について、

登録

の変更、

取

消

又は失効が あ 0 たときは、 販売者及び農薬使用者に対 Ļ その旨を周知するように努めるものとする。

(科学: 的 知 見  $\mathcal{O}$ 収 集等)

第十五条 農林 :水産-大臣 は、 こ の 章 の規定の円滑な実施を図るため、 農薬の安全性その他の品質に関する

科学的. 知 見 0 収 集、 整理及び分析を行うように努めるものとする。

第三章 販売  $\mathcal{O}$ 規 制

第六条の六 中 第二条第 項」 を 第三条第 項」 に、 「第三号に」を 「第二号に」に、 「第二条

第二項第三号又は同条第三項第四号の」 を「第三条第二項第三号若しくは第十一号又は第九項第三号に掲

げる」 九条第 第 同 項 条第三号中 に改め、 項から第三項まで又は第三十一条第一項」に改め、 に 改 め、 同条第一号を削り、 「第六条の三 同号を同 条第二号とし、 一第 項又は第六条の 同条第二号中「失つた」 同 条第 兀 厄 第 号 中 項」 「第六条 を「失った」 を 同号を同 「第九条第二 の三 第一 条第三号とし、 に改め、 項 |項若 又は第十四 しくは第三項又 同号を同条第 同条を第十二条とす 条第 項 は 第十条 を 「 第

事 **項** 第六条の五中 中 を 「第三条第二項第二号に掲 第二条第一項」を「、 げる事で 第三条第一 項 に 改 項」 め、 に改め、 同 条第二号及び第三号中 同条第一 号 中 「第二条第二項第二号の 「第二条第一 項」 を

る。

第三条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第四 「なつた」 第六条の |号の| を を 匹 第 同 「なった」に改め、 項中 一条第九項第三号に掲げる」 「第十二条の二第一項」を 同条第二項中「第二条第一項」を に改め、 「第二十六条第一項」に、 同条を第十条とする。 「第三条第一項」に、 「あつた」を 「あった」に、 「第二条第三項

第 第六条の三 項」 の 下 に  $\mathcal{O}$ 見出 「から第三項まで」 L を (再評) 価 を加え、 等に基づく変更 「あ つては」  $\mathcal{O}$ 登 録 を 及 び 「あ 登 録 っては」 の取消 に改め、 に改 同 |項を同な め、 同 条第 条第 五項とし 項中

改め、 項」 での各号」を て 同 を 林 条第二項中 を 水 「やむをえない」 「第三条第二 産 「第三条第二項第三号に掲げる事 大臣 「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、 は 「前項」 項第三号又は第十一号に掲げ  $\mathcal{O}$ 下 を削 を に 「前三項」に、 ŋ, 前 項 第二条第二項第三号の事項を変更する」 K 見規定する 項を遵守して」に、 「あつては」を「あっては、」 る場場 合の る事 項」 ほ か に を加 改 め、 「伴つて第三条第一 え、 同 項 「第二 を に、 同 を 条第四 条第二項 「第三条第二 「至つた」 「第二条第二項第三号の ]項とし、 項第二号から第七号ま 第三 を 号 項第三号若し 同  $\mathcal{O}$ 「至った」 事 条 第 項 を 項 遵 に 事

カン 農林 ったときは、 水産 大臣 当該農薬につき、 に 前条第三項 の提 その登録を取 出期限 までに同 り消すことができる。 項の資料 (T) 提出又は同条第七項の手数料の納 付 がな 次

の 二

項

を加

え

る。

くは

第十一号に

掲げ

る

事

項を変更する」

に改め、

同

項

を同

条第三項とし、

同

条に第

項及び

第二項として

2 農林 当該 農 水 産 薬 大臣  $\mathcal{O}$ 安全性 は、 そ 前 条第四  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 品 項 質  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 審 確保 査の 結果、 に 必要な 第四 限 度に 条第 お 項各号のい 1 て、 当該農薬につき、 ずれ かに該当すると認めるときは その 登 録 に 係 る第三

条第二項第三号若しくは第十一

号に掲げ

る事

項を変更する登録をし、

又は

その登録

を取

り消すことがで

30

さる

第六条の三を第九条とする。

第六条の二の 見出 中 「適 用 病害 虫  $\mathcal{O}$ 範 囲 等等 (T) を削 り、 同 条第 項中 「第二条第 項」 を 「第三条第

項」 に、  $\overline{\mathcal{O}}$ 事項を変更する必要がある」 を「又は第十 号に掲げる事 項を変更しようとする」に、

変更後の薬効、 薬害、 毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並 びに農薬の見本」を 「及び農

薬の安全性その 他の品質に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査 のために必要なものとして農

林水 産省令で定める資料」 に、 申 請することができる」 を 申 請 L なけ ればならない」 に改め、 同 .項に

後段として次のように加える。

この場合に おい て、 特定試 験成 績 は、 基準定 適合試験によるものでなけ ればならない。

第六条の二第四項を削 り、 同条第三項中 「前項の検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合は、

前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による」 を 「第二項 の審査 の結果、 第四条第一 項各号のいず ħ カン に該当すると認めるときは、

第一 項の」に、 「保留して、 申請者に対し、 申 請 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 記載事で 項を訂 正すべきことを指示することができる

を 「拒否しなければならない」 に改め、 同 同項を同れ 条第八項とし、 同 条第 |項中 「前項 0 規定による申 . 請

を受けたときは、 センター に農薬の見本につい て検査をさせ、 その検査 の結果次項の規定による指示をす 条

る場合を除き、 遅滞. なく」 を 次 項  $\mathcal{O}$ 規定により変更の 登録を拒否する場合を除き」 に改 め、 同 項 を 同

第七 項とし、 同 条第 項 0) 次 É 次  $\mathcal{O}$ 五. 項 を 加 える。

2 農林 水産 大 臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる申請を受けたときは、 最 新  $\mathcal{O}$ 科学的 知見に基づき、 同 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書

及び資料に基づく当該 申 請 に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査 を行うものとする。

3 農林 水 産 大臣 は、 セ ン タ に、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 審査 に関する業務 の 一 部を行わせることができる。

4 農林 水 産 大臣 は 第 項  $\hat{O}$ 規 定 に よる申請 に係る農薬が 病害虫  $\mathcal{O}$ 防 除 若し Š は 農作物 等  $\mathcal{O}$ 生 理 機 能

 $\mathcal{O}$ 増 進 若 < は 抑 制 に お 1 7 特 に 必 要 性 が 高 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 適 用 病 害 虫  $\mathcal{O}$ 範 进 及 び 使 用 方 法 が 類 似 す る 他  $\mathcal{O}$ 

農薬と比較 L て特 に 安全性 が 高 7 ŧ Oと認めるときは、 当 該 申 請 に係る農薬に つい て の第二項 の審査 を

他  $\mathcal{O}$ 農薬 の審査 に優先して行うように努めるものとする。

5 第二 項  $\mathcal{O}$ 審 査  $\mathcal{O}$ 実 施 に関 して必要な事 項は、 農林水産省令で定める。

6 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による申請をする者は、 実費を勘案して政令で定める額  $\mathcal{O}$ 手数料を納付 ľ なけ ればなら

ない。

第六条の二を第七条とし、 同条の次に次の一条を加える。

#### (再評 価

第八条 第三条第 項 0 登録を受けた者は、 農林 水産 大臣 口が農薬  $\mathcal{O}$ 範 囲を指定して再評 価 を受けるべき旨

を公示したときは、 当該指定に係る農薬に ついて、 農林水産大臣 ロの再評句 価 を受けなけ れ ば ならな

前 項 の規定による再評価 (以下この条において単に 「再評価」 という。)は、 同 の有効成分を含む

2

農薬につい て、 農林・ 水産大臣が 初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第 項又は第三十 兀

項の 登録 を Ū た日 か ら起算 して農林 水産省令で定め る期間ごとに行うものとする。

験 以成績 第 を記 項  $\mathcal{O}$ 載し 公示に た書 お 1類そ 1 て は、  $\mathcal{O}$ 他 再評 の資料及びその提 価 を受けるべき者が 出期限を併せて公示するものとする。 た提出、 すべき農薬 の安全性そ  $\mathcal{O}$ 他 この  $\mathcal{O}$ 品 場合に 質に 関 お す Ź 7 試 7

3

特定試験成績は、 基準 適合試験によるものでなければならない。

4 農林 水 産 大臣は、 再評 価にお 1 ては、 最 新 の科学的 知見に基づき、 前項 の資料に基づく第一項の指定

に係 いる農 薬  $\mathcal{O}$ 安全性 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 品質 E 関す る審点 査を行うものとする。

5 農林 水 産 大臣 は、 セ ンタ に、 前 項の 審査 に関する業務  $\mathcal{O}$ 部を行わせることができる。

6 第四 項 の審査の実施に関して必要な事 項は、 農林水産省令で定める。

7 再評 価 を受けようとする者は、 農林 水 産 大臣 に、 第三項  $\mathcal{O}$ 提 出 期限 ま いでに、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 資料を提出すると

第二条 農薬取締法の一部を次のように改正する。

ともに実費を

勘案

L

て政令で定め

る

額

 $\mathcal{O}$ 

手

数

料

を

納

付

L

な

け

れ

ば

な

らな

第三条第一項ただし書中 「水産動 植 物 を 生 活環境動植物 (その生息又は生育に支障を生ずる場合に

三号中 は 人の 生活 「 及 び 環境の保全上支障を生ずるおそれが 使 用方法」 を  $\overline{\ }$ 使用 方法及 び使用に あ `る動: 期 限 植物 に 改 を いう。 め、 同 三項第四· 以下同じ。 |号中 「その旨」 \_\_ に改め、 0 下に 同 条第二項 使 用 第

12 際 て 講ずべ き被 害 防 止 一方法」 を 加 え、 同 項 第 五. 号 中 水 産 動 植 物」 を 生 活 環 境 動 植 物 に 改 め、 同

項第七 号 中 注 意事 項」 の 下 に 「(第四号に 掲げ `る事 項を除く。)」 を加 え、 同条第九項第二号中 「第三

号 の 下 に 第四号 (被害防止方法に係る部分に限る。) 」 を加える。

を 第四 被 条第 害を生ずる」 項第五号中 に 改 め、 「危険防 同 項第 止 方法」 八号及び第十一 を 「前 条第二項第四 号中 水 産 動 号の被害防 植 物 を 止方法」 生活環境 に、 境動 植 「危険を及ぼ 物 に 改 め、 同

条第二 一項中 「前項第六号」 を 「 第 項第六号」 に 改 め、 同項を同 条第三項とし、 同 条第 項の 次 に 次 0

項を加える。

2 前 項第五 号に掲げる場合に該当するかどうかの基 準は、 農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第 項 中 「第四号」  $\mathcal{O}$ 下に (被 害防 止 方法 に係る る部 分を除る 第五 号 を加える。

第七 条第一 項 中 「同条第二項第三号」 の下に、 第四号 (被害防 止方法に係る部分に限る。 を加え

る。

第九条第二項中 「第三条第二項第三号」の下に「、 第四号 (被害防止方法に係る部分に限る。 を加

え、 同 条第三項中 「が、 その 登録に係る第三条第二項第三号」 の 下 に 「及び第四 号 (被害防 止方法に係る

部 分に限 る。 を、 「つき、 そ  $\mathcal{O}$ 登録に係る第三条第二項第三号」 の 下 に  $\neg$ 第四 号 被被 害防 止 方法に

係る部分に限る。 \_ を加え、 同条第四項中 「第三条第二項第三号」 の下に  $\neg$ 第四号 (被害防 止 方法に

係る部分に限る。)」を加える。

第十二条中 「第三条第二項第三号」 の 下 に 第四号 (被害防 止方法に係る部分に限る。 を加える。

第十六条第六号中 「その旨」 の下に 使用 に際し て講ずべき被害防 止方法」 を加 え、 同 条第 七号中

水産動 植 物 を 「生活環境 動植 物 に改め、 同 条第九号中 注 意事項」 の 下 に 「(第六号に掲げ る事 項を

除く。)」を加える。

第二十六条第 一項第二号中 「水産 動 植物」 を 「公共用水域の水質 の汚濁 が生じ、 その 汚濁による生 活環

境動 植 物 に 改 め、 「その 使用 に伴うと認  $\Diamond$ 5 れ る公共 用 水 域  $\mathcal{O}$ 水 質  $\mathcal{O}$ 汚 濁 が 生じ、 か を削 り、 同

条第二 |項中 水 産動 植 物 を 「公共」 用 水域の 水質  $\mathcal{O}$ 汚濁が生じ、 その汚濁 に よる生活環 境 動 植 物 に 改  $\dot{\aleph}$ 

「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域 0 水質の汚濁が生じ、 か つ、 を削

第二十八条及び第三十一条第三項中 水 産 動 植 物 を 「生活環境 動 植 物 に改 いめる。

第三十九条第 一項中 「第七条第七項」 を 「第四句 条第二項 (第三十四条第六項に お 7 て準 用する場合を含

な。)  $\mathcal{O}$ 基準 を定め、 若 くは変更しようとするとき、 第七条第七 項」 に改 め、 同 条 次第二項· 中 第四 条第

二項」を「第四条第三項」に改める。

第四十条第二 項及び第三項中 「第四条第二項」を 「第四条第三項」 に改める。

附則

(施行期日)

第 条 この法律 は、 公布 O日 から起算し て六月を超えない 、範囲内 にお いて政令で定める日 カュ たら施 %行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条及び第十四条の規定 公布の日

第二 条 並 び に 附 則 第 七 条 か ら第 + 条ま で、 第十二条 (附則: 第 九条第三 項 に係る る部 分に限 る。 及び 第

二十条の規定 公布  $\mathcal{O}$ 日 か ら起算して二年を超えない 範囲内 に お ζ) て政令で定め る日

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 0 日 ( 以 下 「施行日」 という。) 前にされた第一条の 規定による改正前 の農薬取

法 ( 以 下 旧 法 という。) 第二条第 項若、 しくは第十五条 次の二第 項  $\mathcal{O}$ 登 録又 は 旧 法 第六 条 *(*) 第 項

旧 法 第 十五 条 か 二 一第六項 に お 1 て準 用す うる場 合を含む。)  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 で あ つ て、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施

行  $\mathcal{O}$ 際 登 録 又 は 変更  $\mathcal{O}$ 登 録 をするかどうか の処分がされてい ない ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 1 てのこれらの 処分に つ 1 7

は、なお従前の例による。

第三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に旧る 法第二条第 項 又は第十五条の二第 項 の登録を受けてい る農薬 ( 前 条

 $\mathcal{O}$ 規 定に ょ ŋ な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に より 登録を受けたも のを含む。) は、 施 行 日 **(前** 条  $\mathcal{O}$ 規定 によ ŋ な お 従 前  $\mathcal{O}$ 

例に ょ ŋ 登録 を受けた農薬にあ っては、 当該登録  $\mathcal{O}$ 日 に第 一条の 規 定による改正 後 の農薬で 取 締 法 ( 以 下

締

新 法 という。) 第三条第一 項又は第三十四条第 項の登録を受けたものとみなす。

2 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に 旧 法第二条第三項 间 法第十五 条 の二第六項に お *\* \ て準 崩 する場合を含む。)

 $\mathcal{O}$ 規 定 に より 交付され 7 1 る登録 票 (前 条  $\mathcal{O}$ 規定により な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ り 登 一録を受け た農 薬に て 交

付されるものを含む。) は、 新法第三条第九項 (新法第三十四条第六項にお いて準用す る場合を含む。)

の規定により交付された登録票とみなす。

第四 条 この 法律の 施 行 の際現に旧法第二条第 一項又は第十五条の二第一項の登録を受けてい る農薬と同

 $\mathcal{O}$ 有 対成分を含む農薬に つい 7 施 行 日 以 後初めて行う新法第八条第 項 ( 新 法第三十四 条第六項に お 7 7

潍 用する場合を含む。 0) 規定によ る )再評 価 (次項及び 次条第 項に お 1 て単に 「再評 価 という。 は

新 法 第八条第 二項 (新法第三十四条第六 項におい て準用する場合を含む。 次項に お いて同じ。) 0 規定

12 カ か わらず、 施行 日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行うものとする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により再評 価 が 行われ れ た農薬につい ての新法第八条第二項の 規 定の 適 用 に っつい ては、 同 項 中

初 めて当該 有効成分を含む 農薬に係る第三条第一 項又は第三十 应 [条第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 と ある 0 は 農 薬

取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第

号)の施行の日以後初めて当該有効成分を含む

農

薬に係る同項の公示」とする。

第五 三項中 され  $\mathcal{O}$ ら第十三号までに掲げる事 規定を新法第三十 条 る農薬 附 「書類」 則 に 第三条第 つ とあるのは 1 7 四条第六項にお 施 項 行  $\mathcal{O}$ 日 項を記載した書面 以 規定により新法第三条第 「書類、 後 初 80 第三条第二項第二号(含有濃度に係る部分に限る。)及び第十 *(* ) て 再評 て準用する場合を含む。) 価 を行う場 と、 新法第十一条第一号中 合に 項又は第三十四条第 お け る新法第八 0) 規定の適用については、 条第三 「第三条第二項第二号」とある 項の 項 登録を受けたものとみな 及び 第十一条 新法第 - 一号か 八条第

2 新 匹 法第三条第二項第二号 条第六項に 農 林 水 産 大臣 おいて準用する場合を含む。) は、 前 項 E (含有濃度に係る部分に限る。) 規定する場合には、 の規定により 新法 第九条第一 登録を取り消すときを除き、 (新法第三十四条第六項におい 項又は 第二項 (これらの 当該農薬に 規定を新 て準用する場合 法 つい て

 $\mathcal{O}$ 

は

「第三条第二項第二号

(含有濃度に係る部分を除く。)」とする。

新法第三十四条第六項に を含む。 )に掲げる事項 お の変更の登録及び新法第三条第二項第十一 į, て準用する場合を含む。 に掲げ る事 ず項を追り 号から第十三号まで 加 する変更の 登録をし、 (これらの 規 か つ、

新法第三条第九項各号 (これらの規定を新法第三十四条第六項に お 1 · て 準 用する場合を含む。 に掲 げる

事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より 変更の 登録 がされ た場合には、 当該変更  $\mathcal{O}$ 登録を受けた者は、 遅滞 なく、 附 則第三条

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 新 法 第三条第 九 項 (新法第三十 匹 条第. 六 項 に お 1 て準 用 する場合 合を含む。  $\mathcal{O}$ 規 定 に

より交付されたものとみなされる登録 票 (当該者が 新法第七条第七 項 第九 条第四 項又は第十条第二項

これ らの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。 の 規· 定により登録票の交付を受け

てい る場合にあっては、 当該登録票) を農林水産大臣に返納 しなければなら ない。

第六条 附 則 第三条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 より 新法第三条第 項 又 は 第三十四条第 項の 登 録を受けたも Oとみな

され る農薬 に 0 ( ) 7  $\mathcal{O}$ 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により 変更  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登 録 が され るま で  $\mathcal{O}$ 間 に お け る新 法 第 十六 条 及 び 第

二十一条第一項 (これらの 規定を新法第三十四条第六 項におい て準用する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に

ついては、 新法第十六条第二号及び第二十一条第一項中 「含有濃度」 とあるのは、 「含有量」とする。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第七 条 附 則 第 条第二号に 掲げ うる規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 (以下 「第二号施行 日」という。 前にされた第二条の

規定による改 正前の 農薬取 締法 ( 以 下 「第二号旧法」 という。) 第三条第一項若しくは第三十四条第 項

 $\mathcal{O}$ 登 録 又は第二号旧法第七条第一項 (第二号旧法第三十四条第六項において準用する場合を含む。) の変

更  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 であ って、 同号に掲 げ る規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 登 録 又 は 9変更  $\mathcal{O}$ 登 録をするかどうか  $\mathcal{O}$ 処 分 が

れ 7 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ につ 7 7 のこれ らの 処分に 0 1 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

第八条 附 則 第 条第二号に掲げ る規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 の際 現 に第二号旧 法第三条第 項又は第三十 四条第 項 0 登

録 を受けてい る農薬 (前条の規定に よりなお従前 の例 により登録を受けたものを含む。) は、 第二号施 行

日 (前 条  $\mathcal{O}$ 規 定により なお 従前 の例 に より 登録を受け た農薬にあっては、 当該 登録  $\mathcal{O}$ <u>月</u> に 第二条 0) 規 定

によ る改 正 後  $\mathcal{O}$ 農薬 取 締 法 (以 下 「第二号新法」 とい . う。 第三条第 項又は第三十四 · 条 第 項  $\mathcal{O}$ 登 録 を

受けたものとみなす。

2 附 則 第 条第二号に掲げ うる規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現 に第二号旧法第三条第九項 (第二号旧法第三十四 条 第六 項

12 お 1 て準 用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 規定により交付されてい る登録票 (前 条  $\mathcal{O}$ 規定によりなお従 前  $\mathcal{O}$ 例 12

ょ 登 録 を受けた農薬について交付されるものを含む。) は、 第二号新法第三条第 九項 (第二号新法

+ 应 条第六項 12 お 1 て準 用する場合を含む。) の規定により交付され た登 録 票とみなす。

第 九条 前 条第 項 Ô 規 定により第二号新法第三条第 項又は第三十四 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録を受けたも のとみな

中 法 1 される農薬について第二号施行日以後初めて第二号新法第八条第一項 第三十 て準 書 甪 類 する場合を含む。 兀 とあ 条第六項 るの は に お 1 書類 て準  $\mathcal{O}$ 規定 用する場合を含む。 第三条第二項第三号 に よる再評価 を行う場合における第二号新法  $\mathcal{O}$ (使用) 規 定 期限に係る部  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい (第二号新法第三十四条第六項にお 分に限る。 7 は、 第八条第三 第二号 新 第四号 法 項 第 八 (第二号 条 (被害防 第三 新 項

2 農薬に 号新 農 法 林 第三十 つい 水産大臣 て第二号新 匝 1条第六 は、 前 項 項に 法第三条第二項 E お 規定する場合には、 1 て準 甪 第三号 する場合を含む。 (使用 第二号新法第九条第 期 限 に係 0) 規 る部 定により 分に限り 項 文は 登 る。 録 第二項 を取 及び ŋ 第四 消すときを除き、 (これらの規定を第二 号 被被 害 防 止 当 方 該 法

掲げ お 7 て る事項 準 用する場合を含む。 を追加する変更の登録並 に掲 げげ びに第二号新法第三条第二項第五号 る事 項 の変更の 登録をし、 かつ、 第二号新法第三条第九項各号 (第二号新法第三十四条第六項に

に係

る部分に限る。)(これらの規定を第二号新法第三十四

条第六項に

お

7

て準

用する場合を含む。

に

止

方法に係る部分に限る。)及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

れ 5  $\mathcal{O}$ 規 定 を第二号新法第三十 ・四条第六項にお **(** ) て準用する場合を含む。) に掲げる事 項を記載 Ü た 登録

票を交付しなければならない。

3 前 項 の規定により変更の登録がされた場合には、 当該変更の登録を受けた者は、 遅滞 なく、 前条第二

 $\mathcal{O}$ 規 定に、 より第二号新 法第三条第 九項 (第二号新法第三十四条第六項に お 1 て準 甪 する場合を含む。 項  $\mathcal{O}$ 

規定 に より交付されたものとみなされ る登 録 票 (当該 者が 第二号新 法 第七 条第七 項 第 九 条 第 兀 項 又 は 第

十条第二項 (これらの規定を第二号新法第三十四条第六項に お 7 て準 用する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ V)

登録 票の交付を受けている場合にあっては、 当該登録票) を農林・ 水産大臣に返納しなければ なら な

第十条 附 則第 八条第 項  $\mathcal{O}$ 規定により第二号新法第三条第 項又は第三十 应 [条第 項  $\mathcal{O}$ 登 録を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ 

とみなされ る農薬に 0 7 7  $\mathcal{O}$ 前 条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 によ ŋ 変更  $\mathcal{O}$ 登 録 が べされ るま での 間 に お け Ź 第二号新 法 第

十六 条 (第二号新法 第 三十 匹 条第六 項 に お 1 て 準 用す る場 合を含む。  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 V て は 第二

新法 第十六条第六号中 使用 に際 し て講ずべ き被害防止方法及び」 とあるのは 「 及 び 」 と 同条第七 号

中 生活環境 動 植 物 とあ るのは 「水産 動 植 物 とする。

第十 条 農林 水 **派産大臣** は、 第 一号新法第四 1条第二 項 (第二号新法第三十四条第六項にお (1 て 準用<sup>\*</sup> する場合

を含む。 0 基 |準を定めようとするときは、 第二号施行 日前にお į١ 、ても、 農業資材審議会の意見を聴くこ

とができる。

### (罰則)

第十二条 附則第五条第三項又は第九条第三項の規定に違反した者は、 三十万円以下の罰 金に処する。

2 法 . 人 の 代 表者又は 法 人若しくは 人の 代理 人、 使用 人その 他  $\mathcal{O}$ 従業者 が、 その 法 人又 は 人  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関

前 項  $\mathcal{O}$ 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その 法 人又は人に対 して 同 項の刑を科する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 こ の 法 律 附 ]則第一 条第二号に掲げる規定にあっては、 当該規定) の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四 条 ک 0 附則に規定す るもののほ か、 この法律 の施行に関 L 必 要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第十五 条 政 分府は、 この法律 の施行後五年を目途として、 この法律の規定による改正後の規定の施 行 この状況

につい 、て検討、 を加 え、 必要が あると認めるときは、 その結果に基づいて所要  $\mathcal{O}$ 措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十六条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別 表第 農薬取 締法 昭昭 和二十三年法律第八十二号) の項中 「第十三条第 項 を 「第二十九条第 項

に 改 め

食品衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制 に関する法律の 部改正

第十七条 次に掲げる法律の規定中 「第一条の二第一項」を 「第二条第一項」 に改める。

食品衛生法 (昭 和二十二年法律第二百三十三号) 第十一条第三項及び 別 表理化学的 検査 一の項

化学物質  $\mathcal{O}$ 審査及び製造等  $\mathcal{O}$ 規 制 に関する法律 (昭 和四 十 八 年法律第百十七号) 第五 十五条第二号

独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政法 人農林・ 水産消費 費安全技術 セ ンター 法  $\mathcal{O}$ 部改正

第十八条 独立 一行政法· 人農林水産消費安全技術センター 法 (平成十一 年法律第百八十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十条第二項第四号中 「第十三条の二第一項」 を 「第三十条第一項」に、 「第十五条の三第二項」を

第三十五条第二 項」 に改める。

(食品安全基本法の一 部改正

第十九条 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中 「第一条の三の規定により公定規格を設定し、 変更し、若しくは廃止 しよう

とするとき、 同法第二条第 項」 を「第三条第 項」 に、 「第三条第二項 (同法第十五 条の二第六 項」 を

「第四条第二項 (同法第三十四条第六項」に、 「第三条第一項第六号又は第七号」を 「第四・ 1条第一 項第八

号又は第九号」に改める。

第二十条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一 項第二号中 「第四条第二 項 を 「第四条第三項」 に改める。

### 理由

農薬の安全性の一層の向上を図るため、

同 一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農

農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、

再登録制度に代えて

薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 農薬取締法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

| 八            | 七                     | 六                     | 五.                    | 兀                      | 三                      | <u>-</u> | _                    |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|----------|----------------------|
| 食品安全基本法      | 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号) | 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 | 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号) | 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) : | 農薬取締法    | 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号) |
|              |                       | (平成十一年法律第百八十三号)       | (昭和四十八年法律第百十七号)       |                        |                        |          |                      |
| · (附則第二十条関係) | · (附則第十九条関係)          | · (附則第十八条関係)          | · (附則第十七条関係)          | · (附則第十七条関係)           | · (附則第十六条関係)           | (第二条関係)  | (第一条関係)              |
| 46           | 45                    | 44                    | 43                    | 41                     | 40                     | 32       | 1                    |

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍             |
| 線             |
| 部             |
| 分             |
| は             |
| 改             |
| 正             |
| 部             |
| 分             |
| $\overline{}$ |

| の他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤そ、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス(以下「病害虫物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに第二条 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産産(定義) | することを目的とする。 | 第一章 総則 | B 次   B 次   B 次   B | 改正案 |
|---|-------------|--------|---------------------|-----|
| 剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農(定義)  | とを目的とする。    | (新設)   | (新設)                | 現行  |

第三条  $3 \mid 2$ 4 抑制剤その他の変防除に用いられる 削 (削る) 水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定な動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又活三条、製造者又は輸入者は、農薬について、農林水 ものをいう。効成分及びその る) (略) のをいう。 略 を製造し若 第二 薬 0) 第 法 0 律に 一条第 登 章 登録 お 薬剤 つるも 能の増進又は抑制に用 しくは加工し、 製 項 1 造 7 に 規定する肥料を除く。 0)  $\mathcal{O}$ (肥料取 「農薬 のうち 結果残 米原体」 存 締法 政 中令! 又は輸 する有 とは、 で (昭 定 和二十 いら 入する場 効  $\emptyset$ るも 成 分 薬 れる成長促 をいう 五年法 以 0 0 合、 を含 外 原 料  $\mathcal{O}$ た農薬」という 人畜及び水産 人畜及び水産 第三十 む。 成 で 律 分 あ 進 第百二十 つから 剤、 0 应 及 7 条第 発 成 び 七芽農 る 有 4|3|2 第 2 。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、同一記水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとこならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜足を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸 (新設) の他の薬剤の他の薬剤 要な事 含む。  $\mathcal{O}$ とするときは、 ことが 条の三 成 なければならない。 他の薬剤をいう。
一理機能の増進又は抑制 農薬の登 公定規 この 略 休水産大臣は、 き有効成 分で 略 できる。 新 るも 法 が農作 ある物 格) 設 律 農 に ののうち政令 公分の量、 林 お その期 水 物 質 7 1 0 産 等 7 (そ 規格 文は 大臣 公定規格を設定し、 0 残 日 含有を許される有害成分の最大量その で定め 0 物 に用いられる成長促進 土 留 は ( 以 下 質が 壌 少くとも三十日前までに、 性 農 12 楽に 残 化学的に変化 るものを含 لح 「公定規格」 は、 留する性質を 0 農薬 き 変更し、 その む。 0 という。 して生成 使 ) 及 いう。 剤、 種 用 又は廃 類ごと に 発芽抑制なび農作物は のとし 伴 音及び、音及び、 これ 1 を定める 止 に た そ  $\pm$ 条 て を しよう 物 0 い農水て登 公告 含有 0) 質 農 剤 等 他 必 薬 その を

定 省 に 0) 令で定 ょ 登 る録 表 に 定める場合は<u>、この四表示のあるものを輸入に係る農薬で同条第五</u> あずる事項を 動入する場合を ない。 そ 7 の準 他用 農す 林る 水第 產十 省六 令条 · 0

2 を提出 林水 兀 0 安全性 いう。 成 項 産 績  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 省令で 審 登 0 L 世在のために うち そのの 録 は  $\mathcal{O}$ 定 農林 他 申 その め  $\mathcal{O}$ 請 品質に たとしなければならない。に必要なものとして農林 る基準に従 水産省令で定めるも は、 信頼性を確保す 次に 関する試 つて行 験 っるため わ 成 れ 績 0 。 試 を 記 **(**以 この に 記 水 載 験 必 下 産 載 L 省令で 。 以 場 要 L た なも 合に 特 た 申 定 書 請 下 定める資料をの他 におい 試  $\mathcal{O}$ とし 基 験 進 成 7 て績 適 2

合 試

氏 験 代い 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名。

掲 他 でのほうで、 このでなければならないでは、という。)によるものでなければならないでは、という。)によるものでなければならないでは、という。)によるものでなければならないでは、という。)によるものでなければならないでは、 の成業 <<u>`</u> 度有 効 ( 第 成 + 分 -一 号 そ にの

以下同じ。) 及び 適用病害虫の質 適用病害虫の質 。) 及び使用方法薬剤にあっては、適用農害虫の範囲(農作物等の 農の生 物理 等 機 の能 範の 囲増 及 進 び 又 使は 用抑 目制 的に 用

十九八七四 ( 六 (略)

農薬  $\mathcal{O}$ 貯 地 意 事 項

農薬の 製 造蔵 場と の名称及びてくは使用上 所の 在 注

包 装 販 0 売 種類及び材質並びにそのしようとする農薬につい 内容量 0 販

売

に

係

る

容

器

又

は

農薬原体を製造 効成 造する者 分以外の の氏 成 名 分の ( 法 人 種  $\mathcal{O}$ 類 場及 合に び 含 あっ 有 濃 て 度 は、

名 称) 薬 及び 原 体 住  $\mathcal{O}$ 所 主 並び 要 な は製造工程のに農薬原生 体 0 製造場  $\mathcal{O}$ 名 称 及び 所 在 地

3 が 現 同 登 項 録 又 は 申 第 請 をす 十四四 んる者 条第 は 当 項 0 該 申 登 録 請 を に 受 係 け る 農 7 薬 V る農 0 農 薬 薬 の原 3

2 前項の登録の申請は、次の事項環境省令で定める場合は、この限規定による表示のあるものを輸入第一項の登録に係る農薬で同条第 事項を記載しいでない。 第 六 項 に い合お そ V のて 他準 農用 林す 水る 産第 省七 令条

 $\mathcal{O}$ 

薬 薬 害  $\mathcal{O}$ 見 本毒 を提出 残留 L て、 性 これ に 関 をし はする試 なけ 殿成績 れ ば L ならない。 た 申 請 書、 L た 農 書 薬 類 並  $\mathcal{O}$ 薬 び に効

以 卡 「 「 「 日 名 人の場合に あ つて は そ  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名。

他 他の成分との別にる 農薬の種類、名称以下同じ。)及びは その、住所 各物 成理 分的 の化 種 学 類的 及 性 び状 含並 有 び 量に 有 効 成 分 と そ 0

る薬剤の病害虫  $\smile$ 及びあ範 使って 井 用方法の「農作物に 等 用 0 農 生 作 物理 機 築 の能 範 の 囲 増 及 進 び 又 使は 用 抑 目制 的に

十販売する場合にあれる九(略)九(略)四〜六(略) び上 所の 在 注 地意 項

(新設) (新設) (新設) そ あ の内容量 量 (T) 販 売に 係 る 容 器 又 は 包 装 0) 種

設

林 農新 水 産 林 消 水 費 産 安 大 全 臣 技 は 術 セ 前 ン 項 タ 0 ] 申 請 以 を 受 下 け セ タ き ] は لح 独 7 1 う 行 政 法 人 農農

52

用

| を除き、第一項の登録の申請に係る農薬を登録し、かつ、次に掲り       (略)         (削る)       (略)         (間る)       (5) | 6 農林水産大臣は、第一項の登録の申請に係る農薬が、病害虫の6 農林水産大臣は、第一項の登録の申請に係る農薬についての第四項の審査を、他の農薬の審査に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する。 | 部を行わせることができる。  「以下「センター」という。)に、前項の審査に関する業務のとは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター。 一農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター。 一農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター。 一農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター。 | 農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すき資料の一部を省略することができる。  |
|--|---|--|---|
| (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)  | 4 検査項目、検査方法その他前項の検査の実施に関して必要な事(新設)  | (新設)   | 薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。  一 登録番号及び登録年月日  三 申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項 三 申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項 ては、「水質汚濁性農薬」という文字 ては、「水質汚濁性農薬」という文字 も 製造者又は輸入者の氏名及び住所 、 製造場の名称及び所在地 |

げる事項を記 載し た登 録 票を交付 L なけ れ ば なら ない

- 登録番号及び登録年月日
- 第二項第二号 質汚 濁 性 農薬 第三号 (第二 十六条第二 第八 号 及 項 び に 第 規 + 定 する 号 に 水質汚 掲 げ うる事 ~濁 性 項

を する農薬にあっては、 いう。 第十六条第五号及び第二十条に 「水質汚濁 性農薬」 お という文字 V 7 同じ。 該農

匹 造 者又は 輸入 八者の 氏 名及び住 所

#### 0 拒 (否)

第四条登 ずれ け れ ばならない かに該当すると認めるときは 農林水産 大臣 は、 前 条第 兀 項 同 0 条第一 審 査 0) 項 結 果、 0) 登 録 次 を 0) 拒 各 ...否し 号 Ó な V

- 出 さ れ た 書 類の 記載 事項に 虚 偽 0 事 実 が あるとき。
- 特定試 験成 績が基準適合試験によるも のでな いとき。
- 四三 い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。 前条第二項第三号に掲げる事項についての申当該農薬の薬効がないと認められるとき。 - 請書の 記 載 E 従

#### 六 五 (略)

それ む。 物等 該農薬の成分 て生産される畜産物の い当該農薬を使用する場合に、 い当該農薬を使用する場合に、その使用 当該 培される農作 の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。 又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産 前条第二項第三号に掲げる事項につい 前条第二項第三号に掲げる事項に があるとき 次号におい 農薬の成 (その · て同 物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供 分の残留の程度からみて、 ľ 成分が化学的に変化して生 利 1用が原因となって人に被害を生ずるお 0 残留 その使用に係る農地 の程度からみて つい ての申請書の記載に従 に て 当 0 係 該農 る農作 申 成したも 請 地 書 等に される畜産 物等 等 当 0  $\dot{o}$ 該 記 において 農作 土 0 載 壌へ を含 0) に 当従 物

Ŧī.

#### 載事項の訂 正 又は品 質改良 0 指 示

第三条 ず 請者に れ かに該当する場合は、前農林水産大臣は、前 対 し申 請 書 0 記 載 事項 前条第三項の 同 項の を訂正 規定による L 検 査 又は当該農 の結 登 果、 録 を保留 薬 次 0  $\mathcal{O}$ して、 各 品 号 質 を 0) 改 申 1

良すべきことを指示することができる。 申請書の 記載事 項 に虚偽の事実があるとき。

(新設)

(新設)

農薬を使用する場合に農作物等に害が 前条第二項第三号の事項につい ての申請 あるとき。 書の 記 載 に 従 1 当

#### 四三 (略)

残留 農薬を使用する場合に、 被害を生ずるおそれがあるとき。 カュ 前条第二項第三号の事項につい 性の程度からみて その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人 その 当該農薬が 使用に係る農作物等 ての 有する農作 申請 書 の記 -物等に 載に 0) 汚染が 従 0 V 1 畜 生 て 当 ľ の該 に

`|性 農薬を使用する場合に、 て人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。 薬を使用する場合に、当該農薬が有前条第二項第三号の事項についての カコ の程度からみて、 その汚染により汚染される農作物等 その使用に係る農地等の 有する土壌に 申請 書の の土壌の汚染が生じ土壌についての残留 の利 用 が原 因と な

該

その 使用に伴うと認めら  $\mathcal{O}$ 毒性の 被害が著しいものとなるおそれがあるとき。 るとした場 げ 相当日 る事  $\mathcal{O}$ 項 薬 上数に、 れる水産動植物 わたる持続性 そ T 水産 動 請  $\mathcal{O}$ M性からみて、 動植物に対する の及  $\mathcal{O}$ 記状 被害 する毒 に  $\mathcal{O}$ が 下 、多くの場合、そる毒性の強さ及び従い一般的に使用下に前条第二項第 発 生 かつ、

同じ。) (その汚 0) 濁 利 より 用 が 汚染される水産動植物を含水質の汚濁が生じ、かつ、 原 因となって 人畜 に 被 医を生 む。 ずるおそ 

(削

る)

害 前 を 各 号に 及 ぼ す 掲 おそれ るも が 0 ある場合 0 ほ か とし 農 作 て 物 農 等 林 水 産 畜 省 又 令 は 水 産 環 境 動 省植

2 前 項 定 第 六号 8 る場 か 一合に 該 当するとき

2

前

項第四号から第七

げる場

合

に

該

当

す

る

削 か どうか 0) 基 準 ·は、環境大臣が定めて告示する。 ・6第九号までのいずれかに掲げる場 一合に 該 当する

> 七 れがあるとき。おいて同じ。) 共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十るとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認めら第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条 その汚濁により汚染される水産動植いて同じ。)の水質の汚濁が生じ、 第三号の事項についての申請書の記載に従い当該種類の農薬が、その相当の普及状態の被害が著しいものとなるおそれがあるとき。 第二条第一 用に伴うと認められる水 るとした場合に、そ 毒性の相当日 当該 の事 項に規定する公共用水域を小水質汚濁防止をデー 項の 数に 0) 9 しわたる が、 利 染される水産動植物を含 用 のて が 水の 産 原 産申の 因となつて 動 続 脱性から 植 物の 記 被害が らみて、 対 する毒 だ状 つ、その汚濁に係る-いう。第十二条の二 人畜 従 が発生し、かつ、そのある毒性の強さ及びその従い一般的に使用され 心のもと む。 に 被害を生 第 十二条 前 一ずる 条 二八号)公用される公れる公れる公れるのでは、 の二水 お の使のれ項

九八 当該 薬  $\mathcal{O}$ 薬 劾 が 劣 ŋ 農 薬と L て 0 使 用 価 値 が な い

+公定規格が定められている種と認められるとき。 合して いる当該 が 公定規格に適合せず、 種 類の他 の農薬の 類に属する農薬につ カゝ 薬効に比して劣るも つ、 その 薬効が 公定規 1 ては、 0) であ 格 る適

3 され かどうかの基準 改 筃 良 月 項 を 以 0 る場合 内 規 12 な 定 を除 その は、 による指 とき 指 環 き 境 号までのい は 示 大臣が 農 示を受けた者が . 基 づ 林 次 水産 条 き申 第 定めて告示する。 大臣 ずれかに掲 項 請 0 書 は 規  $\mathcal{O}$ その そ 記 定 0 載事 により 指 者 0 項 示 兾  $\mathcal{O}$ を受 登 録 議 訂 の申 け 0 正 申 又 た 出 は 請 日 品 を が

2 (削る) (削る) (相続. 部割 世の製造若しくは加工若しくは輸入の事業を承継した法人は、その 世さ相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若し (相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりそ (相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりそ (相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりそ 部又は一部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人 割(その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全 割(その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全 割(その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全 き  $\mathcal{O}$ 五. は 相 登録に係る農薬の 又は一部 条 (その登 を受けた者 第 項 の地位を承継する。 0 登 録を受け た者がそ 0) 登 一録に 係 る農 薬 0 製 造 . 若 2 3 2 第 登録の申請を却下する。以内に前条第一項の規定に 続人(相続人が二の全部又は一部をは分割(その登録 請者にその旨をほに登録票を交付し り内に、 五条の 農薬の製造若しくは加 よる指 すべき相続人を選定したりその登録に係る農薬の 五. 兀 却下する。 若しくは合併により設立 認めたときは た日から二箇 条 登 異議 条 異 録 林 議 第一 録 0  $\mathcal{O}$ 水 第 0 示に不服 申出 有 産 林 申 を受けた者の地位を承継する。 条第 条 大臣 水産 出 効 人が二人以上ある場合において、 · を通 月以 項 期 をした者 第 の登 を承 間) Ļ すみやか は 大臣に書面 が 第 項 の規定による指 知 内にこれについて決定を あ 項 L そ 前 るときは、 0 0 なけ を受けた者が が 0 登 登 項 な 申 に当該農薬を登録 録 0 録 をも 前項 出 ればならない 申 を 0 V を正 ときは、 申 有効期間 出 その 後 つて異議を申 を受けたとき 請 段の 当でない 示に基づい L っその 指 た は三年とする。 農林水産大臣 通知を受け 者 示を受けた日 登 は 一録に係 と認 L L て書 は、 L 前 そ めたときは当該 出ることが 条 カ た日 る農 面 0 そ 第 つ、 申 は 0 0 から二 薬 出を 記 カゝ 当 申 項 その 0) 載 5 該 出  $\mathcal{O}$ できる 製 事 申 正 規 を

造

若

者

0) の月

筃

項

請 当 受

申 者 定

は 人 加 工 又 そ は  $\mathcal{O}$ 輸 登 入 録  $\mathcal{O}$ を 事 業 け  $\mathcal{O}$ 全 た 者 部  $\mathcal{O}$ 又 相の地は 位 を部 を受け、の譲渡 L を L た لح き は

3 いをの出業 割継 受け 事 0) 並 L でた者項 譲 た  $\mathcal{O}$ 登 渡 しの 事 録 はのは 部 票 業 に 規 0 日 の相 あ に 定 いら二週 って つ 書 譲 続 に き分 により 替 渡 0 場合に 交付 は、 l 0 第三 割 割により事業を承継付(一の農薬の製造週間以内に、その日の場合にあっては今 登 一録票の あ 条 0 第 て 交付) は 項 続 登 旨を農品 を 合併 継造 後 録 だし、又に 申 遅 若滯 請 れしくは なく、 林 L なはは水 け 事加産 者 音の地位を承 一名の地位を承 一名の地位を承 一名の地位を承 3

4

録 を受け た 者  $\mathcal{O}$ 義

けかは農該 六 れ 主たる製造 ば 水産省令で定め その を製 ならない。 写 造 ľ 場 Ū 第 しをその 若し 項 その他の製造場でいるところにより つくは加るの登録  $\mathcal{O}$ 工を し、 受け っては 又は り、 又は た者 登録票を、制 (専ら自己) 事 務 所に備 所に え をの 製 付 造 除使 備え付る ं 用 け て 0) 置 た けっては、当 か て 当 な 第

- 3 2 るに日薬場居 じ カュ たとき 5 第十条 か体 場 け ら 二 合 出 を - 号まで、 原 に は を あ 第 って 滅 週 か 料 あ その 項 失し、 とする農 つ、 間 0 は、 以 て 0 は、 変更 内 変 第十二号又は第 登 たに、 その 又 更 録 0 は を生じた日 薬 そ を受けた者 その 書替 汚損した者 あ 0  $\mathcal{O}$ 製造若、 った事 変 交付 理 更 由 後 者を項が、 は、 語が、 しくは + は、  $\mathcal{O}$ (同 製 三号に 号に 登 造 同 請 してその 遅 し 録 加 工 条 第二 滞 な 票 工 程 掲 掲 なく、なければれの記載 又 に げ げ は る事 旨 ょ る 項 ば 載 を ŋ 事 輸 第 農な事農林ら項林 な農 入 製 項 項 を 造 12 に 号 水産 水開産始 なに さ 変 変 更 該 更 第 11 当す した農 大 を を四 生 生号 臣 2
- 5 4 第 項 0 登 録 を受け た者 が そ 0) 登 録 に 係 る 農 薬 0 製 造 若

の旨

を

届

け

出

て

その

再

交付

を

申

請

L

な

け

れ

ば

5

しく は 人加 又 そ は  $\mathcal{O}$ 輸 登 入 録  $\mathcal{O}$ 事 を 業 け 0 た 全 者  $\mathcal{O}$ 又 位 を 部 承  $\mathcal{O}$ 継 譲 す 渡 L を L た لح

き

い を 事 ま で、 譲 に 、 譲 割継 並びに対した者に  $\mathcal{O}$ 登 渡 事はのはエス 録 し 部 に 票  $\mathcal{O}$ 業 規 日 0) の相 定 あ に こつき分 から二から二 つて 書 続 に の場 より 替 交付 は 週  $\mathcal{O}$ 合 割 第 間以 場 <u>\_</u> О に 登 に ※合に より 録 あ 条 票りの書農 内 0 第 に、 て あ 事業 を z 交付) は 項 0 その ては合併若しく 相の地は 続 製 承 登 の旨を農林・ 就後遅滞なく、 豆録を受けた者 を申請、 継 造 申請しなはおし、又はおいる。 者 け事加産 は 業工大の又臣 分割 れ 合の 併地 ば 又及位はびを な譲はに ら渡輸届 なし入け事 分承

4

録 を受け 者  $\mathcal{O}$ 義

けかは農 六 該農薬を製造 つ、 れ 主たる製造 林水産省令で定 ば ならな その写 第二条 湿場に、 しお若 Ĺ 第 しをその他の製造場物に、輸入者にあり しくは めるところに 項 0 登 加録 を受け 工 し、 場 ょ つては主たる事 かり、 た者 叉は 又 へは輸 事務 登録票を、 (専 入する者 所に備 5 自 務 己 所に 製造 え をの 付 除 使 備え付え け 用 て  $\mathcal{O}$ 置 た け、 は、 カゝ 9 8 て な

じた日 号 Hに届け出、からた日から第十号まで る場 条 合 に 第 あ 項 の 0 つ、 での事 て 間 以 は 登 の内に、 変 録 更 項 そ を 中に のの 受 あった事でその理由は くけた者 書 変更 替 交付 (を生じたときは、1は、同条第二項第 何を申請しなければ事項が登録票の記載田を付してその旨を 第 を農 そ 載 ば  $\mathcal{O}$ 事 号 な 項 林 変 5 又 に 水 更 な は 該 産 を第 当 大生四

5 3 に その旨 登 略 録 を を 届 滅 失 け し、 出 で 又 そ は 0) 汚 .損し 再 交付 た 者は を申 請 L 遅 な滞 け な れ ば な農 5 林 な水 い産 大 臣

第 条 第 項 0) 登 録 を 受け た者が っその 登 一録に係 る農 薬 0) 製 造 若

| める額の手数料を納付しなければならない。6 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める。 | 5 第二項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定面に優先して行うように努めるものとする。<br>・当該申請に係る農薬についての第二項の審査を、他の農薬の審例する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは | 寺と公要生が高いらのでは適用病害虫の色囲みが使用で生がの防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制にお農林水産大臣は、第一項の規定による申請に係る農薬が、病行わせることができる。<br>農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一 | 。<br>に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする<br>の科学的知見に基づき、同項の申請書及び資料に基づく当該申請<br>の科学的知見に基づき、同項の規定による申請を受けたときは、最新<br>でなければならない。 | 本産大臣に提出して、変更の登録を申請しなければならな<br>審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料<br>全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他<br>林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録票及び農<br>第三条第一項の登録を受けた者は、その登録に係る同条<br>請による変更の登録)  | 以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。の解散した場合を除き、その清算人は、その解散の日から二週間の第三条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、合併によ以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。しくは加工又は輸入を廃止したときは、その廃止の日から二週間 |
|---|--|---|--|--|---|
| (新設)  | (新設)   | (新設)  | (新設)   | (申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録を申請することがで<br>また、<br>東二項第三号の事項を変更する必要があるときは、農林水産省<br>長本を農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請することがで<br>東京で定める事項を記載した申請書、登録票、変更後の薬効、薬害<br>見本を農林水産省の事項を変更する必要があるときは、農林水産省<br>見本を農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請することがで<br>ので定める事項を記載した申請書、登録票、変更後の薬効、薬害<br>で定める事項を記載した申請書、登録票、変更後の薬効、薬害 | 以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。の解散した場合を除き、その清算人は、その解散の日から二週間の第二条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、合併によ以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。しくは加工又は輸入を廃止したときは、その廃止の日から二週間 |

| (再評価)  (本記がいる。  (本記がいる。)  (本記がいる | 7 農林水産大臣は、次項の規定により変更の登録を拒否しるければならない。<br>8 農林水産大臣は、第二項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項の変更の登録を拒否しなければならない。<br>(削る)  |
|--|---|
| (新設)   | 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、センで第四条の規定による指示があつた場合については第三条第三項及り、前項の規定による指示があった場合については第三条第一項の規定による指示があった場合については第三条第一項の規定による指示があった場合については同条第四項の規定を、第二項の検査の結果第三条第一項各号の一に該きる。 |

4 3 2 7 6 5 第 5 て第四 九 0 井 て 一号若 内に る登録 の事態の発生を防止するため必要があるときは、定する事態が生ずると認められるに至った場合に 品 登 いる農薬が、 定 限 行 事態 ず 四 録 林 る第三条第二 質 林 つき 評 わ 守 出  $\emptyset$ までに、 林 びり水産 水産 又は 第 を 条第一項 0 れ 農 る 項 せ しくは L 水 価 価 水 交付 かに該 をし、 取り消すことができる。 11 て 額 ることが 確 産 林 等 を 0 産 大臣は、 大臣 保保に その 受け て、 大臣 審査の 大臣 使 水 に 由 したときは、 同  $\mathcal{O}$ 第 用 を 条 産 基 手 その 第七 なけ 当該 第四 は、 二項 されるとした場合におい 当 は、 は 通 又 必 登 大 項 ようとす 項 は 要 すると認めるときは、 臣 < できる。 知 録 料  $\mathcal{O}$ 実 号に そのの 介施に 前三 資料 農薬につ 登録に係る第三条第二項 前項に規定する場合 第三 な限度におい · を納 れ 第三号又は第 Ļ 号から 前条第四 を 項 変 セ は 取り ば 0 更 遅滞なく、 なら 一号若しくは を提出 んる者 関 タ |項の規定に 掲げる事 か 登録を 手 前 0 付 第九号まで又は第十 消 つ、 数 条 L 登 L き、 なけ な 項の 料 第三 は、 すことが 録 て に 変 取 0 及 するとともに 必 その て、 審 + 更 項 ŋ 納 項 農 U 要 れ 前 消 当 該 第 付  $\mathcal{O}$ ょ を 査  $\mathcal{O}$ 登 ば 林 な 項 変更 + なら 登 至った場合に 当 号 登 ŋ すことがで  $\mathcal{O}$ できる が 提 0 録 水 事 変更する登録をし、 登録に係る第三条等 なかっ ても のほ 処 該農薬に 当 に 録 変 結 出 0 産 項 審 号に の分場の 期限 果、 撂 更 該農薬 取 な 大 査 3十一号のい 場合において もなおその使 は かり、 げ 0 第三号に 実 臣 消 に 相手 掲げ 合に たと 費 登 に、 る 第 ま 農 関 きる。 事 録 現 0 兀 で 0 を 林 す 方に対 その る事 き 条第 項 を に 安 き 勘 る に 第 水 での必要の範のはずれかにの使用に伴っ を記 į 掲 登 全 案 業 同 は 産 第二 げる事 性 そ 務 項 項 項 省 は、 を受 その 載 Ļ 又 を 0 項 又 当 令 0 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 伴事受け 各号 は は項 変 登 該 資 政 提 L そ登 第 更録他 料 た変 そ 農 令 出 定 部 2 第 旨及びり い必要があるときは、その必要の範囲内において、当れた場合において、これらの事態の発生を防止するためでの各号のいずれかに規定する事態が生ずると認められてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から での各号の ならな 新  $\mathcal{O}$ 六 第二条第 条の三 第二 設 又はその登録を取りその登録に係る第二 権に 林水 林 消 理 水 母由を通知し、別したときは、前 よる適用病 第 産 大 新 項 項臣 第三 第三号は、現 設 害 号 前 虫 項の か 遅 0  $\mathcal{O}$ に 0 一条第二 つ、 滞 事 消 事 登 範囲 なく、 項 規 すことが 項 録 を記 変更 を遵 定により を受けて 等 項 0 第三号 守して 載 0 当 の登録の場合にある当該処分の相手方に 変更の できる。 た登 変更 使用され . る農  $\mathcal{O}$ 登録及び 録 0 事 票を交付 登 項 薬 れが、 手 録 を るとし を 変 登 つて に から そ 更 録 れるに Þ L 対 す 該 0) 0 'は変更: なけ Ļ た場 る 農 む 第 取 又 薬につ をえな は 七 登 録 消

そ登

後の録

ば

L

号ま

至

合に係

5 ら補 ょ 不い り不備 て 正 され 審 の林 査 審 水 源を補正 た日)から二月以内にこれについて裁決をし 法 査 産 ( ) 末 大臣 なけ 

質汚 農薬の 指 定等に 伴 Š 変 更 0 登

濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなったものにつ登録を受けている農薬で、その指定又は指定の解除に伴い + なく、 条 水 薬の その旨 林水産 指 定が 大臣 の変更の登録をしなければならない。 あり、又はその指 第二十 その指定又は指定 六条 **解除があったときは** 一項の規定によりも は 水 水質汚濁に

2 農林水産 ず項を記 その旨を通知し、かつ、変更後く、当該農薬に係る第三条第一 大臣 載 は、 た登録票を交付 前項の規定に しなけ 変更後の同条第九項第三条第一項の登録を受けて より変更の登録をし れ ばならない たと 号に 1 、る者に、 掲 げ

登 0)

第

+ 登 条 録 は、その効力を失う。 次の各号のいずれか かに該当する場合 に は 第三 条 第 項

とき。 登 録 係る第三条第二項 第二 一号に 掲 げ る 事 項 に 変 更 を 生じ た

造 第三条 若しく は 第 加 工項 Rの登録を受けた法人が解散した場合にご工工は輸入を廃止した旨を届け出たとき。(の登録を受けた者か、そのを集しく ぶる農 薬 0 製

第三 の清算が 第 結 項 了 L たとき。 お 1 て、

録 票 0 返 納

+ 0 ·二条 登 録 を受け 次 の各号の · た者 ( 前 1 条第三号の ずれかに該当する場合 場合に は、 に 清 算 は 人 第 は、 三条 遅 第 滞 な項

3 から二月以内にこれについて裁決をしなければならない。すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正されたときは、その審査請求がされた日(行政不服審・農林水産大臣は、第一項の規定による処分についての意 正され 備 査 を法査 た 三日, 補(請正平求 補

水 濁 性 農 薬 0) 指 定 等に 伴う 変 更  $\mathcal{O}$ 登

2 遅滞なく、 き、 質汚濁性農薬の指六条の四 農林水 項を記載した登録 対し、その旨を通知し、か 水質汚濁性農薬に該当し、 現に登録を受けている農薬で、その指定又は指式汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除、条の四、農林水産大臣は、第十二条の二第一項 農林水産大臣は、 遅滞 なく、その旨の変更の登録をしなければならな 当該農薬に係る第二条第 とがあり、 と大臣は、 前項の規定により変更の登録をし 又は該当しないこととなったも つ、 なければならな 変更後の第二条第三 一項の登 録を受け 定 がの 項 の あ 規 解 つ 定 たとき 第 ている た。除にとき V ) 兀 뭉 ょ は、 の者 り 事 0 いは水

登 録 の失効)

票を交付し

第六 項の登録は、その効力、六条の五 次の各号の をい 失う。 カෘ に 該当する場合に は 第二 条 第

登録に係る第二条第二項 第二 号  $\mathcal{O}$ 事 項 中 に 変 更 を 生じ たとき

造 若 第二条 第二条第 こしくは. 加 項 工 項 三つ 登录を受けた法人が解散した場合にいて又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。 る農 お 薬 11 0) 製

て、

その清算が結 了 L た にとき。

登 録 票

第項六 条の六 の 登 録 次の各号の仮納) を受けた者 0 ( 前 1 ずれ 条第三号 か に Ď 該当する場合に 場 場合に は、 清 算 は 人 第 は、 条 遅 第 滞

2 第 その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。十一条第一項の規定により登録を取り消したとき、又は第三したとき、第十一条の規定により登録が失効したとき、又は第三したとき、第十一条の規定により登録が失効したとき、又は第三条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは、十三条 農林水産大臣は、第三条第一項の登録をしたとき、第九 + た登録票) 第三号若しくは (削る) 農薬につ 成 5 とする。 登 変更の登録がされたとき。 Ŧī. 売者及び 兀 造者 前条の 条 する情報を公表するように努めるも 績 条 り登録が取り消されたとき。 第九条第 第九条第二項 登 録 0 的 の概要 録 0) 文は 安全性その 農林水産 関する公告 知 公 票 を農林水産大臣に返納しなければならない。

| くは第十一号又は第九項第三号に掲げる事項を記す(第二号に該当する場合には、変更前の第三条第 農 表 規 林 見 1 等) 水 薬 輸 定により  $\mathcal{O}$ 7 一項から第三項まで又は 農薬原体の 産 収 使 入者は、 大臣 大 若しくは 集 用 登 者 臣 他 録 登録が 0 は は、 に 0 その 品質に関 変 対 Ļ 更 農薬 第 主たる成分その っその 製造 0 項 章 取 0 そ 安全 又は 効力を失った する科 0 0 消 し若しくは 旨 規 L を周 第十 定 又は失効が 性 第三十 学 0) そ 0 とする。 他の · 条 第 的 円 知 0 滑 す 加 他 一条 知 エし、 一項き 見 る 登 な 0 よう あっ 第 実 録 品 0 を受 収 施 0) 質 集 を に たときは、 項 規 又 、努め は け 义 0 定によ 関 輪入す た農 第二 るた 規 整 す つるも 載 理 定 る 8 試 項 及 ŋ 新 新 旨及び次の事項を公告しなければならない。条第一項の規定により登録を取り消したときは、 なく、 とき、第六条の五 り消したとき、 六条の三 条 設 登 り消されたとき。 登録がされたとき。 第六条の三第一項型前条の規定により登録 の七 第六条の三第 録 登 に関する公告 第一 録 男一項の規定によ 農林水産大臣は 定により登 第六条の 第三号に 一の規定により登録が失効したとき、又はな六条の四第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を大臣は、第二条第一項の登録をしたと 登録 項 文は 又 一録がその 0 該当する場合に は 有効期 第十 第六条の 匝 効力を失つたとき。 事項を記 条第 兀 第 項 は、 一項の規定により  $\mathcal{O}$ 載した登 規 変 更 定 遅滞 前 に 録の ょ なく、 票) 第二 たとき、 ŋ 登 第十 をしを を 条 変 録 第二 そ 更 が の四た取第 林 取 0

び 分 析 を 行う いうに 、努め るも 0 とす

#### 販 売 0 規

び  $\mathcal{O}$ 薬  $\mathcal{O}$ 表 示

条第一 の規 なけ この限りで 若しくは + 元する場 入し 定による表 れ た農薬 項 ば 合に の登録に係 輸入してこれを販売するとき、 ならない。 ない 造 者輸又入 あ を 示の って 販 「係る農薬で同条第六項において準用するこれを販売するとき、又は輸入者が、第では、その包装)に次に掲げる事項の表では、その包装)に次に掲げる事項の表へでは、その包装)の容器(容器に入れなべま輸入者は、その製造し若しくは加工しては輸入者は、その製造し若しくは加工しては輸入者は、その製造し若しくは加工しては 売 は者 あ るもの 八者は、 を輸 入 L てこ れ を 販 売 す るとき は 第

削 

第 成 分とその 登 一条第二 録 係 る農 項 他 第  $\mathcal{O}$ +成薬 8分との別米の種類、 号に 掲 別 にその げ 名 る事 称、 各物 項を 成理 除 分的 の化 < 種 学 類 的 及 性 び 状 含 並 有 び に 濃 度 有 効

兀 水 、質汚濁: 略

五 三 性農薬に 該 当する農薬に あ 0 7 は 水 質 汚 濁 性 農

薬」と 5 いう文字 略

十九六 農薬 農薬 0 0 製 貯 造 蔵 場 上 一又は使 0) 名 称 足用上の 及 び 所 在 注 地 意 事 項

略

販 者  $\mathcal{O}$ 届 出

七 製 九 条 売 造 条第 L 若 販 売者 しく 項 は 及 は無加製 び 第三 工造 一し、と 項 又は輸入する者な 並 び に 第 三十 を除る 条 第 ر ا ا 兀 者 項 に 専 お をら 除特 て同 く。農 農 じ 第薬

新

造 及 び 入 0 0 表

の限りでない。規定による表示の 第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用なは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、なればならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは、 する場合にあ 入した農薬を 七 製造者 って 販 又 0 売 は 、はその あ するときは、 輸 いるもの 入者 に表)に次の事項の真実な表示を で同条第六項において、 で同条第六項において、 で同条第六項において、 を輸入し、 を輸入し、 を輸入し、 示 Ļ をして の条 は で又 若な販はしけ売輸 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

略)

公定 規 格 に 適 合 す る 農 薬 に あ 0 7 は 公 定 規 格 لح 11 う

成 分とその 登録に係 る農薬 他 の成 ※分との 0 種 類 別 がにその 名 称、 各 物 成 理 分 的  $\mathcal{O}$ 化 種学類的 及 性 び 状 含 並 有 び 量に 有 効

六 四 五. 略

+

水質汚濁 条 0 二第 性農薬」という文字 項 0 質 汚 濁 性農薬 該当

水

に

す

る農

薬

に

あ

0

製造場 製造場 | 場| (略) タ ( 8 ) 名 使 称 用 上 び  $\mathcal{O}$ 注 所 意事 地 項

及

在

略

売者

第 八 条 販 造 第 +L 若 販 一条第 し売るの は 一は(現加製 工造 及 し、と び 第 又は輸入 項 輸入 並 び 入する者を除く。 有に該当する者( に 第 十四四 条 第 兀 項 を除特 に お < 定 11 て 次薬を 同 じ

文

様に 届 次 け に とする。 出掲 なげ け る林 事 れ 水 項 ば 産 ならな 省令 を当該販売所の で 定 8 当 るところ 該 所在地 事 項 に に を管 変更を ょ り、 轄 するの 生 じ たと 都 販 道壳 き 府所 4 県 لح 知 同事に

削

2 つは て 前 は 項 0) 以 そ開の始 に 内  $\mathcal{O}$ 変更 増の定 設日に又によ を 生じ 生じた場合にあってはその変では廃止の日から二週間以内にい、販売所を増設し までに、 に、 更 は 始 を 廃 す 生同止 る で現た し 場 た合 日から二にあって 3

者 *\*\ 0 薬  $\mathcal{O}$ 販 売  $\mathcal{O}$ 制 限 又 は 止

十 農薬 お 、 て 版 同 準 販 売 用 する L <u>)</u> ては 場 場合を含む。リ ならな 表 以 装 以下この条及び窓を第十六条(窓 示  $\mathcal{O}$ あ る農 薬 第二 及び 特定 +++ 四 四 条第一 農 薬以 外 号 項

2 必す四要る条 O +登 兀 0) 0 事第 録 条 登 四 林 第六項 対 範 態 限 を 録 条 水 開内に Ļ し 産 が項 を第 た場場 六項 大臣 発 第 しなければその販売をしてはな、農薬につき、第十六条の規定内において、農林水産省令で定発生することを防止するため必 匹 に 号か 合その 又は登録を取り消した場合、第元において準用する場合を含む。 おい は、 その て準 6 第 九 第九 他 他の場合において、 华用する場合を含む 条第二 販 号 売 を禁 まで \_ 項 又 又は 止 は す で定め め第心十 て、 ることが 第 ならないこと然定による容器 三項 要が号薬 <u></u>の るところに できる。 いことそ  $\mathcal{O}$ + あ るとき **\**\ 規 使 のれ 条 とそのは ず用れに 定に 第 規 5 定  $\mathcal{O}$ は、 か伴
につ 項に 規 ょ より、 他の装 ょ ŋ 第三 定 b の装、そ規の変更 を 変第 2

する都道 は、 そ 府  $\mathcal{O}$ 県 販 知 売所ごと 事 , に 届 け 出 なかの れ事ば項 なら を当 な該 販 売 所 0 所 在 地

を

2 者 は 前 項 0 ば 届 な 出 らな 事 項 中 変 更 を生じ たときも ま た 同 項

ればならればならればならればならればならればなっています。 による届 以内に、第一次のに、第一次の届出は、 を 生 ľ たり第一 売 所 を増に ら項  $\hat{O}$ 週 事 設 販 週間以内に、これをしなけ事項中に変更を生じた場合設した場合にあつてはその販売を開始した場合にあっ け合の

売者 0 いて 0 薬 売  $\mathcal{O}$ 制 限 又 は 禁 止

薬を販売してはないて同じ。)の担おいて準用する場 九 条販 販 売者 用する場合を含 )の規定による は、 ならな 容器又 むはいのの 表示 包販 以装 示のある農薬及び特以下この条及び第十級に第七条(第十五 特 +五 定農 条 条の 薬以 第 第 外号六のに項 項 農おに

- いて準用さ 者きれのの四にはか使規第 定 農林 により変更 規定によ その必ず 規に定伴 項 水産大臣は、 な、け農 変更の登録をし、 (第 上する事態が発生 一つて第三条第 ŋ 薬に 要の 十五 変 はれ 更 そば で記述が発 その の条  $\mathcal{O}$ き、第七名 の 二 第六条の三 販 登 販 売 録 で禁止すう、売をしてはならない、一人ではならない。 第七条の規定による容器又は、 農林水産省令を をし 第六項におい 又は登 は た 登録 一第 場 **吻合その** 条第 歌を取り消し 栄第一項にお 項 の他の場合において、 (第 十 した場へ お 五. 条 1 そ又をのはも て の 二 司 必の つつて、 要が 各 号 ľ 第 包 他 第六 装  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ 販の ると 農 条  $\mathcal{O}$ 売 表 販 11 に 売 の規お の示 ず 薬
- $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 変更 林 L 水 産 な 省 け れ 令 を ば Ł 農 薬 つて 0 第 販 七条 流売を しては の規定による容 なら な 11 旨 0 又 は 制 限 包 が

3

 $\mathcal{O}$ 

定

R 十 六 条

 $\mathcal{O}$ 

定

に

よる容器

又は

け 規

れ

ば

薬 ŋ

0 第

販

売を

て

は

5

な

旨

 $\mathcal{O}$ 

制

限 包

が

定 0

め 表

ら示

れを

輸し た場合に 入者がした容器又は包装の表示とみなす。たときは、その変更後の表示は、同条の規場合において、販売者が当該表示をその制 定 限 にの よ 内 り容 製に 造従 者又変 は更

4

きことを命 る又 + ため必に当該 九 対 

に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量に対し、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあってはその譲受数量及び譲渡数量を、販売者(製造者又は輸入者に該当する者を除く。第三十一条第二項において大四に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡数量を、販売者(製譲渡金備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあっ製造産ので定めるところにより、帳が、農林水産省令で定めるところにより、帳が、農林水産省令で定めるところにより、帳が、農林水産省令で定めるところにより、帳が、農本では、これを保存しなければならない。

等の

、販 祖しくは 一一条 に の 宣 して虚 は販売する農薬の友その製造し、加工製造者、輸入者 偽 0 宣 层 を の有効成分の構入の構 又 は 第 第三条第一項若しくは第三十四成分の含有濃度若しくはそのな、輸入(輸入の媒介を含む。)人の媒介を含む。)コ その 〕。 文 一四 効 し ス 人 人 人

> 製従定 《造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。にい変更したときは、その変更後の表示は、同条の規足められた場合において、販売者が当該表示をその制 す。 定限 にの よ 内 つ容に

4

口 の二の合

製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産 母を除く。)は、 と若しくは加工と 製造者、輸入者 において同じ。)にあつてはその譲受数量及び譲渡売者(製造者又は輸入者に該当する者を除く。第一、者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別)は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、)は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、がは、収は輸入する者その他農林水産省令で定い工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定い工作が、 「する農 れ真 (ばならない) 薬に 0

虚 の宣 伝 0

、若しくは販売する農薬の販売者は、その製造し、加第十条の二(製造者、輸入者 して虚偽の宣 伝 をし し、 とし、 を 農薬の が か 入者 の有効成分の含加工し、輸入の媒介 は 第 条 第 の含有量若しくはその効果に入(輸入の媒介を含む。)L媒介を行う者を含む。)又は 項 若 しく は の効果にい、しています。)又は 五. 条  $\mathcal{O}$ 

第 項 0 登 録 を 受けて V) な 1 農 薬 に 0 1 て当 該 登 録 を 受 け て 11

2

草 を とし て 用 す ること が で き な **,** \  $\mathcal{O}$ 表

」という。)は、るものをいう。以 合 るところにより、 剤 +該除 のその することが いら。他除草 0) 草 限 剤 ŋ 0 草草 以下同 できない旨の表示をしなけ、その容器又は包装に、当: でない。 容器又は に 剤 用 除草剤を販売するとき 用いられるおそれが(農薬以外の薬剤で ľ 包装 。)を販売する者(以下れるおそれがある薬剤と以外の薬剤であって、除 気にこの 項 の規 は、 りればならない。 T該除草剤を農薬 定 農 に 農林水産省令で定め以下「除草剤販売者剤として政令で定め、除草に用いられる ょ 除旨 る 草 を農薬として 表 示 が ただし あ る場場 第

2

十三条 勧 告 及 び 命

第

2 を命ずることが 正 林 一当な除な産 草理大 略 販がは できる。 売者に対し なくてその 前 項  $\mathcal{O}$ 規 、その勧告に係る措置をとるべる 勧告に係る措置をとらなかった一次定による勧告を受けた除草剤販 たとき きこ 2

兀 章 使 用 0 規 制

用  $\mathcal{O}$ 止

登な \ \ \ 省 係 ぶる農薬 を受けた者 令 兀 た で定める場 条 だし、 未を 自 何 人 も、 己の 試 が 場合は、この別しの使用に供いる 製 験 造研 究の L し若しくは加工先の目的で使用 掲 げ の限りでない。 既する場合その! る農 薬以 加 エし、別用する! 外  $\mathcal{O}$ 又は輸業を 他  $\mathcal{O}$ 輸 を 農 第三 林 入したその 使 水 用 産 条 L 信省令・ 第 7 は 登項な 環録のら

又

は

包

装

第

+

条

0 規

定

に

よる表

示

0)

あ

る 農

薬

第

+

い認させ るような宣伝をしては なら な る

第 誤認させるような宣伝 項  $\mathcal{O}$ 登 録 を 受け 7 1 をし ない しては 農 薬 なら E 0 な V て当該

登

録

を

受

け

7

1

る

2

除 剤 を農 لح L 7 す Ź こことが で き 11

」という。)は、 薬剤その 使 るところにより、 るものを +合 当該除 用することが は、この 条 の草 他除草 草剤 限 除除 の容器又は ŋ 草草 ができない! できない! 以に で 剤 除草剤 用いら な 薬児用 じ。)を販売する者 器又 を販 包装 旨 れるおそれ 外の 0 (は包装に、当該除草型)(売するときは、農林・ に 表示をし この 薬 剤 項 であ がある薬剤とし なけ 0 4ければならない当該除草剤を開 つて、 規 · (以下 定 に よる 除旨 水産 除 草の を農 表 て に 革育ので 示 政 用 示 が 薬として 令い ただし でら あ 定売定れ る 場  $\otimes$ 者 8

2

勧 告 及 命

び

とを命ずることが 当該除草剤に展林水産大臣は展林水産大臣は 販がは できる。 売者に対し なくてその 前 項 0) 規 勧告に係る措置をとらな! その 勧告に係る措置 をとるべきこ か草 **つ** 剤 たとき

設

用 の禁 止

第 登項な録のら ・環境省令で定める場合登録に係る農薬を自己の頃の登録を受けた者が劇ならない。ただし、試験なーへ、一条「何人も、次の各十一条」何人も、次の各 己の 合 製 験 各 ロは、こので使用に供い 号に 造研 2し若しくは加工し、又は輸究の目的で使用する場合、 げる の限りでない。 既する場合そのな 薬 以 外  $\mathcal{O}$ 他 農  $\mathcal{O}$ 農 を 入したその 林 第 使 二条 水 用 産 L 省 第 て 令

又は 包装 第 七 条 0 規 定 よる表 示 0 あ る農 薬 第 九 条

条 第 項 0 規 定 に ょ ŋ そ 0 販 売 が 禁 止 さ れ て 1 る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 <

五薬 条の 使 用

の水 使産項 用 + す用省 又 を の令は 確 き 時基期 • 第 保 期環 す 及境 + る 準 林の び省 を 兀 た水規 め産制 れ他るの水び産業 はならない。原薬について、環境大臣は、環境 いて、 て境 て 農 い省 そる令薬の農での 薬 を種薬 安 で使用す 発その他 現に第 そ現全 カゝ 0 ^る者に、農 三 適 者 農条 正 がそ林第な 第

2

濁 性 薬  $\mathcal{O}$ 規 制

 $\dot{+}$ 薬 を 水 政 汚 府 濁 農政使 薬 令 用 <u>ک</u> での し て次 な指に 地定揭 す げ 普にる。 る 要 件  $\mathcal{O}$ 全 て を 備 え る 種 類 第

のれ 状 T 態 い該 る種 に か、類の 達 す る 又 見 は 込 当が 4 該 相 が 種 確 類 実であ の範 農 薬 ること。 の域 及お のい 状て 況ま かと

0)

農

薬

当広

らま

0

使 近

く用さ

4

て て

は生のれ ずる Ļ かそ 下 る 当 · つ、 使 で 該 使かはき お 種 つ、そ るかのいずれかであると認められる公共用が展別と認められる公共用が限別に伴うと認められる公共用が限別の気象条件、地理的条が相当広範な地域にお ること。のなるなが、大なるななるが、大変のなるなが、大変のなるなが、大変のなるなどである。 る条お水件い 0 水そ動のま て質れ植他と 人のが物  $\mathcal{O}$ ま 畜 汚 あの 自 0 る 濁 被 に 7 か害的 被が 使 害生 が条用 をじ又発件さ

2 お区 お 都単 府 け 県 道 使 る 府 水 自県 用  $\mathcal{O}$ 質 的区汚 域 濁 件 内 性 項 こその 認 農  $\mathcal{O}$ お 8 薬 規 5 他 け 定 の条件 لح れ 12 条当件該 る ょ 1 う。 水 n を農勘薬 指 産 動 定 案のに 植 さ し使該れ 物 て、用の 当た  $\mathcal{O}$ のす 被 水 そ見る 害 質 が  $\mathcal{O}$ 込農 汚 み、に楽に 発 区 濁 に性 生 域 内そつ 農 にのき薬

2

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ そ 0 販 売 が 禁 止 さ れ て 1 る ŧ 0 を 除

るにの者、農 条 用 十 農第 を で そ 林 項 保 操 条薬 遵守するの使用でする。  $\mathcal{O}$ す農使る林用 の令第 た水の 時 期環 め、大制 き • + 基 五. 大 制 及省で 臣 準 小の二第 を 林 及 を定めなけ、 一第一項 で定めなけ 水び 産 環 省 境 令 大 れ他るの 臣 • ればならない。
・環境省令を
・環境省令を
・環境省令を
・環境省令を て、 1 ても 安 て いっ 全 そ る て か 薬 の農 0 を種 薬 現適 使類そに正 の第な 用 と他 す

• 3

2

水 性 薬 使 用  $\mathcal{O}$ 制

+ える のれ () ている. 当該種!  $\mathcal{O}$ か類の  $\mathcal{O}$ の農政 又 農 薬 府 は薬 をはの 込 当が水 該 4 相 政 が 種 当 汚 令 広 確 類 濁 を規  $\mathcal{O}$ 範 性 ŧ 実 へであ 農な農 0 薬 地薬 の域 と 普にし次 及おての のい指 各 てま 状 定 号 況 す  $\mathcal{O}$ かと る要 らま 件 みつ 0 て す 近 使 < 用 て そ さ

のけ道都をじ又発のれ 使る府道生、は生もる 当 ると は生も 状 生 ーずるお かつ、 し、で 該 態 き 種に うの使気相 る に か係認 害 に 象当 条広 るめが伴 い水 う が れ し 合作、な るい認 れ利 地地 ること。 が因とな のお産のま 水そ動他と 9 て 質 れ植のま 人のが物 自 0 畜 あの 汚 然 て る被的使 に濁 被がか害条用 害 生 が件さ

そお都 使 る府道 自県府 が 然の県 伴的区 1 そに めのお水あ濁 ら他け 質 な れの る 汚 当 る る 条 濁の 水件該 性 農薬 を農 産 動勘 薬 植案のにか用 該 物 し使 当 て、 用 る  $\mathcal{O}$ 被害が、その見込まする農 カ 又 発区み薬生域、に は そ 生 域 に 0 し内そつ にのき 区 域 かお区 つけ域当 内 に るに該

きはの でこ被濁域 許 れ 害 が内 1を生ずるおそれがあるときは、1生じ、かつ、その汚濁に係る水1におけるその使用に伴うと認め あ 可 5 地 域を限 を受けるべき旨  $\mathcal{O}$ カゝ 事  $\mathcal{O}$ じ 態 じり、発 め 都 発生を防 が 当該 道 農薬りも引 で防止するため必要な範囲内こう、 があるときは、政令で定めるところにより があるときは、政令で定めるところにより があるときは、政令で定めるところにより で用に伴うと認められる公共用水域の水質の に用に伴うとなるおそれがあるか、又はそ が県知事に協議すべき旨)を1 旨(国の機関が行う当該農薬 では、ここでであるがです。 「別の機関が行う当該農薬の使用につきあらかで 府 i) を定 農薬の がじめ に ためることが、使用についての 都道府県知恵 人畜にるの区 9 7 事則 で

#### 薬 条の 使 用 に 関 す る 理 解 等

こ 律 一 に か か 第 項 、 つ け 項 + る らに 石規 ように 適 七 業 正 改良助品な使用 準ずるもの 十一号) 定する普及 と努め 使 薬 るも 長法 使 に 第三十三条第一 関 用 として都道府県知事が指定する者の指導を受況三十三条第一項に規定する病害虫防除員又は低指導員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法は(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条第民する知識と理解を深めるように努めるととも 者は、 0 とす る。 農薬  $\mathcal{O}$ 使 用 に 当 た 0 7 は 農 薬 0 安 全 第

# 水

助安な産つ 全 知 動い十 かつ適 て、 識 植 八 の物 条 質 の防作県援 0)  $\mathcal{O}$ 提 止物知助 لح 確保によった。 す 等 事 若し、 ر خ ه 関他めく 農 そ必は薬 す の要水に る

## 五.

告 び 検 查

九 条 及 林 水産 大臣 又 は環境大臣 は 製 造 者 輸 入 者、 販 売 者

> ての生 で ての ては、あらかじめれて、地域を限り、光の事態の発生を防止生ずるおそれがある生がある。 は、 けるそ 0) 使 があたに るべき旨 当該 るときるとき 都 止 「市具」で 「一方具の機関でするため」で 「一方人」である。 . う と 道 府 は、 る水め 県 知 知事に協議すべき旨)を定めの機関が行なう当該農薬の使の使用につきあらかじめ都道め必要な範囲内において、規 で定囲内において、<sup>は</sup> 政令で定めるところにより い利用が原因となって人畜に れる公共用水域のナ のら 政 使消用 り、こ め のることが 用につい 別をもつ に汚 被濁 れ害が 5

#### 薬 $\mathcal{O}$ 使 用 0 指 導

あ普及指達 助長法(E めるも + るものとして都 号)第三十三条第一項にる普及指導員若しくは植 条 - 道 (昭和 - 世 (明和 のとする。 の 三 和二十三年 道 府 県 知 法者 1規定する病害虫防除員又はこれらに1物防疫法(昭和二十五年法律第百五1律第百六十五号)第八条第一項に規1は、農薬の使用に当たつては、農業 事 が 指 定する者の 指 導を受けるように は 準十定改良 努

「なも」「 及、その生産、も」 の被害、水質の汚濁又は土壌の「 その使用に伴うと認められる人畜、農 その使用に伴うと認められる人畜、農 助 適 正な使用 を行うように  $\mathcal{O}$ 確 努 保 と品 め るも 質 0) 0) とす 適正 関する情報の提供その他その壌の汚染を防止するため必要る人畜、農作物等若しくは水及び都道府県知事は、農薬に県知事の援助) る。 化に 関 る助言、指導: \*\*の提供その他その安全 \*\*しくは水産動植り、\*\*しくは水産動植り 援つの物

#### 新

報 告 及び 査

第 十三 条 農 林 検 水 産 大臣 又 は 環境 大臣 は 製造 者、 輸 入 販 売 者 若

十九 、め事く施 な集せの売 取 る 必項は 他 行 Š 3  $\mathcal{O}$ 使に لح 0) せ 用 は 事 必十 第 項 る が項 は 要 六 他 とき 量報 l な での 使 必 条 + 第 第 薬 0 、おる。 用 要  $\overline{\mathcal{O}}$ 告 < 限第 兀 関 使 な場場 農薬 を命に 若し は、 項 係 用 条 条 若しくは帳 項 者 者 第 場所に立ち入り、選者しくは除草剤の販売者しくはその原 ただし、 お並 時 に 第 第 若 価 いび 項 対 L +て、 + = Ļ に 12 < 条 第 ょ 第 は \_ 条、 農簿、 って 農 七 都 除 薬 十 薬 第 条 道草 第二  $\mathcal{O}$ 第 府 剤 +製条 八 県 販 項 造第 + 条 知売 兀 事者 第 加項条 第 は 又 工及び 項 九 販 は び第 及 条 売 わ料な薬 加草者の 輸第 第 び 者 薬 工剤かり 入、 第二 な 又 物 原 + に原 けは件体 項五 項 対体 れ 除 を 板 関 輸集検 そ 販の条 項 及 し、 入取査の問若定三 製 び な剤査造 第三 第三す 第 そ販せたのしの をさ 項

2 は 境 前道 大臣 項府 の県 に 規知 め報定事 告によりは、 な ŋ のけ得林 はれた水かば報産、なかが 、なら 又 令 林なは・ 水い検環 査 境 の省 結 令 果で を定 農め るところ 林 水 産 大臣に 又よ

3

要に使がは体者、関用あ水を、 用 な関 あ 水 を る質製 項は は L 若 報 L と汚造 の使 入項 < 認 者に き 状 用 の告 濁 す る者 より マはっぱ であるときは、農・人のるときは、農・人の使用 をはめ性 な 若 定 L 場 薬 L るも 所 そ < < 12 0) は は L 立く は除 他 農  $\mathcal{O}$ 立ち入り、 人はそので くはそので を表表しています。 草 薬  $\mathcal{O}$ 簿剤の 関係 使ほれ 用 ボオし、 この は者に対し、 この は者に対し、 この はる に対し、 り、農薬の製造の職員にこれたの職員にこれた 若 書 販 類 売 < そ若 Ļ は のし そ 他く 加の は産 工法都除大 必は造はら原体 要 農 除の体 律道草 臣 な薬 加草者の 輸を府剤又 料 入施県販行知売 物原 工剤か製 又 は は 件 体 をら造 行 知 売 環 除 をの 輸集検そ 者 境 取査の 草 検 製 入、 大 又 査させ、販売 剤 は 臣 を集 販せたの売、め事 しめ 売 農は せの売、め事く必者薬製る他若若必項は要又原造 取 3

二条第三項、第十二4 項の規定の施行に必 はその職員にこれら はその職員にこれら はその職員にこれら はその職員にこれら ない。 集取させることが ない。 者に対 しく 条 項、 は  $\mathcal{O}$ せると し、 し の 項 く 施 第 第 薬 使 九 第 き 項 用 条 は、 者  $\mathcal{O}$ 若し、はの用若 第 第 必 又 時 た だ 要 条 六 は į < 加草者 条 なの 第 項 除 加工、輸集 和な 輸集 く限 Ļ は に 0 草 よつて 帳 度第 第三 兀 剤 条 **簿**輸入 農 検除に 0 第 販 入取査の 草お項 売 さの剤い並 第 者 項 て、 に び 第 に 項 第 対 +農第 七 し、 条 条 第  $\mathcal{O}$ 兀 六 都 条 第 道 わ料な使必 量報造の告 九 0 第 第 府 マスは除草型の農薬若 の農薬若 な 要の告 条 県 十 け を加項 第 第 知 Τ̈́, れ除を 命 及 事 ば草検 び 項項は はに し な剤査 第 第 及 販 さ除立 を 5 < 又入 び

はり環、都 せ こと のりのの売販、原職芸 原職若 販 が売 農料員しめ売 若定に 規知 に報定による お告しよ でき状の形にこ く 必 者 又 L こは要ない。 くは 製く 況 ら用 あ水農 な 若 造 は  $\mathcal{O}$ り農 除の 若 る 質 薬 け得林 た  $\mathcal{O}$ L 使ほれた水産 < 加草者 工剤 用かばな は なら を 告省 帳 輪取さいた は除するとき がるとき がるとき 利いた。 又 令 薬 林なは • 水産の電気 書 類販せ、 たの版、用剤 しく 剤 大 結令 者販臣 そ他しし要に薬に売又の必くくな関の対者は 果の を定 原要はは数し製し に環 農め 料な使必量報造マ物用要の告、 対境 林る 水産大 し、臣 又物用要の告 は 件若な農を加の 臣 場 薬 を 命 工法都は Ü < 所 若 草検 律道製 臣に な剤査はに 輸を府造 又よ

69

集取

せ

ると

き

は

時

価

ょ

つて

を支

わ

け

させるときは、 時 価 に よってその 対 価 を 支 払 わ な け れ ば な 6 な

5 捜 査 0 項 及び ために認められたも 第三 項 0) 規 定 による集取 のと解釈 いしては 及び 立. なら 入 検 ない 査 0) 権 限 は 犯

(センターによる検査)

の他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はそまがに立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若とめ必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のと認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくはと認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは れのの 原 ば ならない。 料を集取させるときは、 林 水 産大臣は、 前条第一 時価によってその 項 の場合によるの場合によっている。 対 お 価 販い 7 を支払わなけ 必 要 が あ る 第

2 (略)

により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定3 センターは、前項の指示に従って第一項の集取又は立入検査を3

4 立 入 検 条第 査 匹 に 項 0 交び 11 7 準 第五項の規 用 でする。 定 は 第 項 0 規 定 に よる 集 取

文

は

(削る)

入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならら要求があったときは、第一項又は前項の規定により集取又は立4 第一項又は前項の場合において、第一項又は前項に掲げる者か

(新 な い。

センターによる検査)

新し、マミニン では必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、一料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、一くは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原と認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しあると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若し 十三条 い。取させるときは、 物件を検査させることができる。輸入、販売若しくは使用の状況若 の 二 農 林 時価に 水 産 生ンターに よつてその対価を支払わなけ 若しくは帳簿、 前 ただし、 条第 農薬又はその原料を抵簿、書類その他必要 れ て必 ば が料を集 心必要な

2 (略)

。 により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定3 センターは、前項の指示に従つて第一項の集取又は立入検査を

4 は、 その身分を示す証 同 項 項 0) 0 規 場 一合に 定 に により集 お 明書を示さなければならない。 V て、 取又は立入検査をするセ 同 項 ĺ 掲げる者 から要求 ン タ が 1 あ 0 0 たとき 職 員 は

都道府県が処理する事務)

第 +又は 条 環境 0) 大臣 第 0 権 条 限 並 第 び に 項 第十条の 及 び 第二 兀 項 及び 0 規 第 定 によ 十四四 条第 る農 林 項 水 産  $\mathcal{O}$ 規大

削 る

処

項 しくは禁止 の規定による登録 反 L したときは、これな 農林水産大臣は 又 は らその を取り消 製造者若しくは輸入者に らは、 者に 製造 すことが 対 者 Ļ 又は できる。 農輸 薬入の者 の販売を制品を制造していませ 係る第三 限し、規律の規 条 第 規 一若定

3 2 作物等、 を検査させた結 九 農林水産 農林水産 対し、 条又は 案の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。 等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当質させた結果、農薬の品質、包装等が不良となったため、農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農薬刈し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。 米又は第二十一条第一項の規定に違反したときは、当該販売杯水産大臣は、販売者が第十八条第一項若しくは第二項、第 センターに農薬 当 農 売第

該農薬の 禁 違 び 止することができる。 したときは、 道 県 知 十九 事 は、 当 条 一該販売者に対 並 販 ||売者が び に第 この法語 <u>-</u> 一条第一 律 農薬の見 の販売を制限し、場の規定を除く。) (第十八条第一項 又 こに は 及

4

三十一

条

略

るところにより、 定による農林水 産 大臣 都道府県知事が行うこととすることができる。 0 権 限 に属 する事 務 0 部 は

政

令

で

定

め

#### 権 限 委

2 第 できる。 十三条の 定めるところに 条第二項 四 0 規 第 より 定に + 条 による農 0 その 兀 第十三 林 部 水 を地 産 大臣 条 第 方農政局  $\mathcal{O}$ 権限 項 及 長に は、 び 第 委任 農 林 項 することが 水 並 産 び 省令の に 第十

境省令の定めるところ 任することが 第十三条第 できる。 項及 U 第三 ょ り 項 0 その 規 定に 部を地 よる環境大臣 方環境 事 0 務 権 所 限 長 は に 委 環

第 2 の規定による登録くは禁止し、又は 違反したときは、これ十四条 農林水産大臣 農林水産大臣は、 し、又はその製造 を取り消すことができる。 販 ※売者が らは、 者に 者若しくは輸入者に係る第二条 第九条第 造 対 文は 農薬の温 一項 者しくは の販売を制咒者がこの法律 第二 限律 į  $\mathcal{O}$ 第 規 一若定項しに

3 4 作物等、人畜又は水産動植を検査させた結果、農薬の3 農林水産大臣は、その定 者に対し、農薬の販売を制条の二又は第十条の二第一 禁止することができる。 違反したときは、当該販 都道府県知事は、販該農薬の販売又は使用 都道. 九条 農薬の販 小の二並 農薬の品質、 売を制限 を制限 を制限し、又は禁止することができる。一動植物に害があると認められるときは、当薬の品質、包装等が不良となつたため、農の定める検査方法に従い、センターに農薬を制限し、又は禁止することができる。 売 び ※売者に 者 に第十条の いがこの法律 項 の規定に違反したときは、 対  $\mathcal{O}$ 農薬の販売を制限し、第一項の規定を除く。 規定 (第九条第一項 当項、 · に 農 該 及び 又 <sup>)</sup> は に 販 第 当農薬 九 売

#### 十四四 条の二 略

#### 登 録 条の 制 限

ることが 十三 取 消 できない。 L 第三十一名 条 年第 間 は、 項  $\hat{o}$ 当該農芸 規 定に 薬に ょ ŋ 0 登 11 録 て更に を 取 ŋ に登録を受けり消された者

#### 玉 製 造 農薬

# 造

2 任該に 住 事 所を有 薬の なけ 務 項四 所  $\mathcal{O}$ 0 流 れ 登 でする者 通の ば 代表者を含む。 なら を受けようとする者 表者を含む。)のうちから、当る者(外国法人で本邦内に事務の防止に必要な措置をとらせる ない。 は、 本 邦 当該登録の申請の際事務所を有するもののせるための者を、本切がしていて品質の不 際の邦内良 2

#### 3 (略)

- 4 製造数量 を 記 を備 録 これ 載し、 え付け、これ 外 及び 玉 製 その 造 譲 存し 渡 業 ©先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限れに第一項の登録に係る農薬の種類別に、者は、農林水産省令で定めるところにより、 :しなければならない。 記載した事項をその国内管 b, るとと る。。そ、
- 5 え付い を 保 玉 け、こ 内管 し な 理 れに前を保存 け れ ば前 ならの 農林水産省令で ない 規定により 定め 通 知さ、 がされた事で のるところ! 項に をよ より、 記 載 帳簿を備

6

 $\mathcal{O}$ 外国 0) 規 び 項 登 項 定 条 録 製 は 造 第 第 0 第 業者について、 号 係る農薬につ て、 条 中 項項 から  $\mathcal{O}$ 条 0) 登録に 及 氏 規 第九 名 れ 定は第一 び えぞれ 第十 項 0 第九 ź 準 て、 六 1 準用する。この場合にお一項の登録外国製造業者で、第十四条第二項、第 条 て で、 条及び (ただし とある 第 第 五. 兀 条、 第十条第一 条 0 書 カュ 65, は を 第 除 第 + 業者及びその 第 八 お 第 項 条 条 + + 0 ま 及 て、 で 兀 八 規  $\mathcal{O}$ び 条第四度 条 第 第三 第十 十三 第 国 条 内項 登 · 条 条 項

# $\mathcal{O}$

第 十 な日 か五登ら条録 年第制間十限 は、外の 条の 当 規定 該農薬につ に ょ ŋ 1 登 て更に登録を受けることが録を取り消された者は、取 で消 きの

# $\pm$

任しなければならなは生所を有する者に住所を有する者を 項の 所の代表者を含む。 登 を受けようとする者 ない。 (外国: 止に必要 国法人で本な要な措置な 0) うち 邦をは、 らから、当芸が内に事務で採らせるな 本 邦 内 T該登録の申請の場所を有するものための者を、t のの本の 際 の邦不

当内良

選

## 3

- 4 に輸出されるものに係る農薬の種類別に 登(略) 外国 製造 に、 者 は、 その 人に通知するととも 帳 製 簿 造 を 数備え 及付 つ完全に記載ない譲渡先別落 び族 渡れ 載譲第し渡一 少 なく 渡 数 項 とも三 そ 量の の (登記本録 年載邦に
- -間そ に  $\mathcal{O}$ 前 帳 項 簿  $\mathcal{O}$ を規 保定 存に しょ なり け通 れ知
- 国製造業者 第六条 る農薬に、 第 条 第 0 第六条の 業者 条 0) 五. 六及び第七 並 第 項 及 第 び 第九条第四 び 第 Ŧī. に 項 条の二 その 及び 第 号 六 第 条の 第六 中 玉 条 「項及び 一から 内管理人に準用する。 項 氏 (ただし書を除 条 七 及 第六条の二まで、 0 0) び 名 第六 第十条の 規 兀 (法 元 六 項、 第 人の」 項 第一 二の規定は第一 3 第三条  $\mathcal{O}$ 規定は短視の登場 とある この場合に から 0 第 規定  $\mathcal{O}$ 第一 六 録 に は 条 第 は 0 項 五. 項 の第 第 登 兀 条 第二  $\mathcal{O}$ 録 登 ま + い登 外 条 録 五. で て録外 項に 国 条 第 外 製 係 Ŧī.

| | 工 第 中 は 一 に は の る の る \_ 「の製 月 はの事の製 輸 輸 を ようとと のは薬は 項 の製造 は 出 は業は造 方 小とあ た項同 週 造 登 加 で 輸 輸 さ 業 造若第法 を 者の条中 とあ 入と 製を あ れ 造 は れ録工 本 入 L 不第三号· 月」と、 < をに 邦 す 登 る 同る あ 造 け に 第 と 工 録  $\mathcal{O}$ る 条 ŧ る る業 又は四 る氏 係 る 一号 中十 はあのあ 又 輸 農 を 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ は加条 農 受 は出 るはる は 造 工第 薬 第  $\equiv$ 五.  $\mathcal{O}$ 加 は 第六条: す 輸 け 第の 製若 薬 さ  $\neg \mathcal{O}$ 項 製 十 工 又 は第は週中 造 製局造 は 兀 た 製 条 第三 は項九 + لح る で れ つ人 し 者造 第 一間一 +「三製十 < てこ 八 本 L あ 条 若 輸 る 条 又 輸の項 第二に た 第二 兀 製は + 業」 しく 邦 ŧ 及者 入登第 7 条 る 第 は 及 母又は輸入表 項」とある 会第一項」 とあ 造業条 加れの録四 び とあるのは、第一項の 二く L に農の 造 第  $\mathcal{O}$ 加 兀 ۲, そ た は 業 条 」 第 項は工 を事を そ 項 兀 輸薬 は 뭉 と、 出を と の輸 販業受中製同の 項 中 第 中は 中加 又 加同「工は工条製若輸 لح 中さ 第 者 工は 売のけ 造項者 そ 項第はは と が者 る 農 た製方第が あ れ 第 す ٢, 「加「の薬ーエニ登の 又第造 し入くの 製 あ + 同  $\mathcal{O}$ 同 十 と者造法九同 る る 十  $\mathcal{O}$ る 製 もる とは 条 事あ  $\mathcal{O}$ 造 六 兀 条 者 号 条 輸項しは事業る 入中く輸業をの 者のの条条造 第あ「 第第 条月又週録製輸項 لح 中第 又 る第の三 + 「 第 製 二 は間に 造 又をは中第 はあ L と輸 の二 当 いは第輸る製項 若項の 号 製 は製「 係若 は入 を 入 لح 加の う。 輸造第そ項 のは十 条 る 入の造の し l 五. 製条 < 規 あ農 < 業週工 事 لح のの 七 者はし規 入 第 は定第加に三 とあ るの 製 又 条 薬は 間 あ 以 造 定 登 第 くは 第二 第 で加 لح は が又四造録加に 号 る 下 業 又に 六るは本 と輸 との同 よ十 条 あ 製は条しに 及 項あ薬はよ 工 工 あ り四項び第加条項の一邦又 入あはじ農中るの加り 造加第若係 る

」は間は三若く売と輪」輪項しはする。 と入中く輪る 」る製れあ第受「条との造るる七け製第 条 と 五 第 、第 項 る の製又には造はよ 月 لح は者もの条た造 入 五. あ ٢, 号 製 号 同 あの は 入 事あ る 方加り項 及造中条とる事業 当はを 加 の業 箇 第 法 る  $\mathcal{O}$ 工選  $\mathcal{O}$ 工事をの 該 輸 製 第 週 第は 月十 し任 第六るは二項の「 小」とあ よした そ輸あ第 間 又 業  $\mathcal{O}$ 第 L  $\mathcal{O}$ 登 いは 五. 五. 3 のは「製 のは「製 のは「製 のは「製 <u>ا</u> ک う。 録者 者し五が、条 製の入る は 条 条 を とあ 項条 中外 造者者の の同 輸  $\frac{\mathcal{O}}{-}$ 者 月 あ 入あ以造 製又のしが は る す のけ は 玉  $\mathcal{O}$ る と六 若同と「 0 るの 造は る下業 第  $\mathcal{O}$ 第 る氏 ٢, 第 又項週造 はの事の同 Š 加第 は 第二 ے ک は「製造業 は「一月」 とあ 業、「製 ľ す < る十 は 間 項同 工 同 項項 薬 に法 す 項 号 輸 る L は の五 条 薬 中  $\mathcal{O}$ 条 第 楽を製造し、 ٢, 入る ある。 月 造 しがくて 、製はこ の加項は条 第 中 条 つ人 る 第 登 五 「業」と、 月」と、 第 登 エのっ 兀 号 いの  $\mathcal{O}$ 録 し規第 とのるの 第二 業」 加造加れ録 号  $\equiv$ 五. る 造 Ł 中て 五. 項 を 及 工し、 に、定十五 受け エをに  $\mathcal{O}$ Ļ 若中 」は、 第 及 項 U ٢, そ 条 る「は週中 あ び は L 第 の第一 項 間」 製又く 第 第 第 兀 た 造 製同の 六 製 六製製同造はは箇 輸は又 は十 者 者造項者 条 <u>ځ</u> 項」 入加は第薬 条 月と 造条造造条若加加月 第 又方第が 五. Ĺ 製 条 業第二 しエエくし又 工輸九で し任第 0 あ若第若 は法九同 と造の るし二しのく項く 本た 同七 と 項 し入条 し る 号 条 は て す る る と項中 中第 入てし第邦農た項条中 لح あ業 中第 者」 の販 第第は は中は た四に 薬 の第 る 中加 者 あ ٢, 一加一工 工れ入の 項輸を 登 三 第  $\mathcal{O}$ 六 条 \_ 加同 る製項 と録号十は لح 項条 لح 介 L 中出 工 工条 製若をのは 週 の造の 第 トを中四 一同 の月又週又第造し販事 っさ はし規

売 の造 業者 製造し、 薬」とあるのは「第三十四条第 する農薬」とあり、 されるもの」と読み替えるものとする。 が製造 加 工 又 輸入(輸入の媒介を含れば加工して販売した」 及び「その 製造 項の登録に係る農薬で本邦に 発造し、加工し、又は輸入する 然介を含む。) し、若しくは販 た」と、 第二十 条 中

理 人に係る 報告及 び 検 査

#### 2 (略)

第三 一十五条 (略)

3 定 検 像査について、 第二十九条第 に による立 入検 第三十条第二項から第四四項及び第五項の規定は 査について、 それぞれ準 四項までの5 用 する。 規規 定 定 足は前項のに 規入

#### 玉 製 造 薬 0 輸 入 者の 届 出

当該 したときも、 -六条 次に 事 登 項 録 掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。) 12 !変更 第三十四 同 を生じたとき 様とする。 |条第 項  $\hat{O}$ 登 及 録に び当該輸 係 る農 入 者 薬 が  $\mathcal{O}$ そ 輸 0 入 者 輸 入 (当 を 廃 該 止 農

削

2 止した日から二週間以内に、これをしなければならない。を廃止した場合にあってはその変更を生じた日又はその輸入までに、前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合又はその る農薬の輸入を開 前 項の規 定による届出は、 始 もだらまり:な場合にあってはその開始の日の を見る場合にあってはを見る場合に第三十四条第一項 の 二 0 登録 一の輸用が一の動物である。 3

#### 玉 造 是農薬の 登 録の 取 消 L 等)

+七 条製 林 水産 大臣 は、 次の 各 号 0) 1 ず れ か に 該当 するとき

> すの 登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」加工し、又は輸入する農薬」とあるのは る。 と読み替えるも 第 + 五 条 0) 二第 0) لح 項

国 |内管理 人に係る報 告及 び

### 十五条の三 (略)

(略)

2

3 立 入検査に 第十三条の二第二項から第四 第十三条第 つい 兀 て、 項 の規 それ 定 だれれ は 第一 準 四項までの規定によ 甪 する。 での規定は前項の坦規定による立入検本 規 査 に 定 0 に よい る 7

#### 農薬 0 輸 入 者 0 届 出

第十五条の四 該輸 る場合 次の事項を農林水産 外国製造 入者 は が この 当該農 第十五 限 ŋ でない。 |大臣に届け出なければならな||条の二第一項の登録に係る農 登 最外 玉 [製造業者又はその 薬の 玉 \ \ \ 内 ただし、 管 理 人 で は あ 当

## 略

2 更を生じたとき及びその 前 項 0 規 定に ょ る 届 出 をし 輸入を廃止したときもまた同 輸 入 者 は 同 項  $\mathcal{O}$ 届 出 項と 事 項 同 中 に 様 に 変

した日から二週間以内に、これをしなければならない。廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその輸門前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はそのに係る農薬の輸入を開始する場合にあつてはその開始の原 前二項の規定による届出は、新たに第十五条の二第一個は出なければならない。 入  $\mathcal{O}$ 日項 を輸  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入二登を週録 廃 止

#### 外 玉 農 薬の 登 録 消 L 等)

第 十五 条 の製五造 農林 水産 大臣取 は、 次の 各号の VI ず れ か に該当すると

登 録 外 玉 製 造 業者 に 対 Ļ そ  $\mathcal{O}$ 登 録 を 取 ŋ 消 すこと が で きる

は忌避されたとき。 <  $\mathcal{O}$ た場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又た場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は帳簿、書類その他必要な場所においてその業務の状況若し、当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支援又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職

な かったとき。 玉 内管理人が欠けた場合にお 11 . て 新 たに 玉 内 管 理 人 を 選 任

### 兀

2

3 聞 第九条第五 .ついて、それぞれ準用する。 第三十二条の規定は同項の規定による登録の取る元条第五項の規定は第一項の規定による登録のR 取消しに係るた 取消しにつ 聴い 3

]

`査 場合を含 検 センターに対して業務の適正な 条第五 査、 第三十 項 農林 (これらの規定を第三十四:農林水産大臣は、第三条第に対する命令) に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができ 週正な実施を確保するため必要があると認めるときは一条第三項の検査並びに第三十五条第二項の立入検 )に規定する審査、第三十条第一項の集取及び立入 (これらの規定を第三十四条第六項において準用する 展林水産大臣は、第三条第五項、第七条第三項及び第 第

きは、

登 録 外

玉 製

造 業者

に

対

その

登 録

を

取

ŋ

消

すこと

が

で

一 員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量 した場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又 払つて集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若し くは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようと した場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又 は忌避されたとき。 農(林略

なかつたとき。 国内管理人が欠けた場合におい て 新たに 玉 内 管 理 人 を 選 任

#### 几 (略)

2

係る聴聞について準用する。ついて、第十四条の二の規定は同項の規定による登録第六条の三第三項の規定は第一項の規定による登録  $\mathcal{O}$ 取 取 消消 しし にに

必要な命令をすることができる。 二第一項の集取及び立入検の二第六項において準用す、第二条第三項及び第六条 する場 セの業 査、 タ務しの 第合を 第  $\mathcal{O}$ 

一十九条

林

-水産

大臣は、

第二条第

項

0)

政令の

制定若し

くは

業資

第 7十六条 (農業資材審業 水産・議会 大臣 は 第 条の 第 項 0 政 令 の制 定若

を決定 条項 しようとするとき、 るとき、 これらの ようとするとき、第三十一を写出し、若しくは攻廃とき、第十八条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは攻撃の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとすの規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとす。 第三 変更 第三十 るとき の立 登 項 ع 録 0 に規 認 兀 案をしようとするとき、 をしようとするとき 登 同 ば 若しくは  $\otimes$ 条第六項におい 定する場合を除 る場合を除く。 条第三項に規定する場合を除 しようとするとき 変更しようとするとき て準用 < 同 第九 (農 第 条第六項に する場合を含 は、 三条 条第二項 業資 農業資 第 < 材 資お 項 又 審 は 若しくは む 0 議 て準用 第三 審 登 会 議 が 第 録 会 + 軽 0) 七 を 第三 条第七 の ī する第三 兀 微 規 意見 条第 な事 ようと 項 を 項

2 、又は第二十六条第一項若しくは第二項の政令の制定若しくはでる場合を含む。)の基準を定め、若しくは変更しようとするとき環境大臣は、第四条第二項(第三十四条第六項において準月で聴かなければならなり け廃 ば ならない。 材審議会の意見を聴かなの政令の制定若しくは改は変更しようとするときくの事において準用する。 2

3 す るときは、 項 指定し、若しくは、水産大臣及び環境  $\mathcal{O}$ 指 )農林水産的 若しくは変更しようとするとき、 農業資材 生省令・ 7審議会の意見を聴かなければならない。環境省令を制定し、若しくは改廃しようは変更しようとするとき、又は第二十五条7大臣は、第三条第一項の規定により特定

#### 協

兀 大 項 + 臣 0 条 農林 に 協 農 水 林 議 議しなければならない水産省令を制定し、▽杯水産大臣は、水質汚 水質汚 又 は 濁 性 改 農薬に 廃 ĺ ょ ふうとす つ 7) て、 るとき 第 + c は、 八 条票第

2 る 場 六号又は 合 を含 大 臣 むは、 第 七 号に 次項において同じ。第四条第二項(第三 掲げる場 一合に 該当 + の四規条 す 条第六 る かどう 定に よ項に カゝ 第四 0) お 基 11 準 条 て を 第 準 定 用 項す 8

> は改廃 審議会の意見を聞かなけれ検査方法を決定し、若しくは改廃しようとするとき、 の三第 規格 そうとするとき、 を設 一設項定 の 立 の規 し、 案を 変更 定により変更の しようとするとき、 第 九条 若しくは Ų 第 若しくは れ ば 又は第十四条第 変更しようとするとき 項 ならな 登録をし、 0) 農林 廃止 第 水産 しようとすると 条 三項に規 省令を制 若しくは 0 0 規 定し、登録を 定する農 定 き に を 農業資材 ょ 若しく 第 ŋ 薬 六 公 0 条 定

農薬を指定し、若しくは変のなければならない。は改廃の立案をしようとすけるのでではない。 する場合を含 環境大臣 の立案をしようとするときは、 は、 む。 第三条第二項 の二第一 0) 基 一項若しくは第二項の政令の制定若準を定め、若しくは変更しようとす (第十 五. 農業資 条 の二第 材審 六項 議 の制定若しく に 会 0) お 意見 1 7 ると を 準 聴 用

3 するときは、 項の農: 林水産省令・環境省令を制定し、 農業資 材 審 大臣 変更しようとするとき、 議 会の は、 意見を聴か 第二条 第 、若しくは改廃しようとるとき、又は第十二条第第一項の規定により特定 なけ れ ば なら な

#### 協 議 等)

第 条第二項の きは、 +六条の二 の農林水産 変 更 林 協 L 水 議 省 産 若しく L 令を制定し、 大 なけ 臣 は、 れば は 廃止しようとす 水 なら 質 若しく 污濁 な 性農 は改廃 楽に る とき しようとす 0 1 て、 又は 公定 ると 第九 規

2 する場 項 環境大臣は、第二のは、環境大臣に対 第四 合 号 を 臣 . | 含 は 、 文は む。 第 第三条第二項 Ŧī. 号 掲げる場 、 て 同 (第十五 ※合に じ。 該当 一)の規定により第五条の二第六項にな コする かどう カゝ 0) 第 お 三条 基 V 準 7 を 第 準 定 用

| 2 第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、 | の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>と<br>ころにより、<br>都道府県知事が行うこととすることができる<br>が<br>が<br>が<br>の<br>を<br>大臣の権限<br>が<br>に<br>第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>で<br>大臣の権限並びに第二十九条第一項及び第三項の規定による農林水<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の | 第四十二条 (略) | ければならない。 | 、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地、又は変更しようとするときは、原生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。             |
|--------------------------------|---|-----------|----------|--|
| (新設)                           | (新設)  | 第十六条の三(略) | (新設)     | 3 環境大臣は、第三条第二項の規定により同条第一項第四号又はというとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 要な協力を求めることができる。 |

| 三 第九条の二又は第十条の四第二項の規定による命令に違反し第十二条第三項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者 「東九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者」 第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二(第十五一) 第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二(第十五一) | 十し十<br>道る十月<br>九た八反場八<br>条者条し合条  |
|---|--|
| (新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)  | 東を販売した者<br>二 第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農<br>二 第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農<br>一 第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造<br>若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役 |
| (新設)  | 第八章 罰則   |
| (新設)  | る経過措置を含む。)を定めることができる。<br>必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関す場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する(経過措置)  |
| 務とする。   | 務とする。  |
|   | 委任することができる。環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に   |

第 罰 四 第四 三二 兀 一若 五. 三 十九条 くは第三十条第一項の規定による集取若しくは検査者しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは:第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報 しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこ十八条 次の各号のいずれかに該当する者 して都道府県知事の第二十六条第二項 しく を 付 をし、 る農薬を使用した者 金 、妨げ、若しくは忌避した者第三十五条第一項の規定による報告を怠った。 大は同項若しくは同条第二項の場別による報告を怠った。 若しくは忌避した者 けず、 一に処する。 第 保存しなかった者 第二十条又は第三十四条第 第 第六条第二項の規定による届 違反した者 第三十一条第 第六条第 又は 六条第五 は Ŧī. + 条第三 虚 七条第 又は申請をしなかった者 虚偽の 次の 偽 帳簿に記載せず、 0 項 各号の 項 項 届 項 文は 届出をした者 又は第 出 又 をし は 又は第三十六条第 項 第十一 第六 へから 許可 の規定により定 1 ず 六 第四 項 条第三 を受けない ħ 又 一条の 0 は 若しく カ 1項まで 規定 申 に該当 五. 規定 請 項 出 項 をし に は 0  $\mathcal{O}$ を 「する<sub>-</sub> 規 に違 虚偽 の規 で水ら よる届 規 せ な 項 定 定 ず 反した者 が 質汚濁! の規 定による 12 者 0) に 0) は、 り、 れば、 記 出 よる届 違 規 若しく を併科する、六月以下 を 定 載 反 定  $\equiv$ をし、 せ に 若 性則 L に ず 出 + ょ L て ょ は 制 農の 量を拒み、妨等三項若し る検は (薬に 万 帳 る 虚 限 規 を 又は 一偽の 又は 円 定 簿 届 下 せ 又 査を偽 は . の 該に ず 以 を 出 懲役 禁止 帳 備 当 違 虚 下 届 を 拒の 簿え せせ 偽 若 0 す反 出 第 第 十八条 十八 以下の罰金に処する。若しくは第六項又は第 兀 しくは三十万円以 五. (新設) (新設) 拒み、妨げ、の報告をし、 妨げ、 新新 新 する農薬を使用した者 反して都道府 は第十三条の二第一 しくは虚偽の報 五条の二第五 八条の二 設 設 第十五条の三第一項の規定による報告を対け、若しくは忌避した者 第十三条第一 第六条第二項 反した者 第十四条第一 設 第十二条 十万円以下の罰金次の各号のいずれ 第五 の二第二項 若しくは忌避した者又は同項若しくは同条第二項の 県知事の 項又は第十五条の 条の二 項 若 項から 告 第六 1をし、 第八 項の規定による集取若しくは検えし、又は同条第一項若しくは第一項をしまる報告 一第三 条第 許可 (金に処し、又はこれを併)れかに該当する者は、六 第四  $\hat{O}$ 条 規 0 項 を受けない 定により 項 六 一項 気までの 0 四第 、若しくは第二項 規 第六条第 定 定め 規定による制 に違 いで水質汚濁は足められた規則 項若しくは第二項 反 した 項 怠 規定 六月 り、 は第三項若しく一台を怠り 者 科 第三項 だよる検査 若しくはよ は、 以 性則 第 す 限 又は 農瀬規 十 下 条 0) 第五 +懲 禁 に定 0 規 第十 万 査 虚 役 止 該 に 円項 を偽 定 若 に 当 違

#### 届 出

に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰る規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げ、五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その 金刑を科する。

る。)、第四号又は第五号 第四十七 条第 号、 第三 号 | (第十九条に係る部分に限る。) | 号 (第十八条第一項に係る部分に 限

億円以 下の罰金刑

0 罰金 第四十七条 刑 (前号に係る部分を除く。 又 は 前 二条 各本条

ても同様-五. も同様とする。 + 犯人以外の者が情を知ってその農薬を取得した場合においるものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪条 第四十七条の犯罪に係る農薬で犯人が所有し、又は所

2

る。の違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処況五十二条 第三十八条の規定による命令に違反した場合には、 !処す

第十九条 号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行、十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

0 に限る。)、第二号又は第三号 第十七条第一 号 第一 条 第 項 (第九条の二に係る部分に限項又は第九条第一項に係る部 る分

条の二 第十七条(前号に係る部分を除く。)、) 一億円以下の罰金刑 各本条の罰 金刑 第十八 条又は 第 +

第二十条 同様とする。
、犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合においてなるものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の気息二十条 第十七条の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は所持さ

2

第二十 その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料二十一条。第十五条の六の規定による命令に違反した場合に Ź。 には、 処

も後す

(傍線部分は改正部分)

| 改正案                           | 現                           |
|-------------------------------|-----------------------------|
| (農薬の登録)                       | (農薬の登録)                     |
| 製造                            | 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登   |
| けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入して    | けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入し   |
| ない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人        | らない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水 |
| 環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活 | に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農   |
| の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同    | 産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」とい |
| ) に害を及ぼすおそれがないことが明らかなも        | 製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条   |
| び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」とい       | の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六   |
| 製造し若しくは加工                     | 表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令     |
| の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六     | 境省令で定める場合は、この限りでな           |
| による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省     |                             |
| 令で定める場合は、この限りでない。             |                             |
| 項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及     | 項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び  |
| 全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類       | の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書    |
| 項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定め     | 項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める  |
| 出して、これをしなければならない。この場合におい      | を提出して、これをしなければならない。この場合におい  |
| うち農林水産省令で定めるもの(以下「特定試         | 農林水産省令で定めるもの(以下「特定試験成       |
| う。)は、その信頼性を確保するために必要          | う。)は、その信頼性を確保するために必要なものと    |
| 産省令で定める基準に従って行われる試            | 産省令で定める基準に従って行われる試験(以下「基準   |
| ものでなけれ                        | 」という。)によるものでなければならな         |
| · 二 (略)                       | 一·二 (略)                     |
| 三 適用病害虫の範囲(農作物等の生理機能の増進又は抑制に用 | 範囲(農作物等の生理機能の増進又は抑制         |
| られる薬剤にあっては、適用農作物等の範囲及び使用目     | られる薬剤にあっては、適用農作物等の範囲及び使用目的  |
| 使用方法及び使用                      | び使用                         |
| ついて                           | 農薬                          |
| 解毒方                           |                             |

七六五 環 境 動 植 物 に 有 毒 な 農 薬 に 0 V 7 は そ  $\mathcal{O}$ 

除 0 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 0 注 意 事 項 第 兀 号 に 掲 げ る 事 項

5 八 5 十三

9 3 りる事項を記載したと除き、第一項の登場 8 き、水 た登 登録次 しな農定 け薬に れをよ ば登 り な録登 ら し、 な を いかが つです す 次に場

• 限 第二 一項第二 号、 八 号 及 第三 び 号、 第 十 第 号に 兀 号 掲 (被 げ る 害 事防 項止 方 法 に 係 る 部 分

四る。

 $\mathcal{O}$ 

けず四 れれ かに はならない。かに該当すると知 林 水産 大臣 認は、 め 前条第四 前 は四、頃 項 同の 条審 第 査  $\mathcal{O}$ 項結 の果 登 録 次 をの 拒各 号 否 しの ない

四ば

五 ・ る の お被 それ防 農 れがあるとき。 防止方法を講じた場合 農薬を使用するときは 一合に、 に お使 い用 てに も際 なし、 お 人前 畜条 に第 被 害 項 を 第 生 四 ず号

七

であるとした場合! この毒性の相当日外 三号に掲げる! 三号に掲げる! 十かそ つの使 (略) (略) (略) 被 害が 著 看しいもれか生の相 いものとなるおそれにわたる生活環境動植物にわたる持続性からを活環境動植物にある生活環境動植物にある。 植らににの れ 物み対従下 が て、 する  $\mathcal{O}$ いに あ ると害 前 多毒般条 きがく性的第 発ののに 生場強使項 し合さ用第

> 七六五 産 動 植 物 に 有 毒 な 農 薬 0 て は

> > そ

 $\mathcal{O}$ 

略

薬 0) 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 0 注 意 事 項

5 十三 略

3 5 八

掲 合

9 げる事項を記載-を除き、第一項の を除き、第一項の いした いした でした でした でした。 た登 登録次 録の 条 ☆票を交付、 申請に係る 未第一項の5 Nしなければる農薬を登り規定により り ば登 な録登 らな、 を な いか拒 つ、 す 次る に場

掲 合

第二項第二号、 第三 号、 第 깄 号 及 び 第 + 号に 掲 げ る 事

項

兀 略

一けず四~ ・れかに該当するとれかに該当すると の拒否) は、 認  $\otimes$ るとき 前 条 第 さは、 兀 項 同の 条審  $\mathcal{O}$ 項結 の果 登 録 次 をの 拒 各 否 号 しの

五. い使 てもす もなおと えん畜に、 に 危 使 険 用 めを及ぼ に 際 Ļ す お危 そ険 れ防 が止 あ方 る法 とを き講

十九一・そのそ ・十 (略)・十 (略) 掲げるの概 認めない。 へにつれが、 ŧ  $\mathcal{O}$ とれわそ いそ なるおそれなる水産動物 るたの水る水 て  $\mathcal{O}$ の相 持 産申当 続 動 請の 植物のお記れて n が あ 被害が発: は対する毒: は対する毒: に対いでに がいでに がいて、 を に対する毒: ると が 生く性 前 しのの般条 場強的第 かつ、そび用第

各

号

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

カコ

農

作

物

等、

畜

又

は

生

活

環

境

前 各 に 掲 げ る ŧ 0 0 ほ か 農 作 物 等、 畜 又 は 水 産 動 植

ない

植 物に 令 で定める場合に該当するとき。 を 及 ぼ す そ れ が あ のる場合 と L T 農 林 水 産 省 令 • 環

2 項 第 五 号に 掲 げ る場合に 該当する か どう カゝ  $\mathcal{O}$ 基 準 は 農 林 水

3 産 臣 が 定 8 7 告示 かする。 当 す

る か 第 どう 項 かの基準は、環境大臣が定めて告第六号から第九号までのいずれか 示に する。 掲 げ る 場 合に 該

を受け た 者 0 義

第

2 る 農 薬 そ 変 内 7十二号又は第(被害防止方法) そ更のの 更を生じた日 その変更後 書替 あそっの 0 ので事項がないの理由を付っ 製造若 第 <sup>L</sup>交付 方法 に事項が登録票の記載事項に該当する場合にあっては理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出、かつ、理若しくは加工又は輸入を開始した日)から二週間以反後の製造工程により製造された農薬原体を原料とすに日(同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあっては第十三号に掲げる事項に変更を生じたときは、そのは第十三号に掲げる事項に変更を生じたときは、その 第 項 !を申  $\mathcal{O}$ 係 登 請 る部分を除く。 録 しなけ を 受け ればなら た 者 は、 ない。 変更を生じたときは、、第五号から第十号ま 同 条 第二 万から第十二一項第一号、 まで、 兀 2

3 5 6

よる変 更 0 登

て、 二項第三号、 出必品定 十一号に掲げる事項を変更しようとするときは、 七 して、 んめる事 要なもの 質に関する試 第三条 定 ず項を記 試 更の とし 験 第一 の登録を申請しなければならない。こして農林水産省令で定める資料を農林試験成績を記載した書類その他次項の記載した申請書、登録票及び農薬の安 成 第 匹 績 は、 号 項 0) (被害防止方法に 基 登 準 録 を受け 適 合試 験 た によるも 者 は、 係 る部 そ 分に 0)  $\mathcal{O}$ で 登 でなければならな でなければならな でなければならな

> 令で定める場合に該当するとき 物に害を及ぼすおそれがある場 る場合とし 7 農 林 水 産 省 令 • 環

> > 境

省

(新設)

2 かどう 前 うかの基準は、環項第六号から第九 環境 号ま 大臣 八臣 がの :定めて告示する。いずれかに掲げる げる場合 該 す

る

を受け た 者  $\mathcal{O}$ 義

六条

に届け出、かつ、変更のあっ日)から二週間以内に、その薬原体を原料とする農薬の製 から第十号まで、第2の第三条第一項の登 る場合 じた場合にあっては、その じたときは、その変更を生じた日 第三条第一 あ っては、 第十二号又は第 登 その を 書替 あった事項が登録票の記載事項に該その理由を付してその旨を農林水産の製造若しくは加工又は輸入を開始の変更後の製造工程により製造され 受け た者 [交付を申請 日(同号に掲げる事項第十三号に掲げる事項者は、同条第二項第一 しなけ ればなら 項項に な 変 更 更第 当大したとを担けたといる。当大した農生生号

3 5 6

更

農項の 七条 二項第三号又は第十一号に掲げる事 で 。この場合において、農林水産大臣に提出上項の審査のために必要 安全性その他の品質に関する試験成績を記せ農林水産省令で定める事項を記載した申請 請 け 第三条による なら 第一 提出し 項 の 0 、特定試験成績は、基準適合試験に1して、変更の登録を申請しなければ、1要なものとして農林水産省令で定め 登 録 を受 でする試験成績を記載した書 た 者 項を変更しようとすると そ 書、  $\mathcal{O}$ 登 登 録 に 類 票 係 な る 資 る 資 及び ょ る る 同 他農 き もな料 のいを次薬は第

2

2

略

更 0 登 録 及 び 登 録  $\mathcal{O}$ 取 消

九

2 は限に  $\mathcal{O}$ そ 係 ずれ水 質の る 第 録 三条第二項 確 か 産 しくは を取 保に に 大臣 該 心要 ŋ 当は 第 す な限 ると認 第三号、 すことができる。 前 条第 一号に掲げる事 限度にお め四 るときるるときなって 第四 て、 号 は、 (被 査 当 項  $\mathcal{O}$ を変防 該農薬に 当 結 該 果 及更する登場の止方法に に 農 薬 つき、  $\mathcal{O}$ 兀 安全 条 \_\_ 録 係 第 そので 写各 なし、いる部分 、分登他号 2

3 を 防 生ずると認めら さ 被 て 害防 を 該 兀 れ 害 11 林の水登 る農薬が、 農 止 号から第九号まで又は第十 るとした場 防 薬 するため 止 止 方法に に 産 方 大臣 法 0 き、 12 場合においてもなおに係る部分に限る。 その は、 係 必 れるに至った場合に その る部分に 要 があるときは、 登 前項に規定する場 一録に係る第三 登 又は第十一号のいてもなおそのは 録 係る第三条第二項 ての使用に伴って掲げる事項 その 若しくは第十一号に 条 お 使用に 第二項 合 て、こ 必  $\mathcal{O}$ 要 ほ か、  $\mathcal{O}$ か 第 れに規 第三号、 範 って第四 項 囲 を 号 現 内に  $\mathcal{O}$ 定する事 遵 及 に 事 守 び 登 掲げる 態の 条第 して お 第 V 匹 を て、 発態が項用 受 号 事 3

4 け限  $\mathcal{O}$ 項 被 を取 変更 林 0) 第 び り水 又は くする登 消 産 三条第二項 理 生由を通知し、何したときは、 大臣 第十 は、 録 ※をし、 第三号、 号に し、か 前三項の規定によ 遅滞 掲 又はその登録を取り消に限る。)若しくは第 だげる事 つ、 第四 なく、 変更 뭉 項 を記載した を 当  $\mathcal{O}$ 該 ŋ 登 変更 処 録 分の  $\mathcal{O}$ た 止 場  $\mathcal{O}$ 登録票 相登手録 すことができる。 合 に をし、 票を 方に対し、 あ 保る部 0 交付 て は、 又は しなに 変そ登

5

れ

な

5

 $\mathcal{O}$ 

返

第 登 録 登 歌を受けた者 、次の各号の 二号に o(前条第三号の場合にのいずれかに該当する) 該当す ,る場 合に は、 は、合 変更 清に 算は、 前 人  $\mathcal{O}$ 第三条第 は、  $\equiv$ 条 遅 第 滞 項な項

> 更 0 登 録 及 び 登 録  $\mathcal{O}$ 取 消

九 条

する登録をし、又はその登の品質の確保に必要な限度の品質の確保に必要な限度のがずれかに該当すると認 か産略に大 (はその登録を取り消すことがで、項第三号若しくは第十一号に掲) すると認 度に 第 め四 いるときは、 おいて、 当 「該農薬につき、 当 結 該農工 できる。 薬  $\mathcal{O}$ げ 兀 る 安全 条 第 項そをで 登の各 更録他号

囲内において、 めの事態の発生 が 三号若 を遵守  $\mathcal{O}$ T 7 登録 いる農業 第四条第一 林 を取 しくは第十一号に 水 L で使用・ 薬 産 態が生ずると認めら一項第四号から第九日 り消 が、 大 生を防 臣 当該 され その は、 すことが 監農薬に 止するため必 るとした場合にお 登前 録 項 掲げる事 できる。 に に に焼る第三条なり につき、 第九号まで又は第十 れるに至った場合に 、その登録に係る第三条第必要があるときは、その必れるに至った場合において号まで又は第十一号のいず 項 を変更する登 常二項は いても 第三号に関か、現に変 な おその: 録 を 使用 掲 登 第二 て、 必 ず げ 要 れに 又 る これにるこか伴事 は  $\mathcal{O}$ 項 受 第範れに そ っ項け

登録票を交付しなければならない。更後の第三条第二項第三号又は第十 性由を通知し、相したときは、前三 カュ 遅 項 つ、 滞 0 規定に 変 定により 『の登録の場合にあっては、、当該処分の相手方に対し、、出該処分の相手方に対し、 更の は、 は た変そ登

略

5

**登** 

第 く、登録・ がを受けた者 、次の各号の が票の返納) 録票 (第二号に 0 <sub>(前</sub> い n条第三号の! いずれかに該! 該 当 する場 一合には、 変更 合 清算. には、 前 人  $\mathcal{O}$ 第 は、 一条第 条 遅 第 滞 項な項

水十 、産大臣にデーー号又は窓子号、第E 返第四 納 九 号 L 項 しなければならない。 項第三号に掲げる事項を記載(被害防止方法に係る部分に 載 に L 限 た登 る。 録 票) 若 を < 農 は 林 第

5

者 び 者輸又入

・ うの登録に係る農薬で同条第六項におい若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸なければならない。ただし、特定農薬を募うんする場合にあっては ・ く この条若な売の規第しけする 入 L り た 農薬 で 製 ない。 造 /を販 あっては、その包装)に次を販売するときは、その察者又は輸入者は、その製造輸入者の農薬の表示) 

( 五限

き 被 畜 防 に に 有 毒 止 方法 毒 万法及び解毒方法母な農薬については は、 そ 0) 旨 使 用 に 際 L 7 講 ず

0)

生 活 環 境 動 植 物に有毒 な農薬に 0 11 て は、 そ

• 除 <

九八七 農薬 0 貯 蔵 又 は 使 用 上 0 注 意 事 項 第 六 号 に 掲 げ る 事 項

十 十 一 略

性 薬 0 規 制

の農薬を水 + -六条 質 政 汚 府 農 濁は、 性 農政使 以中で、 凝薬とし て次指に 定掲げ る。 る 件  $\mathcal{O}$ 全 て を 備 え る 種 類

のれ 下 るとき が 当 で 該 生 種 は さは、 類 その 0 0 農 定 薬 汚 使 0 濁 用 が 気 相 当広 伴うと 象 ょ るる生 条 件範 認め地 活 な 環 地 められる公共用が地理的条件その低地域においてまと 境 動 植 物 0) 被 害が域 他と  $\mathcal{O}$ ま 発 0) 自 2 生 て 水 然 質 的使 0 条 用 汚件さ か

> た 第三号若 登録 票) しくは を農林水 第 + 産 \_\_ 大臣 号 文 に は 返 第 九 納 L 項 はなければなり第三号に関 なら 掲 げ る な い事 項 を 記 載

十(対製 者 製及造び 又入 は者  $\mathcal{O}$ 薬 0

た農薬を販売 ては、その包装)に次に堤売するときは、その容器は輸入者は、その製造し芋 石は、その 、特定農薬を製造し若しくは加の包装)に次に掲げる事項の表きは、その容器(容器に入れなは、その製造し若しくは加工し 加表なし、 るこ と 第 き 三三の十 工示い 上し、 を で 又 し 版 は 条 四

水 産 動 植 物 に 有 毒 な 農薬に . つ 1 て は、 そ 0

九八七 (略)

を

薬 0 貯 蔵 上 又 は 使 用 上 0 注 意 事 項

十 十

水 濁 0 令 用 0 規 制

第二十六条 農薬を水 質政性 (汚濁性、)に農薬の 性 農政使 薬 たとし で、 って 指 に 定掲 げる要 す 9 る。 件  $\mathcal{O}$ 全 て を 備 え る 種

類

略

生し、れるときは、これるときは、これをとれると その使用に残の農薬がに その 被 気相 象当 害 に が 伴うと認 ,著し 条 広 条件、 範 な 11 め地 もの 地 ら理域 られる水産動植物理的条件その他の域においてまとま となるおそ れ 物 ま が  $\mathcal{O}$ 自 あ  $\mathcal{O}$ 0 被然 る 7 害的使 が条用 又発件さ

府か係  $\mathcal{O}$ るの 水 11 利が か用 で が あ 原い ること。 因 ŧ 世となっ  $\mathcal{O}$ となる 7 人畜 お そ に れ 被が 害あ をる 生か、 ず る 又 おは そそ れの が汚

2 つ必政の被じお区 う当 利 以 要 令 害 け 域 で定 に該下お都単 あ な 用がそ る 道 け 道に 県 る自 · 小 府 知 県 事ず 然的 0 質 はれ 、、性農薬」と、地内における当該の条件その他の条の他の条の。 污濁 X 前 項  $\hat{o}$ 規 定 れる公件と に ょ う。 り を を勘案のに 定 さ 使 該れ 当た て、 用  $\mathcal{O}$ す水 そ 見 る質 立するため 事に協議 機関が 使用に

八林 水 産 環 道 事

そ必活 0 る  $\mathcal{O}$ 要 安 な 助 境 言、 条 そ の農大 の農 物 普及、 導 そ 正な使用及びその及、その生産、使 被 用 水 害、 Ō 産 代学のと認って、境大臣、環境大臣及び 他 水質の  $\mathcal{O}$ 援 助 を 行 うよ 安全: 用等 る人畜、石及び都道の一般の 性に う 土 にそのする。 る 農府の 他 汚  $\otimes$ の情報 染 作県援 る を物知助 ŧ 質 の防等事 0) لح の提止若は する す 確供 保そのたは、 る。 関他め生に

督 処 分

一条

2

3 を 検 査 林略 っさせ 水産 た結 大臣 は、 果、 その 薬 の定 品め る 質、 検 包査 装 方 等 法 がに 不 従 良 とな セ 0 ン タ・ た 1 た め、 農 農 薬 3

区域におけるを被害を生ずるなった。 きる。あ 立域における自然 当該都道府県の 以下 都道府! )は あ可地 あらかじめ都道府県可を受けるべき旨地域を限り、当該典地の事態の発生を吐 都単道に 使 被使用 るそ 水 知 そ おそれがた 事れ  $\mathcal{O}$ 元に伴うと己然的条件な  $\mathcal{O}$ が 0 質 汚 はが 污濁 著 区 あ 使  $\tilde{\mathfrak{I}}$ ようと認める があ 域内 用 る L 前 に 農薬 県 (国の 防 汚 12 性 11 項 か 係 2年するため必要な範囲内において、3るときは、政令で定めるところによ2濁に係る水の利用が原因となって人2円とと認められる公共用水域の水質 に 知 ŧ 農  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 8 お 薬」とい 事 規  $\mathcal{O}$ 11 水 5 機関が となる ら他 け ずの に 定により n となるおそれが他の条件を勘察性の条件を勘察 協 れ利 る 議 か用 公 · う。 であり 心きあれ すべ 行う当該農 共 を勘案して、 を勘案して、 を勘案して、 用 き旨) ること。 因 水 ら範 と 域 か囲じ内 れ な  $\mathcal{O}$ を て、 薬 0 水 か、 被 定 のめに のす水 て 質  $\otimes$ 使都お 害 そ 見 る 人  $\mathcal{O}$ ること 用道 がの込 農汚 畜 又 汚 とみ、 は 発 区 に府 薬 濁 に 濁 つ県 に性 そ生域 被が り、畜に し、方に がい知 規 そつ農  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 害 生 て事 に  $\mathcal{O}$ き薬 で 則 に 汚 区 を

産 大臣 及

助安な産 いて、八十八条 全知動か識植 言、 指導その普及、 その農 の使用が 上な使用 そのセ 水質で 0) 用水 他 に産環  $\mathcal{O}$ 生産 質の 伴うと 援 及びその 大 境 臣、 助 汚 を 濁 認環 使 行 安全性その 又 め境び 用 う 等に んよう はら大都 土れる及前 に関するは でる人畜、でなる人畜、である人畜、 努  $\mathcal{O}$ 他 8 汚 の品 情 染 る 道事 報を防 農府の Ł  $\mathcal{O}$ 質 作県援 の提止 لح 物知助 する 等 事 す 確 供 解保に関っているためい るためい 若は る。 す そ 必は薬 るの要水に

督 処 分

一十一条

を 検 林略 査 水産 させ た結 大臣 果は、 そ  $\mathcal{O}$ 薬 0) 定 品 8 る検 質、 包 査 芸等が 不 従 良 とな セ 0 ン た タ ] た 農薬

作 物 該 農薬 0 畜 販 又 売又は、 使 環 促用を制に環境動植: 限物 し、害 又があ 禁止 ると することができることがのきない。

4

とき、 を第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定る場合を除く。)、第九条第二項若しくは第三項(これらのをしようとするとき(農業資材審議会が軽微な事項の変更と ようとするとき 八 り変更の 元六項に する場合 条第二 るとき 三十 の立 九条 は 若 3場合を除く。) は、農業資材審議会の意見を聴かなけれてするとき(同条第六項において準用する第三条第三項に変更しようとするとき、又は第三十四条第一項の登録を第三十一条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、 L くは 項の 登 おいて準用 兀 (同 条第 録 をしようとするとき、 かをし、 林水産 変更 農林水産省令を制定し、 条第三項に規定する場合を 六 ĺ 項 べにおい 大臣 ようとするとき 若しくは登録を取り消そうとすると する場合を含 7 準用 第二条 第三条 す んる場 合を除く。)、第四条第二項合を除く。)、第四条第二項 (第三十四条。)の規定により変更の登録 (第三十四条)の規定により変更の登録 (第三十四条)の規定により変更の登録 (第三十四条)の規定により変更の登録 (第三十四条)の規定により変更の登録 (第三十四条)の規定により変更の登録 (第三十四条)の基準を定る場合を含む。)の基準を定る場合を含む。)の基準を定る場合を含む。)の基準を定し、第四条第二項 を除っ、の政令 登  $\mathcal{O}$ 録 制 を定 なけれ 発三項に を よう でをし Ž ば規 第

2 る け廃 の 立 場合を含む。)の **%境大臣** ばならない。 は第二十六条第 案をしようとするときは、 第四 基準 1条第三 項 若しくは第二項 を定め、 項 (第三十 若しくは 農 業 資 兀 の政令の 材 条 変更し 第 審 六 議 項 会 制 ようとすると に 0 意見を聴かれ お 1 て 準 用 な改きす 2

る場合を含む。)の

基

を定め、

若しくは変更し

ようとする

لح

な改きす

定若しく

条第二項 準

(第三十

兀 条第

六

項

に

お

11

て

準

用

なけ

らな

3

第

略

兀 +· 条

該作

物等、

農薬

の販

売 畜

又又はは

使 水

用産

を動

限物

植

に害が し、

あ

ると認

めら

れると

き

は

当

制

又は

禁止することが

できる。

4

を決定 条第三項に規定する場合を除項の登録をしようとするとき るとき、 これらの規定を第三十四 しようとするとき、 するとき(同条第三項に の規定に 変更と認める場合を除 第三十四条第六項に 変更の登録 カゝ の 立 九条 案を をしようとするとき 第十八条第二項の ればならない。 若 より変更の しくは をしようとするとき(農業資材審議会が しようとすると 林 水 産 変更 大臣 第三十一条第三 登 お 規定する場合を除く。 しようとするとき、 録 条第六項に いて準用 跡をし、 農林水産省令を制 同 (において準用する場合を含第九条第二項若しくは第三 条第六項において準用 若しくは登録を取 条 する場合を含 は、 項に規定 農業資材 第 項 項  $\mathcal{O}$ 定し、 又は する農薬 政  $\mathcal{O}$ 令 第三十二 審 登の 若 り 議 録 制 しくは 消 軽 の七 会 を定 第三 する 検 そうとす 0) 兀 微 規 条 L 意見 条 査 な定 第 ょ で現事で 第三 第一 方法廃 に 七 う <

ょ 項

項

3

け廃

ればならな

の立案をしようとするときは、又は第二十六条第一項若しくけ

第二十六条第

若しくは第二項の政令の制

農業資

材

審

議

会

0

意

見

を

聴

かは

協 議

兀 十条 略

第

87

を

2 る場合を含む か 第六号又は 地め項す

4 な協力を求めることができる。

2 環境大臣は、第四条第三項(第三十四条第六項において2 環境大臣は、第四条第三項の規定により同条第一項第六がらの意見を聴かなければならない。 、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を場合を含む。次項において同じ。)の規定により第四条2 環境大臣は、第四条第三項(第三十四条第六項において め、第 提供その他必 の、又は変更 の、又は変更

3

・ 会に該当するかどうかの基準を定め ・ 会に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は、 ・ ときは、厚生労働大臣に対し、資料の堤・、 ・ しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の堤・、 ・ しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の堤・、 ・ しようとするとさいできる。

88

| (略) | 年法律第八十二号)                              | (略) | 法律 | 法律における用語の意<br>  この表の下欄の用語<br>  表第一 第一号法定受託         | 改  |
|-----|--|-----|----|--|----|
| (略) | れている事務により都道府県が処理することとさ第二十九条第一項及び第二項の規定 | (略) | 事務 |  | 正案 |
|     |  |     |    | 〜<br>, 備別  |    |
| (略) | 年法律第八十二号)                              | (略) | 法律 | 考 この表の下欄の表第一 第一号法定                                 | 現  |
| (略) | ている事務より都道府県が処理することとされ第十三条第一項及び第二項の規定に  | (略) | 事務 | の意義及び字句の意味によるものとする。用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる受託事務(第二条関係) | 行  |

○ 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(附則第十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

| トグラフ質量 | 表(第三十三条関係)  | (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略) | <u>:</u> |
|--------|-------------|--|----------|
| トグラフ質量 | 2表(第三十三条関係) | (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略) |          |

|   | 略)  |        |   |         |          |          |             |          |        |          |
|---|-----|--------|---|---------|----------|----------|-------------|----------|--------|----------|
|   | (略) | 七・八    |   | に限      | 検査       | 定す       | 条第          | 薬取       | に残     | 分析       |
|   |     | (略)    |   | る。<br>) | 機査を行う者   | る農薬の     | 条第一項に規      | 薬取締法第二   | 残留する農  | 計(食品     |
|   | (略) |        |   |         | <b>日</b> | <u> </u> | <i>///L</i> | <u> </u> | 灰      | <u> </u> |
|   | (略) |        |   |         |          |          |             |          |        |          |
|   |     |        |   |         |          |          |             |          |        |          |
|   | (略) |        |   |         |          |          |             |          |        |          |
|   | (略) | 七・八(略) | ) | う者に限る。  | 薬の検査を行   | に規定する農   | 条の二第一項      | 薬取締法第一   | に残留する農 | 分析計(食品   |
|   | (略) |        |   |         |          |          |             |          |        |          |
|   | (略) |        |   |         |          |          |             |          |        |          |
| 1 |     |        |   |         |          |          |             |          |        |          |

91 - 42 -

 $\bigcirc$ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)(附則第十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

| (他の法令との関係)  (中国、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第三十九条第一項、第二十九条第一項、第三十九条第一項、第二十九条第一項、第三十九条の規定を、次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、略)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本 | 改 正 案 |
|--|-------|
| 第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条 (他の法令との関係)  「第七条第一項、第八条の二、第九条第一項、第十六条第一項、第十十九条第一項、第十八条、第二十二条第一項、第十十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第三十五条第三十十五条第三項、第三十九条及び第四十二条の規定を、第一十九条第一項、第三十五条第三項、第三十九条及び第四十二条の規定を、第一十九条第一項、第三十五条第三項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。  「略」  「略」  「略」 「略」 「略」 「略」 「本」 「本」 「本」 「本」 「本」 「本)  | 現行    |

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)(附則第十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| 務の  | $\mathcal{O}$  |
| 第十条 (略)   | 第十条 (略)  |
| 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。   | 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。  |
| 一~三 (略)   | 一~三 (略)  |
| 和二十三年法律第八十二号)第三十条第一   | 四 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十三条の二第  |
| の規定による集取及び立入検査並びに同法第三十五条第二項の  | 一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第   |
| 規定による立入検査   | 二項の規定による立入検査   |
| 五~八 (略)   | 五~八 (略)  |
| <ul><li>一人(略)</li><li>一人(略)</li><li>一人(略)</li><li>一人(略)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li><li>一人(本)</li></ul> | <ul><li>一項の規定による生取及び立入検査並びに同法第十五条の三一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三十項</li></ul> |

| _             |
|---------------|
| 傍             |
| 線             |
| 部             |
| 分             |
| は             |
| 改             |
| 正             |
| 部             |
| 分             |
| $\overline{}$ |

| 改正案                           | 現                             |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (委員会の意見の聴取)                   | (委員会の意見の聴取)                   |
| 十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見   | 十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意    |
| 聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号 | 聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号 |
| に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当する | に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当する |
| と認める場合は、この限りでない。              | と認める場合は、この限りでない。              |
| 一 (略)                         | 一 (略)                         |
| 二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第一項の | 二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の三の規 |
| 規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき  | 定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとす  |
| 、又は同法第四条第二項(同法第三十四条第六項において準用  | るとき、同法第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若  |
| する場合を含む。)の基準(同法第四条第一項第八号又は第九  | しくは変更しようとするとき、又は同法第三条第二項(同法第  |
| 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、  | 十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の基準(同  |
| 若しくは変更しようとするとき。               | 法第三条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかど  |
|                               | うかの基準を除く。) を定め、若しくは変更しようとするとき |
|                               | •                             |
| 三〜十四(略)                       | 三~十四 (略)                      |
| 2 · 3 (略)                     | 2 · 3 (略)                     |
|                               |                               |

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍             |
| 線             |
| 部             |
| 分             |
| は             |
| 改             |
| 正             |
| 部             |
| 分             |
| $\overline{}$ |

| (略) | 三〜十四 (佫) 若しくは変更しようとするとき。 | に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め | する場合を含む。)の基準(司法第四条第一項第八号又は第九、又は同法第四条第三項(同法第三十四条第六項において準用   | 規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき | 二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第一項の | 一 (略) | と認める場合は、この限りでない。 | に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当する | 聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号 | 第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を | (委員会の意見の聴取) | 改正案 |
|-----|--------------------------|----------------------------|--|------------------------------|-------------------------------|-------|------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------|-----|
| (略) | 三〜十四(佫) 若しくは変更しようとするとき。  | に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め | する場合を含む。)の基準(司法第四条第一項第八号又は第九  、又は同法第四条第二項(同法第三十四条第六項において準用 | 規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき | 二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第一項の | 一 (略) | と認める場合は、この限りでない。 | に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当する | 聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号 | 第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を | (委員会の意見の聴取) | 現   |

# 農薬取締法の一部を改正する法律案参照条文目次

# ○ 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)

#### (目的)

第一条 を図り、 この法律は、 もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、 農薬について登録の制度を設け、 販売及び使用の規制等を行なうことにより、 国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。 農薬の品質の適正化とその 安全かつ適正な使 用 0) 確保

#### (定義)

- 資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、 他の薬剤をいう。 条の二 他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した この法律において「農薬」とは、農作物 (樹木及び農林産物を含む。 以下「農作物等」という。)を害する菌、 線虫、 だに、 発芽抑制剤その ねずみそ
- 2 頭の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。
- 3 この法律において「製造者」とは、 売以外の授与を含む。 以下同じ。 農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、 )する者をいう。 農薬を輸入する者をいい、 「販売者」とは、 農薬を販売
- 土壌に残留する性質をいう。 この法律において「残留性」とは、 農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質 (その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。 が農作物等又

### (公定規格)

4

- 第一条の三 (以下「公定規格」という。)を定めることができる。 農林水産大臣は、農薬につき、その種類ごとに、 含有すべき有効成分の量、 含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項につ Ņ ての 規
- 2 農林水産大臣は、 公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、 その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなけ ればなら ない。

## (農薬の登録)

- 定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。 特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第 原材料に照らし農作物等、 製造者又は輸入者は、 農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、 人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下 一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規 又は輸入してはならない。 ただし、そ
- 2 これをしなければならない。 項の登録の申請は、 次の事項を記載した申請書、 農薬の薬効、 薬害、 毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出 して
- 一 氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)及び住で

- 種 類、 名称、 物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 適用病害虫の範囲 (農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、 適用農作物等の範囲及び使用 目的。 以下同じ。 及び 使用方

- 人畜に有毒な農薬については、 その旨及び解毒方法
- 水産動植物に有毒な農薬については、 、その旨
- 引火し、爆発し、 又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、 その旨
- 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 製造場の名称及び所在地
- 十九八七六五四
- 販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
- 農林水産大臣は、 をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、 前項の申請を受けたときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター かつ、 次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 (以下「センター」という。) に農薬の見本につい
- 登録番号及び登録年月日
- 登録の有効期間
- 六五四三二 申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項
  - 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、 「水質汚濁性農薬」という文字
  - 製造者又は輸入者の氏名及び住所
- 製造場の名称及び所在地
- 5 4 検査項目、 検査方法その他前項の検査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 現に登録を受けている農薬について再登録の申請があつた場合には、農林水産大臣は、これについて、 第三項の検査を省略することができる。
- 6 項の 登 録の申請をする者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

## 記 |載事項の訂正又は品質改良の指 示

載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。 農林水産大臣は、 前条第三項の検査の結果、次の各号の いずれかに該当する場合は、 同 1項の規定による登録を保留 申請者に 対 申 請  $\mathcal{O}$ 

記

- 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。
- 当該農薬を使用するときは、 使用に際し、 危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- その 使用 条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、 に係る農作物等の汚染が生じ、 かつ、 その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

- Ŧi. 別用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。 条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留 性 一の程度 からみて、 その
- 六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その水 かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。 「動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、 その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し
- 七 二条の二において同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。 合、 の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。 当該種類の農薬が、 その使用に伴うと認められる公共用水域 9と認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの 第十二条の二において同じ

- 十九八 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、かつ、当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるとき。当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。 農薬の薬効に比して劣るものであるとき。 その薬効が公定規格に適合している当該種 の他
- 項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、
- 次条第一項の規定により異議の申出がされている場合を除き、 項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日から一箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項の訂正又は品質の改良をし、第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。 農林水産大臣は、 その者の登録の申請を却下する。 ないとき

### の申出

3

- 第四 書面をもつて異議を申し出ることができる。 第二条第一項の登録を申請した者は、 前条第一 項の規定による指示に不服があるときは、 その指示を受けた日 から二 週 間以内に、 林水産· 大臣
- 3 2 かに当該農薬を登録し、 異議の申出をした者が、 農林水産大臣は、 前項の申出を受けたときは、その申出を受けた日から二箇月以内にこれについて決定をし、その申出を正当と認めたときは、 かつ、当該申請者に登録票を交付し、 前項後段の通知を受けた日から一箇月以内に前条第一項の規定による指示に基づいて書面の記載事項の訂正又は品質の改良を その申出を正当でないと認めたときは当該申請者にその旨を通知しなければならない。 すみや

## 有効期間

ないときは、

農林水産大臣は、

その者の登録の申請を却下する。

五 第 二条第 一項の登録の 有効期間は三年とする。

第五 一条の二 第二条第 項の登録を受けた者について相続、 合併又は分割 (その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全部又は 部

を

承

させるものに限 穴の製造若しくは加工若しくは輸入の事業を承継した法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。 輸入の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその登録に係る農 る。 )があつたときは、相続人 (相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農薬の製造若 しくは 加 工又

- 2 を受けた者の地位を承継する。 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全部又は一部 の譲渡しをしたときは、 譲受人は、 そ 0) 登
- 3 場合にあつては合併若しくは分割又は事業の譲渡しの日から二週間以内に、 前二項の規定により第二条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、 その旨を農林水産大臣に届け出て、 相続の場合にあつては相続後遅滞なく、 登録票の書替交付 合併及び分割並びに事 (一の農薬の製造若並びに事業の譲渡し
- 4 しくは加工又は輸入の事業の一部につき分割により事業を承継し、 頭の規定により登録票の書替交付又は交付の申請をする者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 又は事業の譲渡しを受けた者にあつては、 登録票の交付)を申請しなけ ればならない。

## (登録を受けた者の義務)

ところにより、 .備え付けて置かなければならない。 第二条第一項の登録を受けた者 登録票を、 製造者にあつては主たる製造場に、 (専ら自己の使用のため当該農薬を製造し若しくは加工し、 輸入者にあつては主たる事務所に備え付け、 又は輸入する者を除く。)は、 かつ、その写しをその他の製造場又は事務 農林水産省令で定める 所

2 なければならない。 第二条第一項の登録を受けた者は、 その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出、 同条第二項第一号又は第四号から第十号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた日から二週 かつ、 変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合にあつては、 その書替交付 間 請 以内

3 登録票を滅失し、 又は汚損した者は、 遅滞なく、 農林水産大臣にその旨を届け出で、その再交付を申請しなければならない

4 前二項の規定により登録票の書替交付又は再交付の申請をする者については、 前条第四項の規定を準用する。

5 水産大臣に届け出なければならない。 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止したときは、 その廃止 0 日 から二週間以内に、 その 旨 を 農林

6 第二条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、 一大臣に届け出なければならない。 合併により 解散した場合を除き、 その清算人は、 その解散の 日 から二週間以内に、 その 旨 を農林

# (申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録)

第六条の二 を申請することができる。 た申請す 第二条第 登録票、 変更後の薬効、 項の登録を受けた者は、 薬害、 毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を農林水産大臣に提出し その登録に係る同条第二項第三号の事項を変更する必要があるときは、 農林水産省令で定める事項 て、 変更 を記載 の 登

2 合を除き 農林 水産大臣は、 遅 滞なく、 前項の規定による申請を受けたときは、 変更の登録をし、 かつ、 登録票を書き替えて交付しなければならない。 センターに農薬の見本について検査をさせ、 その検査の結果次項の規定による指示をする場

- 3 事項を訂正すべきことを指示することができる。 林水産大臣 は、 前項の検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合は、 前 項の 規定による変更の登録を保留して、 申 請者に対 Ļ 申 請書 0 記載
- 4 示があつた場合については第三条第三項及び第四条の規定を準用する 第一項の規定により変更の登録の申請をする者については第二条第六項の規定を、 第二項の検査については同条第四項の規定を、 前 項 の規定による指

# (職権による適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録の取消し)

- その使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これらの事態の発六条の三 農林水産大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第二条第二項第三号の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなお 生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要の範囲内において、 |録をし、又はその登録を取り消すことができる。 当該農薬につき、 その登録に係る第二条第二項第三号の事項を変更する
- かつ、変更の登録の場合にあつては変更後の第二条第二項第三号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 農林水産大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の相手方に対し、その旨及び理由を 通 知し、
- 3 八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 農林水産大臣は、 第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日(行政不服審査法 当該不備が補正された日)から二月以内にこれについて裁決をしなけれい、その審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十

# (水質汚濁性農薬の指定等に伴う変更の登録)

- 第六条の四 る農薬で、その指定又は指定の解除に伴い水質汚濁性農薬に該当し、 ればならない。 その指定又は指定の解除に伴い水質汚濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなけ農林水産大臣は、第十二条の二第一項の規定により水質汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除があつたときは、現に登録を受けてい
- 2 農林水産大臣は、 かつ、変更後の第二条第三項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該農薬に係る第二条第 項の登録を受けている者に対し、 その旨を通 知し

## (登録の失効)

- 第六条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、 第二条第一項の登録は、 その効力を失う。
- 一 登録に係る第二条第二項第二号の事項中に変更を生じたとき。
- 第二条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。
- 一項の登録を受けた法人が解散した場合において、 その清算が結了したとき。

## (登録票の返納)

に該当する場合には、 次の各号の 変更前の第二条第二項第三号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票)を農林水産大臣に返納しなければならない。 いずれかに該当する場合には、 第二条第一項の登録を受けた者 (前条第三号の場合には、 清算人)は、 遅滞なく、

- 第二条第一項の登録の有効期間が満了したとき
- 前条の規定により登録がその効力を失つたとき。
- 第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定により変更の登録がされたとき。
- 第六条の三第一項又は第十四条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

一録に関する公告

は、 の四第一項の規定により変更の登録をしたとき、第六条の五の規定により登録が失効したとき、 、条の七 遅滞なく、その旨及び次の事項を公告しなければならない。 農林水産大臣は、第二条第一項の登録をしたとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消 又は第十四条第一項の規定により登録を取り消したとき

- 登録番号
- 農薬の種類及び名称
- 製造者又は輸入者の氏名及び住 所

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第七 限りでない。 者が、第十五条の二 包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。 製造者又は輸入者は、 第 項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、 その製造し若しくは加工し、 ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入 又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売する場合にあつてはそ

- 登録番号
- 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との 別にその各成分の 種類及び含有量

- 内容量
- 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、 「水質汚濁性農薬」という文字

- 人畜に有毒な農薬については、 その旨及び解毒方法
- 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

十九八七六五四三 爆発し、 又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、

その旨

貯蔵上又は使用上の注意事項

製造場の名称及び 所 在 地

最終有効年月

## 売者の届

第三項並びに第十四条第四項において同じ。) 販売者(製造者又は輸入者に該当する者(専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、 は、その販売所ごとに、 次の事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならな 又は輸入する者を除く。 を除く。 次項、 及び

氏名及び 住

当該販売所

3

売者は、 前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならない。

に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。 前二項の規定による届出は、新たに販売を開始した場合にあつてはその開始の日までに、販売所を増設した場合にあつてはその増設の日から二週間以

(売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第九条 よる表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。 販売者は、容器又は包装に第七条(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。 以下この条及び第十一条第一号において同じ。 0

2 場合において、農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるとき 売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。 は、その必要の範囲内において、農林水産省令をもつて、 農林水産大臣は、 又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項 第六条の三第一項 (第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項において同じ。) の規定により変更 (第十五条の二第六項において準用する場合を含む。) の規定により変更の登録をした場合その 販売者に対し、農薬につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販 一録を 他  $\mathcal{O}$ 

て、販売者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、 前項の農林水産省令をもつて第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合に その変更後の表示は、 同 条の規定によつて製造者又は輸入者がした容器又は包装の 表示 おい

販売者は、 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、 当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。 又は輸入した農薬について第二項 の規定によりその販売が禁止された場合には、 製造者若しくは輸入者又

### 収命令等)

第九 --つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その以条の二(農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、 その必要の範囲 当該農薬の 内に 使用

お

て、 当該販売者に対し、 当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (帳簿)

当する者を除く。第十四条第二項において同じ。)にあつてはその譲受数量及び譲渡数量 帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、 ては、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)を、真実かつ完全に記載し、 製造者、 輸入者及び販売者(専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、 製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、 少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。 又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。)は、 (第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬につい 販売者 (製造者又は輸入者に該

## (虚偽の宣伝等の禁止)

- 薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、 条の二 製造者、 **有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第二条第一項若しくは第十五条の二第一項の登録を受けていない農薬について当善輸入者(輸入の媒介を行う者を含む。)又は販売者は、その製造し、加工し、輸入(輸入の媒介を含む。)し、若しくは販売する農** その製造し、
- 2 製造者又は輸入者は、その製造し、 加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いて

該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

# (除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

- 第十条の三 除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。 じ。)を販売する者(以下「除草剤販売者」という。)は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、 は、この限りでない。 除草剤(農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同 ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合 当該
- 農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。 除草剤販売者(除草剤の小売を業とする者に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、 その販売所ごとに、 公衆の見やすい場所に、 除 草 -剤を

## (勧告及び命令)

- 第十条の四 することができる。 農林水産大臣は、 除草剤販売者が前条の規定を遵守してい ないと認めるときは、 当該除草剤販売者に対し、 必要な措置をとるべき旨
- 農林水産大臣は、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、 当該除草剤 7.販売者

## (使用の禁止)

製造し若しくは加工し、 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬(第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。) 何人も、 『工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登 ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者 この限りでない。

## 特定農薬

### 薬の使用 元の規制)

の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、 いて農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二条第一項又は第十五条 その使用の時期及び方法その他の事

2 農林水産大臣及び環境大臣は、

3 農薬使用者は、 第一項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準)に違反して、農薬を使用してはならない。公び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

# 、水質汚濁性農薬の使用の規制

第十二条の二 政府は、 政令をもつて、 次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまつて使用されているか、 実であること。 又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込 つみが

伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域 質の汚濁が生じ、 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまつて使用されるときは、一定の気象条件、 かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。 地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その 使用 の水

2

ずるおそれがあるときは、 他の条件を勘案して、 を定めることができる。 (の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨 (国の機関が行なう当該農薬の使用については、 又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか 都道府県知事は、 水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その 政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて、 あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨 地域を限り、 当該農

## 農薬の使用の指

第十二条の三 を受けるように努めるものとする。 (昭 農薬使用者は、 和二十五年法律第百五十一号) 農薬の使用に当たつては、 第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第百六十五号)第八条第一項に規定する普及指導員若しくは 定する者 0 指

## (農林水産大臣及び都道府県知 事の

は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、十二条の四 農林水産大臣及び都道府県知事は、農薬につい 指導その他の援助を行うように努めるものとする。 農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、 使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化 農作物等若しくは水産動植物の被 害、 に関する助 汚濁又

## 告及び検

- 2 (な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。 都道府県知事は、 (を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、 売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草 第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の 第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、 農林水産省令・環境省令の定めるところにより、 加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必 前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しな 工、輸入、
- 3 第一項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者又は水 ればならない。
- だし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、 ち入り、 に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立 質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、 加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販 売
- その身分を示す証明書を示さなければならない。

## 、センターによる検査

- 第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、 2 査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、 農林水産大臣は、 書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、 前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、 農薬の製造、 センターに対し、 製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用 加工、輸入、 ・時価によつてその対価を支払わなければならない。 当該集取又は立入検査の期 販売若しくは使用の状況若しくは 月、 場所その他必 から 帳簿
- 3 (な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 は、 前項の指示に従つて第一項の集取又は立入検査を行つたときは、 農林水産省令の定めるところにより、 同 |項の規定により得た検査 一の結

を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 書を示さなければならない。 第一項の場合において、 同項に掲げる者から要求があつたときは、 同項の規定により集取又は立入検査をするセンターの職員は、 その身分を示す証明

(都道府県が処理する事務)

第十三条の三 権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、 9る事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 第十三条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限並びに第十条の四及び第十四条第二項の規定による農林水産大臣

(権限の委任)

- 第十三条の四 その一部を地方農政局長に委任することができる。 第十条の四、 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、 農林水産省令の定めるところにより、
- 2 第十三条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、 環境省令の定めるところにより、 その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

(監督処分)

- 第十四条 製造者若しくは輸入者に係る第二条第一項の規定による登録を取り消すことができる。 農林水産大臣は、 製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、 農薬の販売を制限し、 若しくは禁止 又はその
- 2 農林水産大臣は、 販売者が第九条第一項若しくは第二項、 第九条の二又は第十条の二第一 項の規定に違反したときは、 当該販売者に対 Ļ 農 薬 0) 販売
- 3 を制限し、又は禁止することができる。 は植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、 農林水産大臣は、 その定める検査方法に従い、センターに農薬を検査させた結果、 又は禁止することができる。 農薬の品質、 包装等が不良となつたため、 農作物等、 人畜又は
- 4 売者に対し、 都道府県知事は、 農薬の販売を制限し、 販売者がこの法律の規定(第九条第一項及び第二項、 又は禁止することができる。 第九条の二並びに第十条の二第一項の規定を除く。 に違反したときは、 当該

(聴聞の方法の特例)

第十四条の二 前条第 項 の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わなけ ればならない。

(登録の制限)

第十五条 第十四 条の規定により登録を取り消された者は、 取消の日から一年間は、 当該農薬について更に登録を受けることができない。

外国製造農薬の登録)

水産

国に お 11 て 本 邦 に 輸 出 さ れる農薬を製造 Ļ 又 は 加 工 L てこれ を販 売する事業を営 I む 者 は 当 該 | 農薬に つ V て、 農 林 水 産 大 臣 0 登 録 を受

- 2 .人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含 項の登録を受けようとする者 は、 本 邦 内におい て品質の 不良 な農 薬 のうちから、 0 流 通  $\mathcal{O}$ 防 止 当 該登録の申請の際選任しなければならな 必 要な措置 を採らせるため 0 者を、 本 邦 内に 住 所 を 有 す る 者 **外**
- 3 その変更の日から一月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 録を受けた者 (以下「登録外国製造業者」という。 は、前 項の規定により選任した者(以下 「国内管理人」という。 き
- 4 る。 )を真実かつ完全に記載し、 外国製造業者は、 帳簿を備え付け、これに第一項の登録に係る農薬の種類別に、 その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければ その製造数量及び 譲渡先別 譲渡数量 るも
- 5 内管理人は、 帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知された事項を記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならな

農薬を」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものを製造し、 農薬を製造し、 あるのは 名(法人の」と、同項第 六条の四第一項の規定は第一項の登録に係る農薬に、第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、 事業 加工し、輸入(輸入の媒介を含えるが製造し若しくは加工し、 、は輸入者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者」と、 条第二項第一号中「氏名(法人の」とあるのは 規定は登録外国製造業者に、第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者及びその国内管理人に準用する。 第二条第二 「第十五条の二第 項 」とあるのは「製造業」と、 中 二週 項」と、 項」と、「 0 「一月」と、 「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは 輸入 登 項、 間」とあるのは 録 に 又は加工してこれを販売する事業をいう。 (輸入の媒介を含む。 同条第四号及び第六条の七中「第十四条第一 第三項及び第六項、第三条から第五条まで、 係る農薬で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。 「製造若 一項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、 同条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、 九号中「製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法」とあるのは「製造方法」と、 しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、同条第三号及び第六条の六第一号中「第二条第一項」とあるのは 「一月」と、同条第六項中「二週間」とあるのは 又は輸入した」とあるのは 第六条第二項中「二週間」とあるのは「一月」と、 Ļ 若しくは販売する農薬」とあり、 工しようとする農薬については、製造方法」とあるのは「製造方法」と、同条第三項第五号中「製造者「第十五条の二第一項の登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者及びその国内管理人に準用する。この場合において、第 以下同じ。)」と、「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」とあるのは 「製造業」と、 「当該登録外国製造業者が製造し、 項」とあるのは 第六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第二条第五項、 第五条の二第一項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製第三条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「二週 同条第三項中「二週間」とあるのは 及び 「一月」と、第六条の五第二号中「第二条第一項」とあるのは 「第十五条の五第一項」と、 「その製造 同条第五項中「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは Ļ 又は加工して販売した」と、第十条の 又は加工してこれを」と、 第七条中「その製造し若しくは加工 加 エし、 第六条の六及び第七条 同条第三号中「製造者又は輸入者」とある 又は輸入する農薬」とあるのは 「一月」と、「製造若しくは加工又は輸 第九条第四 (ただし書を除く。) 「製造業」と、同 一中 項 第六条の三及 中 又は輸入した 第十五 製造者又は 「製造 「第十五条 「製造業 週間」と 条 業 入 条

#### 管理 人に 係 る報 告及 び 検 査

五. 農 林 水産 大臣又は環境大臣は、 国内管理人に対 Ĺ その 業務に関し報告を命じ、 又はその 職員に必要な場所に立ち入り、 帳 簿 類 そ

必要な物件を検査させることができる。

- 2 とができる 農林水産大臣は 前項の場合において必要があると認めるときは、 センターに、 必要な場所に立ち入り、 帳簿、 書類その 他必要な物件を検査させるこ
- 3 だれ準用する。 第十三条第四項  $\mathcal{O}$ 規定は第一項の規定による立入検査について、 第十三条の二第二項から第四項までの 規定は前項の規定による立入検査について、 そ

# 国製造農薬の輸入者の届

一録外国製造業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。 五 条の四 第十五条の二第一項 の登録に係る農薬の輸入者は、 次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 ただし、 当該輸入者が当該農薬の

- 輸入する農薬の登録番号
- 二 輸入者の氏名及び住所
- 項の規定による届出をした輸入者は、 同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその輸入を廃止したときもまた同項と同様に届け 出 なければ ならな
- 3 事項中に変更を生じた場合又はその輸入を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその輸入を廃止した日から二週間以内に、前二項の規定による届出は、新たに第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入を開始する場合にあつてはその開始の日の二週間前 ならない。 これをしなけ までに、 第一項 ばの

# 、外国製造農薬の登録の取消し

第十五条の五

- 報告がされたとき。 農林水産大臣又は環境大臣が必要があると認めて登録外国製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国製造業者に対し、その登録を取り消すことができる。 又は 虚
- をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、 くはその原料を時価により対価を支払つて集取させ、 又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、 その職員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若 妨げられ、又は忌避されたとき。 書類その他必要な物件に ついての 検査
- 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。
- 登録外国製造業者又はその国内管理人がこの法律の規定に違反したとき。

す

3 前項の規定により登録を取り消された者は、 第六条の三第三項の規定は第一項の規定による登録の取消 取消しの日から一年間は、 しについて、 第十四条の二の規定は同項の規定による登録の取消-当該農薬について更に登録を受けることができない。 の取消しに係る聴聞につ 、て準用

# (センターに対する命令)

第十五条の六 三条の二第一項の集取及び立入検査、第十四条第三項の検査並びに第十五条の三第二項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認め、十五条の六 農林水産大臣は、第二条第三項及び第六条の二第二項(これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の検査、第十 センターに対し、 当該業務に関し必要な命令をすることができる。

# (農業資材審議会)

- 令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、 若しくは廃止しようとするとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、-六条 農林水産大臣は、第一条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第一条の三の規定により 会の意見を聞かなければならない。 第一条の三の規定により公定規格を設定し、 若しくは変更しようとするときは、 第九条第 一項の農林水産省 農業資材審
- 第一項若しくは第二項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。 環境大臣は、 第三条第二項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、 又は第十二条の二
- 3 環境省令を制定し、 農林水産大臣及び環境大臣は、第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第十二条第一項の農林水産 若しくは改廃しようとするときは、 農業資材審議会の意見を聴かなければならない。 省 令

## (協議等)

2

- 第十六条の二 令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、 農林水産大臣は、水質汚濁性農薬について、 環境大臣に協議しなければならない。 公定規格を設定し、変更し、 若しくは廃止しようとするとき、 又は第九条第二項 への農林 水産省
- 掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならな 環境大臣は、第三条第二項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。 次項において同じ。)の規定により第三条第一項第四号又は第五号に
- 3 厚生労働大臣に対し、 環境大臣は、 第三条第二項の規定により同条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、 資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣及び環境大臣は、第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、 又は改廃しようとするときは、 厚生労働大臣の公衆衛生の 見 地か

## (適用の除外)

第十六条の三 農薬を輸出するために製造し、 加工し、 若しくは販売する場合又は除草剤を輸出するために販売する場合には、 この法律は、 適用

## (事務の区分)

第十六条の四 第十三条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条

第九項第 一号に規定する第一号法定受託事務とする。

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する

- 第二条第一項、 第七条、 第九条第一項、第十条の二(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)、第十一条又は第十二条第三項の規定に
- 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者
- 第九条の二又は第十条の四第二項の規定による命令に違反した者
- 五四 第十二条の二第二項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者
- 第十四条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止に違反した者
- 第六条第二項、第八条第一項若しくは第二項、第十条、第十五条の二第五項又は第十五条の四第一項若しくは第二項の規定に違反した者八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- %定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者第十三条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若し 若しくは虚偽の報告をし、 又は同条第一項若しくは第三項若しくは第十三条の二第
- 第十五条の三第一 項の規定による報告を怠り、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌
- 第十八条の二 第五条の二第三項、 第六条第一 項、 第三項、 第五項若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(十九条)法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、 前三条の違反行為をしたときは、 行為
- 第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る。)、第二号又は第三号(第九条の二に係る部分に限る。 億円以下の罰 金
- 第十七条 (前号に係る部分を除く。)、第十八条又は第十八条の二 各本条の罰金刑
- つてその農薬を取得した場合においても同様とする。 第十七条の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は所持するものは、 その全部又は 一部を没収することができる。 犯罪の後 犯 人以外の者
- 2 項の場合において、 その農薬の全部又は 一部を没収することができないときは、 その価額を追徴することができる

一項

第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した場合には、 その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)(抄

(定義)

第二条 ほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。 この法律において「肥料」とは、 植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じように化学的変化をもたらすことを目的として土地に

2~4 (略

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)(抄)

第二条 同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。 路その他公共の用に供される水路(下水道法 この法律において「公共用水域」とは、 (昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、 河川、 湖沼、 港湾、 沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、 かんがい用水

2~9 (略

○ 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)(抄)

(審査請求書の補正)

審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、 審査庁は、 相当の期間を定め、 その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならな

○ 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第百六十五号)

(普及指導員)

第八条 都道府県は、 前条第 一項第二号、 第五号及び第六号の協同農業普及事業を行うため、 普及指導員を置く。

略

(病害虫防除員)

 $\bigcirc$ 

植物防疫法

(昭和二十五年法律第百五十一号)

第三十三条 常勤の病害虫防除員を置く。 都道府県は、 防除のため必要があると認めるときは、 発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、 条例で定める区域ごとに、 非

2

(略)

 $\bigcirc$ 地 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

② \$

(略)

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、 (以下「第一号法定受託事務」という。

(略)

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律につ いてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、 める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 政令に定

(11) (17) (略)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| 農薬取締法(昭         | (略) |   |
|-----------------|-----|---|
| 和二十三年法          |     | 法 |
| 律第八十二号)         |     | 律 |
| 第十三条第一項及び第二項の規定 | (略) |   |
| により都道府県が処理      |     | 事 |
| することとされている事務    |     | 務 |

# ○ 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄

若し くは保存の方法に 厚生労働大臣 は、 つき基準を定め、 公衆衛生の 見 地 又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。 から、 事・食品衛生審議会の意見を聴いて、 販売の用に供する食品若しくは添加物 の製造 Į, 使 用 調

保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、 その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、 若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物い方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、 を製造 理 若 輸入 しく

し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼 い量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、 した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。)が、 法律第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質(その物質が化学的に変化して生成 に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、 農薬 し、使用し、調理し、 られ (農薬取締法 ている場合については、 (昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬をいう。 保存し、 この限りでない。 又は販売してはならない。 ただし、 当該物質の当該食品に 残留する量の限度について第一 次条において同じ。)、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 餇 するために製造し、輸入し、加人の健康を損なうおそれのな 項の食品の成分に係る規 (料の安全性の確保及び 両料(同条第二項の確保及び品質の に関する 格が

第三十三条 合しているときは、 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件 その登録をしなければならない。この場合において、 登録に関して必要な手続は、 厚生労働省令で定める。 0 すべてに適

る条件に適合する知識経験を有する者が実施し、 別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、 その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。 かつ、 製品検 査 一は同 表 の第三 一欄に

二·三 (略)

(略)

別表(第三十三条関係)

的検査 二 純水製造装置 理化学 一 遠心分離機

| 次の各号のいずれかに該当すること。

専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧

四名

| 八 高速液体クロマトグラフ                   | 七 原子吸光分光光度計                       | 定する農薬の検査を行う者に限る。)   | 残留する農薬取締法第一条の二第一項に規   | 六 ガスクロマトグラフ質量分析計(食品に  | 五 ガスクロマトグラフ   | 四 ホモジナイザー                                   |
|---------------------------------|-----------------------------------|---|---|---|---|---|
| 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 | 上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。      | した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年以                          | 又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業  | 二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)   | た後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。  | 学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業し        |
|                                 |                                   |   |   |   |   |   |
|                                 | 速液体クロマトグラフ     三 前二号に掲げる者と同等以上の知識 | 高速液体クロマトグラフ   三 前二号に掲げる者と同等以上の知識原子吸光分光光度計   上理化学的検査の業務に従事した経験 | 高速液体クロマトグラフ 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。原子吸光分光光度計 上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。定する農薬の検査を行う者に限る。) した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後) | 高速液体クロマトグラフ 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 原子吸光分光光度計 上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 とする農薬の検査を行う者に限る。) した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年残留する農薬取締法第一条の二第一項に規 又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒 | 高速液体クロマトグラフ 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 原子吸光分光光度計 上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 こまする農薬の検査を行う者に限る。) した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年残留する農薬取締法第一条の二第一項に規 又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒成の スタロマトグラフ質量分析計(食品に 二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。 | 高速液体クロマトグラフ 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 |

 $\bigcirc$ 物質の審 査及び製造等の規制 に関する法律 (昭和四 八年法律第百十七号)

(他の法令との関係)

二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、 せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、 三十七条第一項、 十五条 種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、 二、第九条第一 第二十五条、 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、 第二十六条第一項、第二十八条第二項、 第十条第一項及び第二項、第十二条、 第三十九条、第四十一条第一 第二十九条第一項、米、第十三条第一項、 項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項並びに第四十二条の規定を、 第七条第一 第十四条第一項、 項、 第三十四条第一項及び第三項、 第八条第一項 第十六条、 (同条第二項において準用する場合を含む。 第十七条第一項、第十八条、 第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、 第三十七条第一項、第三十九条及び第四十 第三十五条第一 第三十九条及び第四十二条の規定を適用 第二十五条、 第三十六条第一項、 第二十六条第一項、 第二十二条第一 第 第 第

法第六十二条第一項に規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗浄剤 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規定する 食 品 同 条第二項に規定する添加物、 同 条第五項に規定する容器包装、 同

二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬

二 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第二項に規定する普通肥

の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼 料 添

五. 項 医薬品、 規定する医薬部外品、 医 療機器等の品質、 同条第三項に規定する化粧品、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 同条第四項 に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第一 項に規定する医薬 品 同 条第二

0 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人農林水産消費安全技術センター 法 (平成十一 年法律第百 八十三号) (抄)

センター は、 第三条の目的を達成するため、 次の業務 を行

農林水産物、 飲食料品 (酒類を除く。以下同じ。) 及び油 脂 の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提

·成二十五年法律第七 匹 条第

六項に規定する食品表示基準が定められた司去第二条第一頁に見ない。これである。一般林物資及び食品表示法(平成二十五年法律第三、日本農林規格又は飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資及び食品表示法(平成二十五年法律第三、日本農林規格又は飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資及び食品表示法(平成二十五年法律第三日本農林規格)の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

兀 第二項第三号に規定する試験等をいう。)その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する、日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証又は試験等(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条 価及び指導を行うこと。

第三号に規定する農林物資及び食品 (次号において 「農林物資等」という。  $\smile$ びに講習を行うこと。 の品質管理及び表示 .関する技術上の調査及び指導を行うこと。

十十九八七六五 前二号に掲げるもののほか、農林物資等の検査技術に関する調査及び研究並 農薬、 飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

飼料及び飼料添加物の製造設備、 製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、 前項の業務のほか、次の業務を行う。

日本農林規格等に関する法律第三十五条第二項第六号及び第五十五条第一 項 第五号の 規 定による検査及び質問並びに同法第六十六条第 項 から

(までの規定による立入検査及び質問

二 食品表示法第九条第一項の規定による立入検査及び質問

よる立入検査及び質問 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第三十条の一 第一 項  $\mathcal{O}$ 規定による立入検 査 質問及 び収去並 びに 同 法第三十三条の三 項 定に

六 五

査 農薬取締法 が ん動 0 安全性の 物 用 (昭和二十三年法律第八十二号) 餇 確 料 0 保及び品質の改善に関する法 安全性の確保に関する法律 第十三条の一 律 (平成二十年法律第八十三号)第十三条第律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十· 第一 項 の規 定による集 取及び立入検査並 -三条第一項の規定による立入検査、第五十七条第一項の規定による立て 項の規定による立入検 びに 同 法第十五条の三 質問 第 査 豆及び集 二項 質問 0) 取 及 規 Ű 定による立入検 収去

八七 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第十七条第一項の規定による立 十九年法律第三十四号)第十七条第一 一入検 査

検査及び収去 (平成十五年法律第九十七号) 第三十二条第 一項 の規定による立入り、

# $\bigcirc$ 食品安全基 本法 (平成十五年法律第四十八号)

#### 健康影響評 価の 実 施

態であ 品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。 食品 食品に含まれ、 の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、 又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評 ただし、次に掲げる場合は、 この限りでない。 化学的若しくは物理 的な要因 価 で「食」とは状

- 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 項第三号に掲げる場合においては、 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、 あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがな
- 3 二項の食品健康影響評価は、 その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立ては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。 客観的かつ中立公正に行 わ れ なけ れ ば ならない。

### 委員会の 意見 の聴取

合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。 十四条 係各大臣は、 次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。 ただし、 委員会が第十一条第一 項 (第一号に該当すると認 める場

- するとき 量を定めようとするとき、 うとするとき、 定めようとするとき、 深除をしようとするとき、 のない場合を定めようとするとき、 食品衛生法第六条第二号ただし書(同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれ 又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。 同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若 同法第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのな 同法第十八条第一項 同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそ 同法第十一条第一 (同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定により基準若しくは規格を定めようと 項(同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を がない場合を定 しくは一部  $\emptyset$
- の規定により特定農薬を指定し、 同 法第三条第 (昭和二十三年法律第八十二号) 項第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。 若しくは変更しようとするとき、 第 一条の三の規定により公定規格を設定し、 又は同法第三条第二項 変更し、 (同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む )を定め、 若しくは廃止しようとするとき、 若しくは変更しようとするとき。 同 法第

- 三条の三第一項(同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは 三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、 くはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき て準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第十三条の二第一 号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、 取 (昭和二十五年法律第百二十七号)第三条の規定により公定規格を設定し、 同法第七条第一項若しくは第八条第三項(これらの規定を同法第三十三条 変更し、 若しくは廃止しようとするとき、 同 法 か 二 第四 仮登録をし、 又は同法第十 (同法第三十 一第六項に 条 不第一項
- 伝染病を定める農林水産省令を制定し、 家畜 伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 若しくは改廃しようとするとき、 第 一条第 項 の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、 又は同法第六十二条第 一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようと 同 法第四 項 0 する 届 出
- 五. 法第三条第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、 飼料の安全性 の確保及び品質の改善に関する法律 設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定により飼 又は同法第二十三条の規定による製造、輸入、 料添 加物を指 定しようとするとき、
- 六 と畜場法 若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十四条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき (昭和二十八年法律第百十四号) 第六条、 第九条、 第十三条第一項第三号若しくは第十四条第六項第二号若しく は 第三 号の 厚 生労働省令を

荒若しくは使用の禁止をしようとするとき。

- 七 又は改廃しようとするとき 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第四条第二項 (同条第一項第一号から第三号までの規定に係る部分に限る。 0) 厚 |生労働 省 令
- 十七第一 同 動 条 目 される同法第十四条第一項、 十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二十三条の三十七第一項若しくは同法第八十三条第一項の規定により読 医薬品、 ľ 1.第十九条の四において準用する場合を含む。 の四において準用する場合を含む。 的 準用する場合を含む。 合を含む。以下同じ。)、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の八第一項(同法第二十三条の二の二十第一 のために使用されることが目的とされている医薬品若しくは再生医療等製品についての再審査を行おうとするとき、 とされている医薬品、 下同 項、 項 若しくは同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項若しくは第二十三条の二十九第一項 医療機器等の品質、 じ。 ) 物のために使用されることが目的とされている医薬品若しくは再生医療等製品についての再評価を行おうとするとき、 第二十三条の二十五第一項、第二十三条の二十八第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の規定による動物のために使用されることが 同 法第二十三条の二の十九 若しくは同法第八十三条第一 以下同じ。)、第二十三条の二の十七第一項、 医薬部外品、 第十四条の三第一項、第十九条の二第一項、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四 以下同じ。)若しくは第二十三条の二十九第一項 医療機器若しくは再生医療等製品についての承認をしようとするとき、 において準用する場合を含む。 項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の六第一 以下同じ。 )若しくは第二十三条の三十一第一 以下同 第二十三条の二十五第一 第二十三条の二の五第一項、 ľ 条第 項、 若しくは同 (同法第二十三条の三十九において準用する場合を含 第十四条の三第一項 項 項、 法第八十三条第 (同法第二十三条の三十九において準用する場合を含 第二十三条の二十八第一項 第二十三条の二の八第一項、 項若しくは第二十三条の三十一 (同法第二十条第一 同法第十四条の四第 一項 の規定により読み替 同法第十四条の六第一 (同法第二十三条の四 同法第 項にお 一項(同法第十九 いて えて適用され の規定による 十三条の二の み替えて適 項(同 E 甪 以下 の規

|条の五第一項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

の立案をしようとするとき。 康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、 を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。)又は同法第三条第一項の政令(農用地の利用に起因して人農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第二条第三項の政令(農用地の土壌に含まれることに起因して人の 又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。)の制定又は改廃 (農用地の利用に起因して人の健含まれることに起因して人の健康

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。 (平成二年法律第七十号) 第十一条、 第十五条第四項第二号若しくは第三号、 同 条第六項又は第十

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号) 附則第二条の二第一項の規定により添加物の名称を消除しようとする

十二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第六条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七条第一項又は第二項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

(関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。

)においては、

当該食品

の安全性

0

関係各大臣は、

前項ただし書の場合

?する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、 第一項に定めるもののほか、 関係各大臣は、 食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは 委員会の意見を聴かなければならない。 委員会の意見を聴くことが

3